



\* 0 0 2 8 5 0 2 0 0 0 \*

3

0028502-000

664-1-(2)

銀行金融の知識

太田黒敏男・著

非凡閣

昭和9

ADI

この著作物は、著作権者不明のため、著作権  
第67条の規定に基づき、平成12年5月  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するも



417





銀行 金融の知識

商學博士 大田 黑敏男 著

非 凡 聞





664-1

## 序

本書は知識文庫中の一卷として通俗的なものをとの書肆の依頼により執筆したのであつて、主として銀行短期金融に關し我が國の現行制度に立脚してその活動の形態と機能とを説き、外國の制度にして参考となるべきものはその概要を述ぶることとした。

私が本稿を起したのは今年早春の頃であつたが、爾來校務多事多端匆忙の裡に漸く脱稿するに至つた。之を通讀するに精疎宜しきを得ず、意に満たざるものあり、其の完成は之を後日に期するの外はない。

尙、資料蒐集に關しては友人川北氏に負ふところ少からず。附記して感謝の意を表したいと思ふ。

1

昭和九年四月

鎌倉にて

太田 黒 敏 男



(萬有知識文庫)

銀行金融の知識 目次

1

第一章	金融及び金融機關	一
第二章	銀行の發達と分化	二一
第三章	中央銀行の機能	一九
第四章	商業銀行の機能	六九
第五章	銀行の受信業務	二五
第六章	銀行の授信業務	三五
第七章	手形の取立及び交換	二〇八
第八章	貯蓄銀行	二八



2

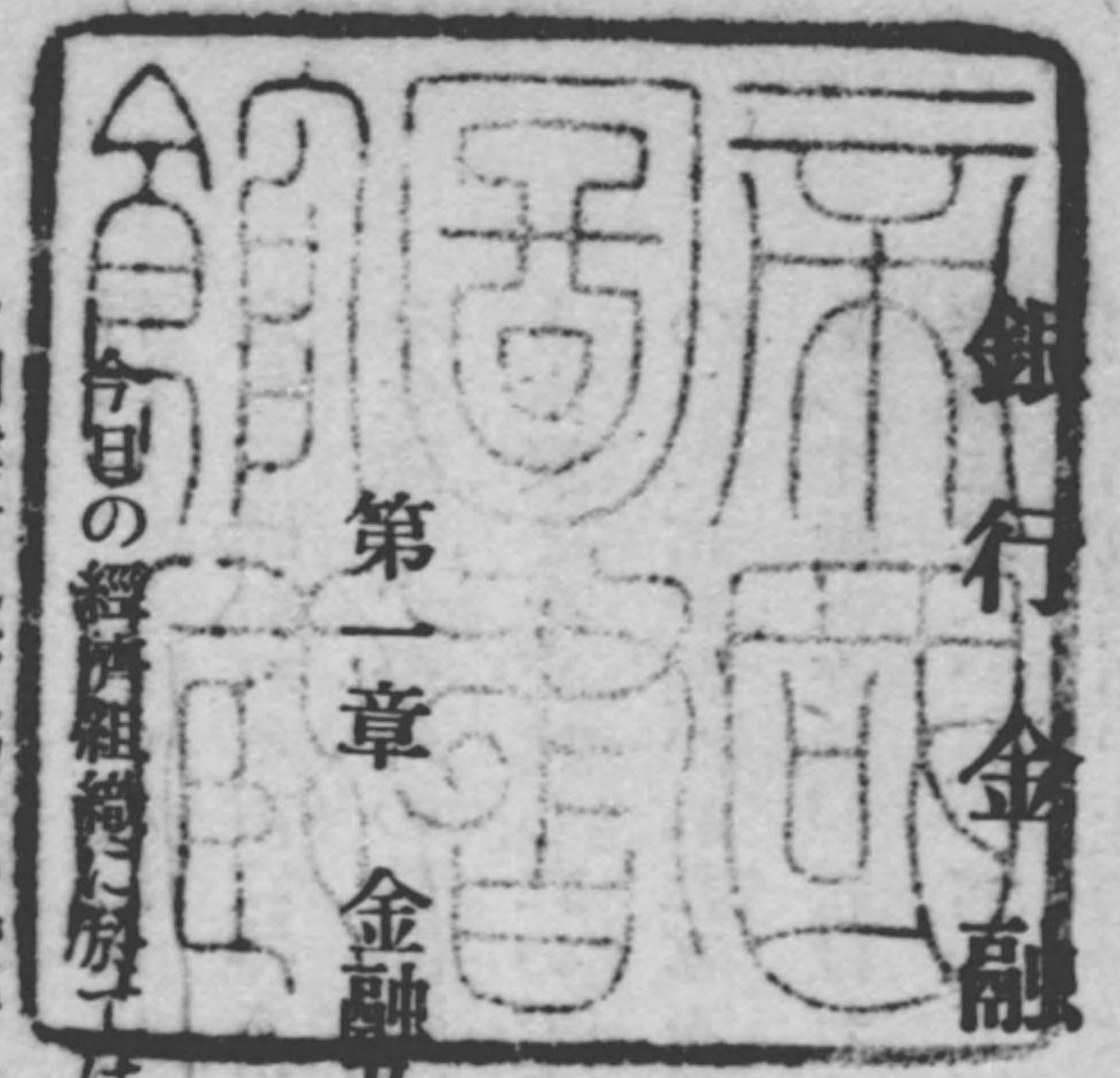
第九章 銀行の長期金融……………三五

第十章 我が國に於ける銀行業の推移と金融集中の傾向……………三〇

(萬有知識文庫)

銀行金融の知識

商學博士 太田 黑 敏男 著



第一章 金融及び金融機關

今日の經濟組織に於ては如何なる事業を經營するにも、資金を必要とする。而して此の資金を調達せんが爲めの貸借取引を金融と云ひ、資金を有する者と有せざる者との間に於て有無相通するの手段である。

1 往昔、人類の經濟生活が單純であつた時代には、各家庭は自家に要する物資は出来るだけ自家で生産し、自家で製造し得ないものも村落又は小都會内の住民が生産してそれを相互に交



換して用を足した。即ち、各家族は凡てのものを自給自足することを原則とし、それが出来なくとも一村一村落又は一都市内に於て凡ての日用品を自給してゐた。従つて此の時代には交換の媒介物、即ち貨幣を必要としなかつたのである。

經濟單位が擴張されて數個の村落又は小都市に及ぶに至つても、物資交換は長く物々交換が行はれ、數個の村落又は小都市の住民は自家で生産して、消費し盡せない物資を一定の期日を定めて開かれる市に持ち出して交換した。例へば山間の住民は自家では消費し盡せない程木炭を生産し、平地の住民は多量の米を生産するとすれば毎月一定の日に便宜の地に集合して、米と木炭とを交換したのである。今日猶現存する、四日市、八日市等の地名は毎月四の日又は八の日に市が開かれた事を示すものである。此の當時に於ては經濟學者の所謂貨幣時代の初期であつて物々交換が行はれると共に我が國に於ける米、歐米諸國の小麥、毛皮等の如く、長期の貯藏に堪へ、且つ何人も需要するもの、又は現代の硬貨に類似するものが交換の媒介物として用ひられ始め、生産者は自己の生産物を一旦交換の媒介物と交換し、それを更に自己の欲する物品と交換するに至つた。

次に我が國では桃山時代から徳川時代、西洋ではフランス革命前後になつて、産業も漸く發達し、交通機關も進歩して廣い區域の間に物資の交換が行はれるやうになると不便な物々交換から漸次貨幣を仲介とする物資の賣買が盛んになり、それと共に各人は各々自己の最も得意とする物資を市場で貨幣と交換することを目的として生産するやうになつた。即ち注文によらないで最初から商品を生産するに至つたのである。

かくの如くして各人が自己の長所とする物資のみを生産する原始的分業時代に入つて産業は發達し、其の原料品及び製品運搬の必要上交通の發達を促進し、それが更に産業の發達を刺戟して、我が國の例を以て言へば經濟單位は一村一村落から數村落に擴張され、それが一藩に及び、更に數藩を包含する一地方に延長された。

此の時代には最早物資の交換には何人にも異議なく受け入れられる交換の媒介物であつて價値の尺度となり、價値の貯藏に適し、將來支拂の標準となる貨幣の存在が缺ぐべからざる條件となつた。我が國に於て慶長小判の鑄造が徳川時代の初期に行はれたのは此の必要に應ずるためであつた。



かくの如く貨幣が廣く流通するやうになると、茲に其の貨幣を必要とするものに、それを貸付けるものが生ずるのは當然の順序である。而して金銭の貸附をするものは現在の欲望を制して將來を期するのであり、又借主の不信、又は死亡等によつて辨済し得られない危険が伴ふのであるから、それに對する報酬を要求するのは當然である。かくして貸金に對する利子の觀念が生じた。

此の時代の金融は個人貸借又は或る神社佛閣を中心とする人々相互の間に行はれることが多く、毎月一定の日に一定數の人が一定の金額を持ち寄つて、其の總額に對し資金を必要とするものが入札又は抽籤を以て取得し、生産又は消費のために使用した。賴母子講又は無盡等は即ち之れである。

英國を最初として産業革命が完成し、アダムスミスが解説したやうに一本の留針を製造するに數十の過程を用ふるに至り、それと共に道路、運河、鐵道、汽船等の交通機關が發達して、經濟單位が一國全部に擴張され、更に全世界に及び、市場も之れに伴つて増大し、製造工業の規模は益々大となり、其の要する資本も多額となつた。従つて其の資本を一人又は少數の個人

が濫出することが不可能となり、それと共に各個人の經濟上の危険を分散する必要も加つて多數の零細なる資金を併せて一事業を興す所謂株式會社制度が確立し、茲に初めて近代的資本主義が生れたのである。

經濟状態がこゝまで進歩する以前、既に産業革命が進捗し通貨の量が多くなるに従つて各人の手には貯蓄金が残され、それを各自が貯藏したのであるが、それには各種の不便もあり盜難の危険もあるため安全確實な預託所を求むるに至つたことは當然であつて、此の要求に應じて生れたのが銀行である。

銀行は自己の計算に於て一方に信用を受入れ、他方にそれを與ふる企業であるが、古代バビロンで貴重品を預り、其の預り證が紙幣と同様に流通したとか、ギリシアに於て神殿で貴重品を預り、それを貸付けたとか云ふ記録があり、其の時代及びローマ時代でも各地間に送金事務及び預金貸附が行はれたが、現代の銀行に類似した制度が發達したのは、中世紀に於て商業の中心地をなしてゐた、イタリーのゼノア、フロレンス等であつた。當時の銀行は今日の意味とは異り、預金及び兩替を主としたものであつて、今日のやうに受入れた信用を貸出すことは少



なかつた。此の制度は歐洲の商業中心地がイタリアから阿姆斯特ダム、ハンブルグに移るに従つて各地に輸入されたが、英國ではロンバード人の金銀細工人が其の預つた金銀の受取證を發行したのが小切手の起原であると云はれ、次いで紙幣を發行したが、今日の意味に於ける銀行が發達したのは前述の如く産業革命發展後であつた。即ち初期にはユダヤ人の高利貸が營業をしてゐたが、彼等が放逐された後、前記のロンバード人が金銀細工人、質屋、及び銀行類似の業務を兼ね行つた。イングランド銀行は一六九四年に設立されたが、其の目的は政府に資金を提供することを主とした。即ち同銀行は同年政府に百二十萬ポンドを八分の利子を以て貸附け同額の利子附銀行券を發行することを許されたが、それと共に爲替を取扱ひ、金銀貨地金を賣買し、商品擔保の貸出をする特權を得たが、イングランド銀行或はその他の銀行でも其の主要目的は政府の財政を援助するにあつて、民間の商工業を助長することは附隨的業務に過ぎなかつたのである。

既に述べたやうに英國の銀行が商工業發達に主として力を盡し始めたのは産業革命前後であつて、十九世紀に入つて、諸産業が發達すると共に銀行の規模も大きくなり、産業組織が複雑

となると共に、後に述べるやうに銀行も専門化して、各種の金融事業を營む銀行が出現した。我が國では質屋、頼母子講及び無盡が久しく民間の金融に當つてゐたが、預金事務は遂に維新當時までは見るべき發達をするに至らず、唯爲替業務のみは比較的盛に行はれた。而して海外との交通が開けるに至つて三井、小野組等の御用商人の盛衰を経て爲替會社の設立が行はれ、金銀、錢券洋銀券等の取扱をした。其の後、維新の財政混亂當時に發行された太政官札整理の必要上、伊藤博文公が外國の銀行制度を視察し、明治三年、米國のナショナルバンク制度に倣ひて國立銀行條例を發布し、公債を擔保とする銀行券の發行を許した。此の制度には消長があつて遂に其の不備を覺り、明治十二年に至つて國立銀行の設立を禁じ、明治十五年十月日本銀行を設立して、銀行券の發行を統一し、他の銀行が銀行券を發行する事を禁じ、政府は當時流通してゐた不換紙幣の整理を敢行した。かくして當時存立してゐた國立銀行は皆商業銀行に轉じた。第一銀行を始め、數字を行名とする銀行は皆當時の國立銀行の後身である。

日本でも歐米でも産業が發展し、經濟生活が複雑となると共に各種各様の新企業が發達した。其の中の或る企業は多大の資本を集中する性質を有し、其の最も著しい一例は保險會社で



あつた。保險會社は毎月多額の保險金を集め、且つ法規により高率の支拂準備金を保有するた  
め、それを有利に運用する必要に迫られた。従つて保險事業が發達してゐる諸國では保險會社  
は金融業者としての機能を發揮することゝなつた。

經濟狀態が進歩して一般庶民の手に小額ながら金錢が行き互るに至つて、其の貯蓄心を涵養  
し、浪費を防ぐ意味から多くの國には郵便貯金制度が創設せられ、次に郵便局を経由する送金  
と貯金とを同時に取扱ふために振替貯金制度が實施された。逓信省管下の金融機關は一般民衆  
から零細なる貯蓄金を吸収し、郵便貯金の如きは各種の事情、特に銀行に對する不信用に原因  
して多くの國では急激に膨脹し、我が國に於ても先年の金融恐慌以來は三十億圓の總額に達す  
るに至つたが、其の貯金の貸出しには各種の制限があり、一般民衆が利用することは困難であ  
る。近時地方還元化を叫ぶるゝのは之れが爲めである。

信託會社の勢力も著しく増大した。信託會社は其の發達は比較的近代であつて、ニューヨ  
ークに初めて創立されたもので、しかも信託事業を専門に取扱ふ會社が創立されたのは一八五三  
年に過ぎず、それまでは生命、信用等の保險、年金の交附等を取扱つてゐた。信託會社の主要

業務は各種財産の受託である。質屋は勿論銀行でも一定の貴重品を保護預りはするが、動産不  
動産、有價證券其の他の有價物件を受託し、之を適當に運用する機關では無い。然るに近世で  
は株式會社制度の發達に基因して株式の數は激増し、公社債も多くなり、且つ不動産の價値も  
騰貴した。しかも經濟狀態は益々複雑となり、之等の資産を運用することは普通人には甚だし  
く困難となり、それを所有者に代つて運用する機關の必要が感ぜられるに至つた。此の要求に  
應ずるものが信託會社であつて、各階級の人々のために土地家屋、有價證券其の他の動産を監  
理し、地代貸家賃を取立て、遺産の執行者となり、年金を支拂ひ、幼兒廢疾者の保護者となる  
等、米國に於ては『金融の百貨店』であると言はれるやうになつた。従つて十九世紀の後半以  
來、其の發展は著しく、我が國に於て信託法の成立を見たるは大正十一年四月に過ぎず、且つ  
銀行其の他の金融機關の領域を侵さないやう各種の制限を加へられてゐるに拘らず、急速に發  
展して、金融機關として重要な位置を占むるに至つた。

更に近代では或る特殊の目的を有する金融會社の設立が盛んに行はれるやうになつた。我が  
國でも日韓併合後、朝鮮の富源開發を目的として東洋拓殖會社を設立し、政府が其の株式に應



募し、債券發行の特權を與へ、其の債券の或る物に對しては政府が保證を與ふる等凡ゆる便宜を與へて半島の金融を助長した。其の後世界大戰中の好景氣に原因して住宅難を招來するに及び住宅組合を獎勵してこれに保護を與へ、又大正十二年九月の大震火災に多數の家屋が燒失した後にも復興助成會社を創設した。一九二九年秋の大恐慌後には米國では、農地貸附組合、再割引組合等を組織し、建築組合等に多額の資金を融通したが、之等の諸機關中、資本金の多額の點、及び、其の活動の活潑な點に於て世界の注目を惹いてゐるのは復興金融會社である。同會社は政府の補助を受け、債券を發行して商工業者の救済に努力してゐるのである。

其他個人から零細な資金を集めてそれを株式、公社債其の他の有價證券に投資して其の利益を分配する投資會社、會員が資金を出して相互に金融の便を計る金融組合等がある。

我が國でも外國でも金融は昔から今に傳はつてゐる無盡、頼母子等から、最も進歩した近代的金融機關によつて行はれてゐるが、銀行は依然金融の王座を占めてゐるのである。

## 第二章 銀行の發達と分化

前章に於て金融機關の發達を概觀するに當つて吾人は、銀行が如何にして生れ、又銀行以外の金融機關が何故に發達したかを述べたが、銀行のみに就て見るも産業の發達に順應して、其の規模が大きくなると共に、其の専門とする方面も著しく分化するに至つた。

前述の如くイングランド銀行は一六九四年創立されたのであるが、その主要目的は商工業の便宜を計るためでは無く、當時繼續中であつたフランスとの戦争に財政的援助を與ふるためであつた。その目的のために英國政府はイングランド銀行に百二十萬ポンドの銀行券の發行を許し、これを年八分の利子を以て政府が借入れたのであるが、イングランド銀行が法人であつた點と、銀行券を發行した點が其の以前に存在した銀行とは異つてゐるのであつて、中央銀行の嚆矢である。

爾來各國は英國に倣つて皆發行銀行を創設したが、此等の發行銀行は銀行券の發行と言ふ特權を有する外に多くは政府特別の援助を受けてゐるため、民間の銀行との競争的立場で營業す



ることを不當としたのと、貨幣制度の健全性を維持するためには危険の多い營業に携はることを不適當としたため、中央銀行は多くは銀行の銀行として營業するやうに其の業務を制限されてゐる。

我が國の日本銀行でも其の株式は日本人の外賣買讓渡するを許さず（日本銀行條令第五條）株主たらんとするものは大藏大臣の許可を要し（第六條）其の營業は（一）政府發行の手形、爲替手形其他商業手形の割引又は買入、（二）地金銀の賣買、（三）金銀貨又は地金銀を抵當とする貸金、（四）豫て取引約定ある諸會社、銀行の爲めに手形金の取立、（五）諸預り勘定と、金銀貨貴金屬、並びに諸證券類の保護預り、（六）公債證書、政府發行の手形、其他政府の保證に係る各種の證券を抵當として當座勘定貸、又は定期貸をすること等に制限され（第十一條）其他後にも述べるやうに、株券を抵當とする貸金、工業會社の株主となり、工業に關係すること、又は本支店出張所等を開設するに必要なもの、外不動産を所有することを禁ぜられてゐる。（第十二條）。

それと共に國庫金の取扱（第三條）、兌換券の發行（第十四條）、諸手形及び切手の發行（第

十五條）、公債證書の買入又は賣拂（第十六條）が出来るが後者には大藏大臣の許可を要するることになつてゐる。

我が國では日本銀行創立以來、右の方針を採用してゐるが、日清戰役後臺灣を領有し、日露戰役後に朝鮮を併合するに至つて兩地の特殊事情に鑑み兩行に銀行券の發行を許し、臺灣及び朝鮮に限つて各々其の銀行券の流通を見てゐる。即ち領土の擴大に伴ふ、發行銀行の地理的分化である。

現代の銀行は過剰資金を有する人々からその預入を受けて利子を支拂ひ、それを資金を必要とする人々に貸出して利子を徴し、其の間の利鞘を以て主要なる利益とする。預金は實質上要求された場合には即時返済しなければならぬ借金であるから貸出をするにも、最も確實安全であつて、回収するにも容易で、しかも利子の高い方面を選ばなければならぬ。銀行家の技術は預つた資金を出来るだけ多く安全有利に貸出して、しかも拂戻しの要求のある場合には、



遅滞なくその要求に應じ得る點にある。従つて銀行は預つた資金を貸出すに當つては公債とか一流會社の商業手形とか、確實であつて賣りたい時には何時でも市場で賣却し得るものを擔保として貸出をすることになるのである。

併しながら今日の如く經濟界が複雑となると、資金を必要とする人々が皆銀行から見ても理想的の擔保物件を提供し得るものでは無く、銀行の經營上からは望ましからざる種類ではあるが、充分の價値のある擔保物件を持つてゐるもので銀行の貸出を希望する場合が生じて來る。此の要求に應ずるために各種各様の銀行の發達を見るに至つたのは當然であらう。

我が國の例に見るも明治初年、外國貿易事業に資金を融通する爲替銀行は是非なければならぬ機關であつた。しかし當時は海外の事情には通ぜず、國內に於ても有利な事業が多く存在してゐたので、世人は危険な外國貿易に資金を與へる銀行に投資しようとする者は少なかつた。故に政府は、日本銀行をして一千二百萬圓の低利資金を貸出さしめ、政府も其の株式に應募して明治十三年二月横濱正金銀行を設立せしめ、預金貸出等普通銀行の取扱ふ事業に従事すると共に主として外國貿易に資金を供給する爲替業務を取扱はしめてゐる。

更に既に述べた銀行資金貸出しの理想から云へば、不動産は最も擔保物件としての理想に遠いものである。何となれば、不動産を擔保とする貸出は長期となり、且つ借り主が借金を返済しない場合にそれを處分せんとするも容易に賣却出來ず、銀行の貸出金を急に回収する必要がある時は大抵財界不況時代であつて、不動産の價値が下落して銀行は不測の損失を蒙ることになる。近年米國の地方銀行が破産したのは多くはこれが原因であつた。又我が國に於ても都市の商業銀行は漸く不動産金融を避くるに至つた。

しかし土地を有する農家でも都市の住民でも不動産を有し、それを擔保として貸出を受け度い場合が少くはない。其の場合には初めは個人の金融業者に依頼したのであるが、個人の金融業者の貸出し利率は多くの場合高利であつて、其の上各種の弊害を伴ふことを免れなかつた。加之、資本主義經濟が發達するに伴つて大會社が創立せられ、多額の資本を、土地工場、機械等に固定せしむることとなり、資金を必要とする場合に社債を募集してそれに充てることはあつても、必ずしもそれにのみ頼ることが不可能な場合が少くない。

右の事情に鑑みて、農耕地又は市街地の不動産を擔保として貸出をなさしむるために明治三



十年六月日本勸業銀行を設立し、更に地方の事情に應じて農工業に貸出をなさしむるために府縣農工銀行を翌三十一年に設立せしめた。又明治三十五年三月には勸業銀行を擔保として貸出をなさしむる目的を以て日本興業銀行を設立した。而して此等の銀行はその本來の性質から、貸出資金を預金に仰ぐことが出来ないため、債券を發行する特權を與へられてゐるのみならず、興業債券の如きは富籤類の割増金附とすることをも許されてゐる。所謂割引興業債券は之れである。

その他、北海道、朝鮮等でも土地家屋等の不動産を擔保とする貸出の要求が多いに拘らず、普通商業銀行はそれに應ずるもの少きため、北海道拓殖銀行、朝鮮殖産銀行を政府補助の下に設立營業せしめてゐるのである。

此の傾向は單に日本のみでは無く、米國に於ても、銀行の要求するやうな擔保物件を持たず、從來高利貸の犠牲となつてゐた農民のために不動産擔保の貸出をする銀行の設立が唱へられてゐたが、一九一六年に至つて聯邦農地貸附銀行が設立せられ、農民は始めて比較的長期に低利の銀行資金を借り入れることが出来るやうになつた。此の目的のためには聯邦農地貸附銀

行と、株式組織の土地銀行等が設立せられ、それが、米國を十二の區域に分割して貸附事務を取扱つてゐる。

のみならず右の長期貸附と、農民が、種子、肥料、機械等を買入れるために要する季節的の資金貸附のために中間的信用を與へる機關を必要とし、一九二三年三月、聯邦中間信用銀行が設立せられ、これも米國全土を十二區に分けて、普通銀行が農民の生産販賣組合、信用組合から農産物買入のために發行した手形を割引し、農業組合に資金を供給し、債券を發行する。而して農業信用に關しては銀行の銀行として活動することになつた。

其の他商工業發達の結果、庶民階級の手に小額資金が増加するに及び、其の浪費を防ぎ、貯蓄を奨励するため全國に貯蓄銀行の設立をなさしめ、普通銀行よりも預金利子を高くすると共に、其の貯蓄金を保護するため政府は後に述べるやうな各種の保護方法を講じてゐる。

米國では從來農民階級と同じく適當なる擔保物件を持たず、同じく高利貸に苦しめられる他無かつた俸給階級が會員となつてモーリス式銀行を創設し、労働者は労働者自身の銀行を創設してゐる。



以上述べたやうに經濟界が複雑となるに従つて銀行の種類も分化して來たが、今後此の勢の繼續することは必然であつて、今日に於ても我が國では盤絲金融、及び船舶金融を専門とする銀行の設立が提唱されてゐることは人の知るところである。

### 第三章 中央銀行の機能

銀行の機能は前述の如くであるが、半官半民たると純然たる民間の商業銀行たるとを問はず、銀行が其の機能を十分に發揮するには健全なる貨幣制度が存在し、通貨が圓滑に流通することを第一條件とする。而して此の任務を遂行するものは如何なる國家でも銀行の銀行たる中央銀行であるから、先づその組織、機能に就て述べたいと思ふ。

中央銀行は一國一行を原則とし、其の主要業務中、第一に擧ぐべきは銀行券の發行である。歐洲諸國の中には大戰前は勿論、今日に於ても數行の銀行券發行權を有する「中央銀行」が存在する國家があり、米國では一九一三年以前には多數のナショナル銀行が銀行券の發行に當り、現行の聯邦銀行制度でも、聯邦準備銀行は全國十二箇所に散在し、それを聯邦準備局で統一監督してゐる。しかし、米國の制度は廣大なる領土と其の特殊的事情によつて生れたものであつて、世界大戰後開かれたブラッセル會議、其の他の國際金融財政會議では皆單一の中央銀



行制度を可としてゐる。

貨幣の近代社會に於ける職能は本質的には極めて簡單なものであるが、其の貨幣を供給し、使用する機構が時と共に頗る複雑となり、其のために多くの問題を生じてゐるのである。

今日に於ては一國の通貨は個々の人の手許と銀行の預金として存在してゐる。而して通貨は金、銀、白銅、銅貨等の硬貨と銀行券との二種類がある。

硬貨には標準貨幣即ち金本位國では金貨、銀本位國では銀貨、複本位國では金貨銀貨等と、其の他の銀、白銅、銅貨等の補助貨幣がある。本位貨幣は其の貨幣を溶解しても、該貨幣の額面價格だけの價値はあるが、補助貨幣は其の實質價値は額面價値よりも遙かに少いものである。是等の補助貨幣は我が國では大藏省の發行するものであるが、政府は大體商工業界に於て必要とする補助貨幣の量を見て之れを供給するのである。

併しながら特殊の國を除けば本位貨幣は世界大戰以來殆んど流通せず、銀行券が流通してゐるのである。

現今の貨幣制度には二種類ある。即ち政府紙幣又は銀行券が金、銀、又は他國の貨幣制度と

結合されてゐるものと、此等から獨立したものである。前者の場合には金本位、銀本位、又は複本位と稱し、又は他國の貨幣制度の一單位と結びつけられてゐるものはそれ／＼バウンド本位、ドル本位と言はれてゐる。孰れの國家でも現今では皆右の中の一つをとつてゐて、銀行券の發行は、夫々の事情に適合するやうに按配されてゐるのである。如上の本位制度を維持するには二つの先行條件がある。其の第一條件は、金、銀、外國爲替等本位とするものを持つてゐる者は何人でも要求次第にそれを一定の割合で自國貨幣と取換へることが出来ること、第二は自國の通貨を持つてゐるものが要求次第一定の割合で右の本位とする硬貨と取換へ得ることである。前者は自國貨幣の價値が本位の名目よりも騰貴することを防ぎ、後者はそれが下落することを防止する。かくの如くして自國の貨幣價値が一定の水準に維持されるのである。

第一の條件は守るに容易である。即ち財政當局は銀行券を印刷し、硬貨を鑄造してそれを本位物件と交換すればよい。銀行券の印刷は容易であるし、補助貨幣の鑄造も其の名目價値は遙かに實質價値の上にあるのであるから提示された金銀等を造幣局で鑄造すれば却つて政府が利益を得る譯であるからである。もつとも此の場合にも財政當局者が損失を受けることもあり得



る。例へば百パーセントの發行準備を有する金券の場合には、金券の印刷費は政府が負擔しなければならぬし、金本位國の金貨のやうに其の名目價值と實質價值とが同一である時には政府は其の鑄造料を損してゐる。それが現時のやうな貨幣制度の混亂時代には金五圓の名目價值を有する純金一匁が十數圓の實質價值を有するやうになつた場合には到底金貨の鑄造は行はず産金會社は、金を貨幣鑄造のために提供することを中止するに至るのは當然である。金本位制度が完全に行はれてゐた時代にも金貨の鑄造料を徴收した國家もあつたが、英國の如き、提供される金を無料で金貨に鑄造する所謂自由鑄造主義をとつた國でも、金塊を提供してからそれを金貨として引渡す期間を十日とし、金塊の提出者は其の期間の利子を負擔した。

第二の條件即ち政府が國內の通貨、主として紙幣又は銀行券を提出する者に即時且つ無制限に同額の本位金屬と引換へると言ふ事は容易に實行し得ない場合が多い。財政當局者が先きに提供された紙幣や銀行券と交換してゐたら、銀行券を本位金屬に引換へることは容易であり、且つ自動的に行はれる。其の場合には紙幣又は銀行券は百パーセントの準備金を有する譯であつて、硬貨の場合にも其の名目價值と實質價值との間には全然差が無い譯で、貨幣制度は圓滑

に行はれるやうに思はれるが、これには三つの點から反對がある。即ち第一に此の場合には、例へば日本銀行の金庫中に十數億圓の金塊又は金貨を保有する必要があつて、銀行券を使用して金の使用を節約すると云ふ趣旨が全く失はれる。第二に世界全體に此の制度が行はれると、通貨の數量が著しく少くなつて、財界が混亂する。第三に此の制度を採用してゐる國でも決して其の金本位制度が安全に維持されるとは限らない。何となれば中央銀行の義務は銀行券の發行のみではなしに、各種の義務を負擔してゐるから財界變動の場合は、假令銀行券に對して百パーセントの準備があつても、その他の義務を遂行するに多くの資金を必要とするからである。

故に近代では中央銀行が銀行券を發行するに當つては政府は百パーセントの準備を必要とせず、大體次の三つの制限を加へてゐる。第一は一八四四年にビルがイングランド銀行に課した制限方法であつて、最初はイングランド銀行に一千四百萬ポンドだけは公債其の他の確實な有價證券を擔保とする所謂保證發行を許し、それ以上は百パーセントの金準備を必要としたが其の後數次の改正を見、一九二八年に右の保證發行の限度が二億六千萬ポンドに擴張さ



れた。而して金準備額と保證發行の合計額以上の銀行券發行を必要とする場合には大蔵省と協議して銀行券の増發をする事が出来る。

第二は銀行券の發行總額に對して一定比率の金準備を維持させる方法であつて、米國の聯邦準備銀行は銀行券發行總額の四〇パーセント、フランス銀行は三十五パーセントの金準備率を必要とし所謂比例準備發行制度である。

第三は金準備の比率は一定せず、中央銀行が發行し得る銀行券の最高額を制限するものであつて世界大戰前はフランスがこれを採用してゐて、英國のマクミラン金融調査會は一九三一年の報告書に於て此の第三の制度採用を勸告した。

我が國の制度は英國の發行制度に改善を加へたもので、最初は一億二千萬圓は政府の公債證書、大藏證券、商業手形其の他の確實な有價證券、政府に對する無利子貸金二千二百萬圓、正金銀行に對する爲替資金の貸附金一千五百萬圓の擔保たる爲替、在外正貨受取證等を準備として發行し、それ以上は百パーセントの金準備を必要としてゐたが、右の保證準備發行額は昭和八年十億圓に擴張された。

こゝまでは英國の制度と殆んど同様であるが、これに屈伸性を與へるために大戰前ドイツに行はれてゐた制度に倣つて右の保證準備發行額と正貨準備發行額との合計額以上の銀行券發行を必要とする時は確實なる有價證券を準備として何程でも銀行券を發行することが出来ることにしてゐる。但此の場合には其の所謂限外發行額に對して年五分以上の發行税を政府に納附することになつてゐる。大戰前のドイツでは其の總額が正貨準備の三倍以上に上ることを許さぬとか、三、六、九、十二月には限外發行二億マルク迄は發行税を免除する等と言ふ細かい規定があつた。

以上述べた三つの制限法の中米國、フランス等に行はれてゐる比例準備制度が現今各國の財政當局者に推奨されてゐるが、事實右の制度は最も屈伸性があり、且つ産業の發展途上には最も經濟的である。即ち國內に於て通貨に對する需要が増加する場合には四十パーセントの比率とすれば四百萬圓の正貨の準備により一千萬圓の銀行券が發行出来るからである。しかしもし流通中の銀行券の大部分が兌換を要求される場合には兌換不能に陥らざるを得ない。従つて準備金の大部分は凍結する。金準備は兌換に必要な場合に使用するために維持されるものである



が、其の使用は制限される。従つて第一の制限法と第二の制限法とを比較すれば、第一の方法を選ぶ外はなくなるのである。

第三の銀行券發行方法は右に述べた第一第二の方法に對して加へられた非難は免れ得る。中央銀行は其の發行する銀行券に對する義務以外、諸他の義務を負擔する。従つて經濟界の非常時に於ては金準備の一部を銀行券兌換のために留保しなくとも差支へなく、しかも銀行券の最高發行額は制限されてゐるから、銀行券が必要以上に増發されることもない。而して其の最高額は必要に應じて改訂することが出来る。

以上の外、或る中央銀行では法律を以て銀行券の準備金の一部を外國爲替を以て保有することを規定してゐるものがある。外國爲替と云ふ中には外國貨幣、外國の一流銀行に於ける預金又は一流銀行に對して振出されたる手形を包含する。此の場合の外國とは大體金本位國であつて、其の銀行券に對しては四十パーセント以上の金準備を必要としてゐる國家である。例へばドイツのライヒスバンクは現在では其の發行銀行券に對して四〇パーセントの金準備を保有することを要求されてゐるが、しかし其の中の七割五分、即ち金準備總額中の三割が金貨又は金

塊であればよく残りの二割五分は外國爲替を準備金に充當すれば足る。此の制度は世界の現状の下では合理的な制度である。何となれば國內通貨を提出してそれを金貨又は金塊と引換へることを望む人々は、金塊其の物を必要とするのでは無く、外國に對して支拂をするために金貨又は金塊を必要とするのであるから、金貨の代りに外國爲替を引渡せばそれで満足するのである。而して外國爲替を發行準備に加へることは言ふまでもなく金の使用量を節約する。しかし右の制度を採つてゐた國家は一九三一年英國が金本位制度を離脱した時には非常な打撃を受けた。蓋し、多くの歐洲諸國の中央銀行はイングランド銀行向けの爲替を準備金として保有してゐるが、其の金價値が英國の金本位制離脱によつて大暴落したからである。以來多くの中央銀行は外國爲替を準備とすることを嫌ふやうになつたが、昨年の米國の金本位制離脱後は右の傾向を更に助長した。而してフランスを始め、歐洲各國に相次いで其の保有する外國爲替を英米に於て金に取換へた。

しかし中央銀行の銀行券發行と共に銀行預金の如何を見なければ通貨の供給方面を完全に觀察したとは云へない。現代の制度では中央銀行は各銀行の預金を受託し各民間銀行は一般民衆



の預金を受託する。而して各銀行の受託する預金は多くの場合彼等の債務の一大部分を構成し、即時又は短期間の豫告を以て其の預金を引出すことが出来ることは後に述べる通りである。各銀行はこの債務に對して各種の資産を保有する。其の資産の一部は現金であるが、其の他中央銀行に於ける預金である場合がある。従つて一般民衆の有する資金は現に彼等の懷中にある銀行券や硬貨を除けば皆直接又は間接に中央銀行に對する債權なのである。即ち中央銀行の發行する銀行券は中央銀行の國民に對する直接債務であつて中央銀行の受託してゐる預金は其の間接債務である。蓋し中央銀行は民間銀行に債務を負ひ、民間銀行は一般國民に對して債務を負担するからである。

或る預金銀行の甲預金者は同一の銀行に口座を持つてゐる乙預金者に對して小切手を振出すことがある。此の場合には右の預金銀行は單に甲から乙に預金を振替へれば済む譯で、銀行の預金には増減は無い。更に甲預金銀行に口座を有してゐるAが乙銀行に口座を有してゐるBに小切手を振出す場合には甲銀行の預金がそれだけ減少する代りに乙銀行の預金は増加する。それは甲乙兩銀行間には後に述べるやうに單に手形交換所に於いて相互に手形を交換すれば足り

る。しかし此の場合に甲銀行の受取額が超過すれば、甲銀行の中央銀行にある預金額がそれだけ増加する。しかし中央銀行の總預金額には何等の變化もない。蓋し中央銀行としては甲銀行の預金を乙銀行の預金に振替へれば済むのである。

甲又は乙銀行の預金者が小切手を振出すことなく、現金を引出すこともある。小切手を使用することの少い日本では多くの場合に預金者又は小切手の受取人は現金を要求するが、其の場合には現金の引出を受けた銀行は、それだけ金庫中の現金が減少する。其の時には其の減少額を補充するために、預金銀行は中央銀行に於ける預金を引出して手元現金を補充することになる。従つて右の預金銀行も中央銀行も共に影響を受ける外はない。元來預金を受託する銀行は預金額の一定部分を支拂準備金として金庫に所有してゐる。もし預金銀行が十萬圓の預金の引出を受けたとして、支拂準備金の減少額十萬圓を補充するため、中央銀行に於ける預金を十萬圓引出したとしても、中央銀行としては自行が發行する銀行券を以て、其の十萬圓を支拂ふので、銀行券發行による債務を十萬圓だけ増加し、同時に預金受託に原因する債務を十萬圓だけ減少するだけで、差引すれば債務は増しもしなければ減じもしない。唯だ前に述べたやうに、



銀行券の發行額制限のために十萬圓の銀行券の増加發行が出来ない場合に多少の問題が残るのみである。

併し、甲預金者が銀行に現金の拂戻を請求するとしても、乙預金者が同一の銀行に同額の現金を持参してこれを預入れる場合には、預金銀行も中央銀行にも何等の影響を與へない。唯問題となるのは引出額が預金額を甚だしく超過する場合である。引出額の總計が預け入額を甚だしく超過する原因は種々あるが其の最も大なる原因は銀行の信用が無くなる場合である。先年日本に起つた金融恐慌でも一九三三年米國に起つた銀行恐慌の場合でも預金者は争つて銀行から預金を引出して郵便貯金とし、又は信用確實な銀行に預入れ、或は手許に置いた。事態がかくの如く悪化する場合には、不信用な銀行のみならず中央銀行にも影響を與へる。何となれば預金の拂戻要求が殺到して所謂取付状態になれば、其の手元現金を拂ひ盡し、容易に且つ多くの損失なしに處分することが出来る資産がなければ破綻する外は無い。しかし事茲に至るまでに中央銀行は此等の銀行の預金を拂戻さなければならぬ。此の場合にも中央銀行は預金と言ふ負債を銀行券と云ふ負債に代へるだけであるが、發行券の最高額が制限されてゐる場合には中央

銀行の地位は弱められる。もし中央銀行が金準備を増加することが出来れば銀行券の發行額を増加し得るが、民間銀行の預金引出が増加する場合には金準備を補充することも困難である。一九三三年三月、米國では右のやうな事情の下に金準備を有せざる聯邦準備銀行券を發行したのであつた。

物價が騰貴したり、商工業が活氣を帯びて來ると、一般民衆の間に從來よりも多くの通貨が必要になつて來るから、勢ひ銀行から引出される預金の金額も増加して來る。これは通常「國內的流出」と稱せられるものである。

それと相並んで「外部的流出」がある。即ち一國の國民が自國から外國に物を賣るより以上に外國から物を買ふ所謂輸入超過の状態になると、それが一時的であれば外國で短期の借入金をして埋合せるが、長く輸入超過が繼續すると、輸入業者は其の預金を金貨に代へて輸出國に送り、それで買入れた品物の代金を支拂はなければならぬ。「内部的流出」の場合には預金銀行は引出された預金の代りに自己の中央銀行に於ける預金を引出し、中央銀行は銀行券を増發し、一つの借金を他の借金と代へるだけで済むが、「外部的流出」の場合には中央銀行は結局



金を拂出さなければならぬ。それを輸出國へ送つて、買った品物の代金を支拂ふことになるのである。

右のやうに海外拂の額が増加するに當つて拂出す金は、米國のやうに銀行券に對し一定の準備率を必要とする制度の國では流通中の銀行券に對する四十パーセントに當る準備金以外に保有されてゐる金（之れを自由金と云つてゐる）を拂出すのであるが、我が國の場合には金の輸出再禁止前のやうに制限外發行をしてそれに應ずる外は無いことになる。

中央銀行が右のやうな場合に資金を貸出すには後に商業銀行の營業の場合に述べるやうな各種の方法、即ち手形の割引、見返り擔保に對する貸付け等の外、公債其の他一定の有價證券の買入れ等の方法によるが、國內で急激に資金の需要が増加するに當つて中央銀行がとる方法は多くの場合有價證券の買入れである。何となれば中央銀行としてはそれが最も容易であり簡単であるからである。

右の場合の中央銀行の貸附金と預金銀行の手元金との關係は明瞭である。即ち有價證券を賣却した者は其の手元金を自己が取引してゐる銀行に預入れる。預金銀行は其の手取金、例へば

假りに十萬圓を預ると共に預金者に對して十萬圓の債務を負擔するが、それと共に中央銀行に十萬圓の預金をする。即ちそれだけの債權を有することになるのである。此の場合には、中央銀行にも預金銀行にも十萬圓づゝの預金が増加する。故に中央銀行の貸出しは現金の他の銀行の預金をも膨脹せしめることになるのである。

かくの如く中央銀行の貸出政策は通貨の膨脹を招來することになるが、通貨の膨脹を齎らす原因は其の外に金の流入がある。輸出が超過して外國から金が流れ入ると、それが美術工藝や時計の製造等に使用されなければ、それは銀行に預入れられて新しい預金が増加する。

例へば日本の一輸出業者が品物を輸出して十萬圓の外國金貨又は金塊を受取るとすると、普通の場合に彼はそれを日本銀行に持參して、日本銀行券に代へて自己の取引銀行に預金する。日本銀行は新に十萬圓の金塊又は金貨を受入れ、預金銀行は十萬圓の預金を受入れる。而して預金銀行は手元資金が十萬圓増加するからそれを日本銀行に預け入れるか、又は日本銀行から引出す筈だつた十萬圓を引出さずに終る。従つて結局日本銀行の預金は直接にか間接にか十萬圓だけ増加する結果となる。



預金銀行と中央銀行が新に輸入された十萬圓を唯單に以上のやうに利用するに止まれば其の金融市場に及ぼす影響はさして大きくも無いが、中央銀行が受入れる十萬圓の金は其の銀行券發行額と正貨準備の率とを變へて、正貨準備の率が上る。中央銀行は其の準備の一部を金貨又は金塊を以て保有し、其の一部を有價證券を以て保有してゐるが、其の證券準備と正貨準備との比率が金一に對し有價證券三であつたとすると、中央銀行が、十萬圓の金を受入れた後にも依然一對三の比率を維持するためには新に二十萬圓の證券投資をしなければならぬ。而してそれをすれば、銀行の資産は金十萬圓と、新に買入れた證券二十萬圓、合計三十萬圓の膨脹を來すのである。而して金融市場から二十萬圓の證券を買上げ、それだけ預金銀行の手元資金が増加すれば、貸出の可能額もそれに應じて増加し、結局二三百萬圓の通貨膨脹となるのである。

中央銀行は金の輸入がある毎に以上述べたやうな方法をとつて其の極度迄通貨を膨脹せしむべしと言ふものもあるが、これは實際上行はれず、又實行することは決して好結果を齎らすものでは無い。



金が流入する場合には中央銀行は金準備と證券準備の比率を變へないやう、直ちに右の方法をとつて通貨を膨脹せしむるか、或はそれに對しては何等特別な手段を執らないか、或は反對に預金銀行の貸出能力の膨脹を防止するため、右の例によれば十萬圓に相當する證券を市場で賣却する場合がある。中央銀行は其の通貨の數量を一定の水準に止めて、激變を避けることを其の主要目的とするため、時とすると前述第三の方法をとることもあり得るのである。世界大戰後金の流入が激しかつた時には各國の中央銀行は皆此の方法をとつたのである。

要するに中央銀行は國家百年の大計に基き其の政策を樹立しなければならぬ。而して通貨の數量が商工業に及ぼす影響と、それが國際貸借に及ぼす影響とを考慮して、適宜にそれを増減する義務がある。例へば日本が輸入超過國で金本位制度を維持してゐるものとすれば、我が國民は何時でも銀行券を金と兌換し得られるから、輸入超過が永く續き、従つて外國の貨幣の相場、即ち外國爲替が高くなれば輸出業者は日本銀行券を金に代へて外國へ送る。此の場合が前に述べた金の對外流出である。而して日本銀行は金本位制度を維持せんとすれば、輸入超過の金額を金を以て支拂はなければならない。故に中央銀行は常に外國貿易が甚だしく輸入超過



となることを防ぐ必要がある。而して現今の日本のやゝに金本位を離脱して居れば、輸入超過が續く限り外國の爲替市場で日本の貨幣の價值が下落する。現に米國が金本位制度を維持してゐる日本がそれを離脱した時には以前四十九弗以上、五十弗近くで引換られてゐた日本の百圓が二十弗の價值を持つてゐるに過ぎなくなつた。

次に、中央銀行は國內に於ける通貨の需要をも調節しなければならない。外國貿易が改善され、預金も増加し、物價も騰貴すると云ふ場合には、國民は以前よりも多くの通貨を必要とする。即ち日本銀行の金庫から多くの銀行券が國內に流出するのである。此の場合には日本銀行のやうな制度では制限外發行をしても其の需要に應じ得るが國によりては金準備が不足して社會が要求するだけの通貨を發行することが出来ない場合があり、又其の發行を續けて、國內に通貨の數量が増加すれば、國民の間に泡沫會社が起るとか、投機が盛んになるとかして、不健全な投資が行はれ、兎角するうちに内容の悪い銀行が出来てそれらの銀行に對する不信用が一般財界の不信用となり急激に預金の引出が行はるゝに至れば財界の混亂が起る外はないのである。

中央銀行は以上の如く外國貿易状態並びに國內商工業の状態をも考慮して適當量の通貨を供給しなければならぬ。此の點を誤ると國內の經濟状態は救ふべからざる混亂に陥るのである。しかし右の適當な通貨の數量を決定することは決して簡單に出来ることでは無い。従つて政府は中央銀行の政策を嚴重に監督しなければならぬ。

然らば中央銀行は如何にして通貨の數量を適當に調節することを得るであらうか。先づ國際貸借の關係を見るに、外國に對する支拂は二つの方面に分けられる。即ち後に述べるやうに一つは品物の輸出入によつて生ずる貸借關係で、日本から輸出した品物の代金の總計と、輸入した品物の代金の總計とを比較して見て前者が多ければ輸出超過であつて、後者が多ければ輸入超過である。これは通常目に見える貿易と呼ばれる。次ぎは船舶の運賃、保険料、移民の送金等品物の賣買では無く、勞務の賣買、外債の募集、償還等に基く通貨の流出入でこれ等を普通、目に見えない貿易と云つてゐる。

日本が金本位制度を維持してゐると假定して、輸入超過現象が現はれるとする。其の現象は一時的の場合があり、又季節的のことがある。例へば日本では十二月頃から六月頃までは毎年



輸入超過で、それ以外の月は輸出超過であることを常としてゐる。しかし輸入超過の現象が永續的であるとか、又は其の額が多である場合には、日本銀行は金利の引上げを行ふのである。

中央銀行の金利引上方法は國によつて異なるが、英國ではイングランド銀行の爲替手形割引率が市場の率よりも高いため、爲替手形を割引したい人々は割引會社に赴いて割引を依頼するのであるが、イングランド銀行が金利を引上げようとするれば、自行の保有する有價證券を賣却する。すると前述したやうに預金銀行の手元現金が減少する。其の場合には預金銀行は受託預金と、手元現金との比率を恢復するために、貸出を引締めることになる。彼等は先づコールマネーを引上げ、短期資金を回収する。之等の短期資金は多く割引會社が輸出爲替の割引に用ひてゐるから、彼等は漸次割引資金に不足を感じ結局はイングランド銀行に自己の割引した輸出手形の割引を要求することになる。其の場合には割引會社はイングランド銀行の要求する高い再割引料を支拂ふ外はないから従つて割引會社は損をする外はない。それで割引會社は出来るだけイングランド銀行に頼らないで營業しようとする。そのためには爲替手形の割引を手控へる外には無い。さうすると爲替手形の供給が需要を超過して、其の結果利子が騰貴する。イングラ

ンド銀行は唯それだけで満足することもあれば、右の行爲を繰返して結局預金銀行が利子を引上げる外は無いやうに状態を促進し、結局イングランド銀行自身も割引率を引上げる。而して英國で預金利子が騰貴すれば後に述べるやうに金も外國から流入するし、英國人も出来るだけ自國の銀行に預金するやうになるのである。

米國に於ては多少その方法を異にする。聯邦準備銀行は多數の加盟銀行を有してゐるが、通例加盟銀行は準備銀行に借入金を有する。同時に加盟銀行は受託預金の一定比率を準備銀行に預金しなければならぬと云ふ規定がある。もし加盟銀行の準備銀行に於ける預金額が減少すると、加盟銀行は割引してある手形を準備銀行に提出して再割引を受けて資金を調達する。準備銀行が市場に資金を供給する方法には二種類あつて、手形の再割引とオープンマーケットオペレーションとである。即ち、金融市場の狀態に應じて市場で公債其の他の有價證券を買入れ又は賣却するのである。準備銀行が金利を引上げようとする場合には市場で有價證券を賣却する。此の行爲は加盟銀行の準備銀行に於ける預金を減少する。そこで加盟銀行は又手形の再割引を準備銀行に依頼することになるが、其の時には準備銀行は割引率を引上げてゐることある



る。事情がかうなると銀行は貸出しを少くし、其の結果金利は騰貴するのである。

金利が引上げらるれば、其の國で貸出を受けることが不利になり、反對に預金をしたり貸附をするに有利となる。従つて金利を引上げれば輸入超過に原因する國際貸借關係も改善される。即ち其の國から外國に送らなければならぬ金額が少くなるのである。

これは金利の引上げによつて直ちに齎らされる結果であるが、其の他固定資本、其他の生産機關、原料品等の増減も金利の高低に左右される。即ち低金利は是等のものを増加し高金利は減少せしむるのである。時とすると好景氣時代には金利が高くとも固定資産其他の増加を見ることがあるが、原則としては以上述べた通りである。

金利が下落して産業が興れば、労働者は職を與へられ、其の収入の増加は一部は輸入品の買入に充てられ、一部は國産品の買入に使用される。而して後者は更に國産品の生産を促進して産業は發展し、物價は騰貴する。

之れに反して金利が騰貴すれば生産資本の増加率は減じ、失業者は増加し、海外の投資は増加して、所謂デフレーションの現象が生じ外國に對する支拂額は減少する。何となれば、輸入

も海外投資も少くなるからである。國産品の價格は下落し、其の生産は減少するのである。

以上は金本位制度の下に行はれる中央銀行の貨幣政策であるが、此の場合貨幣政策は其の中心を對外貸借の決済に置くのは當然の處置である。而して中央銀行の貨幣政策が目先の通貨調節に局限される場合には簡単に利子の引上又は引下げで其の目的を達し得るが、もし現今の如く物價が世界的に下落してゐる結果、海外から資金の流入が減ずる場合には、金利の引上は國內に深刻なる不景氣を齎らす外はないのである。

金本位制度の下では流入する金を其の限度まで利用せずして、正貨準備を増加することは多少外國の非難があつても敢て出来ないことは無いが、金が流出する場合には通貨の數量を少くする外に途は無く、其の結果は國民を不景氣に苦しめることになるのである。

右の事態に對應する途は二つある。第一は金本位制度を廢棄することである。金本位制度は一國の通貨を世界の通貨と連結するものであるから、金本位を廢棄して世界各國で物價が下落したゞけ自國の通貨の價値を引下げれば、通貨の價値と世界の物價とが平衡を恢復する。かくすれば世界の物價下落の影響を軽減することが出来る。我が國及び英米兩國の執つた政策がこ



れである。しかし世界の多くの國が同一の政策をとるとすれば此の方法も單に世界の金融市場を混亂せしめるのみで多くの効果は期待し得ない。

そこで第二の方策が考へられる。即ち世界各國の中央銀行が協調して金融を圓滑にし、物の生産及び消費を活潑にするやうな方法をとることである。

各國に中央銀行の制度が布かれ、しかも其の目的が略々同一である以上、商工業援助の可能性を増大するため中央銀行間の協調を主張するものが増加したのは當然である。一九二二年に開かれたゼノア會議では銀行券を發行する中央銀行間に繼續的協調の必要を認め、右の協調は各銀行の自由を束縛せずして其の政策を調和することを得べきことを指摘した。

歐洲諸國と米國との間には其の中央銀行の間に業務上の關係は最近特に密接になつた。此の點は二三の中央銀行、特に世界金融中心地の中央銀行に如何に多くの外國中央銀行が口座を有してゐるかを見れば一目瞭然である。一九二八年のフランスの幣制改革案にはフランス銀行と他の國の中央銀行との關係をより密接にすべき規定がある。中央銀行が相互に協調すれば世界戦争の殘した戦債及び賠償問題の解決も現在よりは容易である筈である。

戦時中並に戦後の事情は交戦國が單獨に供給し得る以上の資金の需要を喚起した。而して歐洲大陸諸國は其の資金の需要をロンドン及びニューヨークに求めた。この種の外債は各國當面の資本に對する需要を充したと共に毎年の利子と減債基金支拂の重荷を債務國に負はしめた。そこで適正な統制が行はれない限り右の債務關係は債務國の貨幣制度を危機に導き、主要債務國の信用制度の崩壊は同時に債權國の信用の破壊とならないことを保し難い。茲に於て各中央銀行が其の指導的地位を利用する餘地が生ずる。ライヒスバンクが無用の國內債務を起す事を防止した努力は其の一例である。

爲替の變動並びに金の大量移動の及ぼす影響は今日に於ては一國內に止まるものでは無いこととは一九二八——二九年の米國に於ける金利の騰貴が全世界に深甚なる波紋を與へた事情で實證される。中央銀行、少くとも其の主要なものが互に連絡することは世界の金融事變に對處する最良の方法である。而も以上の關係を持続することは各銀行の獨立を害するものでは無い。却つて主要銀行の政策の變更に無知であることが重大な結果を招來することになるのである。

歐洲各國が戦後金本位制度に復歸したことは、各國の國內政策ではあつたが多くの中央銀行



間の協力の結果であつた。其の一例はベルギーの財政的復興であつて、其のためにはイングラ  
 ンド銀行、フランス、スイス、ニューヨーク準備銀行、日本銀行等が相協力した。ポーラン  
 ド、ルーマニア等の通貨安定にも多くの中央銀行が協力した。一般的に云へば國際聯盟が援助  
 を與へた諸國の通貨安定は皆多くの中央銀行の協調を前提とした。特に外債募集の場合にさう  
 であつた。オランダと英國が一九二五年に同時に金本位に復歸したのも國際協調の一つの現は  
 れであつた。

金本位制度の圓滑な運用は中央銀行の任務である。而して金に對する貨幣的需要を其の供給  
 と合致せしめて、金の價值の不當な騰貴を防止する責任は各中央銀行にある。即ち各中央銀行  
 は物品としての價值を引上げて經濟的不況を招來するに至る金の爭奪戦を中止する必要があ  
 る。多くの中央銀行が示してゐる金に對する態度は果して多くの中央銀行が右の危険を自覺し  
 てゐるか否かを疑はしめるが、金問題及び金の價值變動の結果に國際聯盟が深甚の注意を拂ひ  
 つゝあることは喜ばしいことである。

各國中央銀行間の協調の必要はオーストリア、ハンガリー、ベルギー等の國立銀行條例に認

められた銀行券の發行準備として金本位國の安定せる通貨を以てする一定の在外資産を金同様  
 に認める規定に認識されてゐる。此の事實は右の諸國をして彼等の銀行券の法定準備と認むる  
 在外資産を置く外國の通貨安定に關心を持たしめる。かくの如き方法を以つてバウンド又はド  
 ル信用を保持することは右の發行銀行の肩から英米等の中央銀行の肩に利子のつかない資産を  
 運用する責任を轉嫁することを意味する。従つて彼等は他の中央銀行の責任を出來得る限り少  
 くして其の地位を弱めざることに道德的及び實質的の責任を感じる筈である。故に外國市場で  
 信用を賣つて金に換へる場合には該市場を有する中央銀行と協調する必要がある。一九二九年  
 頃には外國の中央銀行がニューヨークに於て有してゐたドル信用は十億ドル内外に上り、その  
 バウンド信用の總額も巨額に達してゐた。フランスが近年米國に於て有してゐたドル信用を引  
 出したことが如何に米國市場を混亂せしめたかを思へば、米國に於ける外國中央銀行は其の行  
 動を荷もすべからざることが判明するであらう。自由金の額が少いロンドン市場の場合には其  
 の影響はより顯著である。

同時に金本位制度を離脱しても依然金取引の世界的中心地であるロンドン及びニューヨーク



の中央銀行も其の重大責任と、世界の在外正貨の貯藏地である事實に隨伴する弱點を自覺しなければならぬ。實に米國の聯邦準備銀行が一九二二—一九二九年に其の金準備を常に法定率よりも遙に高い水準に置き、且つ物價の激動と之に隨伴する金の急激なる流出入を防止する政策をとつたことは右の責任を自覺してゐた證左と見られる。

従來は金の價値を安定する責任は殆んど全く米國の準備制度の負ふところであつた。しかし今日に於ては右の責任は各國中央銀行が等しく分擔しなければならなくなつた。而して將來に於ては金の産出額は貨幣用の需要を充すに足らず、従つて金の價値は漸騰すると共に物價並びに貨銀は漸落するものとすれば世界の中央銀行の責任は益々重きを加へる。既に金の供給不足に備へて各國は金貨の流通を少くする政策をとつたが、金饑饉の發生が免るべからざること、すれば諸中央銀行は更に一步を進めて金に對する需要を減少する政策をとり、此の目的を以てする各中央銀行の政策を調和しなければならぬ。實に一九二九年六月の國際決済銀行の創設は、其の直接目的がドイツの賠償金取扱にあるとしても、各國中央銀行の協調機關となる可能性がある。

各國中央銀行の協調は以上の如く重要であつて且つ其の齎らす利益も甚大であるが、一九三三年ロンドンに於て開かれた貨幣會議が實證したやうに、各國互に自國の利益をのみ主張し、他國の便宜を顧みない現状では、此の理想の實現を近き將來に期待することは困難なりとせねばなるまい。

中央銀行は以上述べた如く、一國の商工業の基礎をなす貨幣制度を左右する主要なる業務を遂行するのであるから、一度其の權力を濫用すれば、弊害の及ぶところは計り難きものがある。故に何處の國でも中央銀行法には其の活動範圍を嚴重に制限してゐる。各國の中央銀行法を比較して見れば此の點に就ては殆んど同一であつて、個々の國家の特殊事情によつて例外的の規定を適要するが如き場合があつても一時的のことが多い。イングランド銀行を初めとして多くの歴史の古い銀行の場合には法規の表面だけを見れば頗る廣汎なる權限を有するやうに見えるが、實際上それには自らなる制限があつて、其の活動範圍は創立日猶淺い中央銀行のそれと多くの差はないのである。現今では大多數の國家では中央銀行は國家自ら經營するか、又は



政府の嚴重な監督の下に經營せしめてゐる。

我國でも外國人は日本銀行の株主となることを許さず（日本銀行條例第五條）日本人が株主となる場合にも大藏大臣の許可を要し（第六條）後に述べるやうに一定の營業の外、不動産、銀行又は諸會社の株式を抵當として貸金をしたり、日本銀行の株式を抵當として貸金をし又はそれを買戻したり、諸工業會社の株主となり又は直接間接に工業に關係し、或は、本支店出張所等を開設するに必要な不動産を除き一切の不動産を所有することを禁止されて居り（第十二條）其他總裁副總裁は政府が任命（第十八條）、理事は株主總會で選舉したものを大藏大臣が任命することになつて居り（第十九條）、毎月一回の營業報告を提出せしめ（第二十二條）、必要があれば監督官を派遣して萬般の検査をさせることになつてゐる（第二十一條）。

中央銀行の行ふべき業務の範圍は我が國の日本銀行が大體其の範としたドイツのライヒスバンク條例に悉くされてゐる。其の第一條には、ライヒスバンクは『帝國全部の通貨を調節し、手形の交換を助け、資本の利用を助長する……』と規定し、右の目的を達するためにライヒスバンクは

- 一、銀行券を發行し
- 二、金銀及び外國爲替を賣買し
- 三、手形の割引、資金の貸付をし
- 四、預金特に民間商業銀行の預金を受託し、手形交換制度を創設助長する

ことを其の業務とする。

右の第一、二、三項は通貨及び信用流通の調節と、通貨の平價維持に特別の關係を有する。而して右の責任を完全に遂行すれば一國の貨幣資源を維持し、利用し得る信用を正當に活用することになる。中央銀行の銀行券發行に關しては既に述べた。以下第二項以下を略述する。

英米を初め世界の主要國が金本位制度を離脱した今日では金は從來の機能を失つたかに見えるが、未だ金に代るべき尺度が見出されないかぎり、金は依然として價値の標準であり、従つて一國の當局者は金又は金爲替を既定の對價を以て賣買することを必要とする。唯右のやうに規定が存する場合には通貨の價値が金を外國に輸出し又は輸入する經費即ち後に述べる輸出及



び輸入現送點以上又は以下に騰落しないやうに注意しなければならない。それには金の賣買並びに通貨の數量を調節することを任務とする中央銀行に一任するを可とする。唯今日の我が國の如く純金一匁が金本位當時五圓であつたものが十一圓以上になつてゐる今日では止むを得ず政府が金買入法によつて買入をする外にないのである。イングランド銀行を一例とすれば、同銀行は純金一オンスを三パウンド十七シリング九ペンスで買入れ、純金四百オンスを超過せざる數量を三パウンド十七オンス十ペンス二分の一で賣却する義務があつた。然るに一九二五年の金本位法ではイングランド銀行は金貨を流通せしむる義務を免ぜられ、かくして金を節約し得ることになつた。

金を一國の通貨を以て買取ることは、それを義務的に賣却すること、異り危険もなければ責任も軽い。従つて現在金本位制度を放棄してゐる國でも金の支拂再開準備として金の買入は行つてゐる。國家が金に對して金券又は百分の準備を有する金紙幣を發行する準備をしてゐる國家では當然金買入は政府が之れを行つてゐる。數年前の米國が其の一例であつて、英國でも造幣局に一定比率を以て金を買上げる義務を課してゐたが、此の義務は一九二五年の金本位法に

よつて終末を告げた。

中央銀行は又通例銀の賣買を許され、ロシア及びリタニアの如きは白金の賣買を許されてゐる。銀の補助貨幣は政府が中央銀行を通じて供給せるものであつて銀の買入と銀貨鑄造の利益は中央銀行が得るものではない。銀の價值は多大の變動をするものであるから、銀の賣買を許されてゐるとしても中央銀行は自己の利益のために之れをなすことは少い。銀行が供給過剰の銀を賣却することがあつてもそれは政府のためにするものであつて、従つて其の損失は政府が之れを負擔するのが通例である。米國及びチリーの準備銀行は金の賣買のみを許されてゐる。

金の賣買に關係ある中央銀行の業務は外國爲替取引である。此の仕事は金爲替本位制度を採用する國家の中央銀行では甚だ主要な業務である。例へばベルギー、チリー等の如きは銀行券の兌換を金の自由輸出入を許す外國の爲替を以てすることを許してゐる。ドイツのライヒスバンクでは金の買入は強制されるが、其の發行する銀行券の兌換は(一)ドイツ金貨か、(二)一定條件の下では金地金をドイツ金貨に換算したものか、(三)外國市場に對して振出される小切手又は支拂命令を以てされることになつてゐる。ダンチヒ自由國ではパウンド爲替本位制を採



用してゐる。

以上の機能を發揮するためには既に述べたやうに中央銀行は外國爲替を賣買することを許される必要がある。外國貨幣に對して自國の爲替を安定し、其の財政的地位を安固にせんとする數ヶ國は、事情によつて其の程度を異にするが各自國の對外貿易を統制する權能をも中央銀行に與へてゐる。其の目的は輸出貿易の結果として生ずる輸出爲替を手に入れ、外國爲替を必要とする輸入を押へて、思惑輸入を防止せんとするにある。

外國爲替本位制度を採用してゐる國の中央銀行に對して外國爲替取引が如何に主要な業務であるかは以上述べた通りであるが、それを外にしても外國爲替取引は中央銀行に對して主要な關係を有する。世界大戰以前にも歐洲大陸の中央銀行は通例多額の外國爲替を保有してゐた。而して金貨の流通が少くなつた後はこの慣習は益々其の勢を増した。現在では外國爲替取引をする權限は中央銀行經營上必須の條件であることが廣く認識せらるゝに至つてゐる。しかし中央銀行は利益を得ることを主たる目的として外國爲替を取引すべきでは無く、中央銀行としての義務を遂行するためにのみ之れを行ふべきは勿論である。

要求次第銀行券を金兌換する義務を負ふてゐる中央銀行が外國爲替を取引することが必要であるか、否か、又はそれが望ましき制度であるかどうかに關しては、抽象的に云へば金の移動を最少限度、即ち他の方法を以てしては決濟し得ない支拂をなす場合に限ることを可とする。各中央銀行の庫底に保有される外國爲替が金と同様に對外支拂には有效であるから、中央銀行に外國爲替取引を許すことは取りも直さず、中央銀行の主要任務である爲替の安定に貢献する所以である。のみならず、かくの如くして金の使用を節約することは非常な利益であつて、其の利益は、在外正貨を發行準備とする多くの中央銀行には最も重大である。勿論取引すべき外國爲替の種類に關しては深甚の注意を拂ふべきであつて、通常時に於ける危険は多くはなくとも如上の爲替を換金すべき國が不可抗力に原因して金本位を離脱するが如き危険は最近の英米兩國が實證したやうに免れ得ない。中央銀行が外國爲替を保有することは、該中央銀行の力を以てしては如何ともし難い外國政府の財政金融政策の變更に影響せらるゝ事が多いのであるから、中央銀行はかくの如き場合に在り資金と在外資金との比率を當時の事情に従つて決定することを要する。右の決定をなすに當つては在外資金の得る利子を顧慮せず、海外市場から獨立



することが利子を失ふことに優ることに注意する事を要する。

次に中央銀行の信用供給は割引及び貸附を通じて行はれるものであるから、此の方面に於ける中央銀行の業務は極めて重大な意義を有する。従つて割引率の變更は常に一般民衆に公告される。中央銀行が遂行すべき業務に關する規定を制定するに當つては割引の目的たる手形及び證券の確實性と其の處分の容易である事を主眼としなければならぬ。右の觀點から手形は他の如何なる信用形式よりも中央銀行には望まじき割引目的物である。何となれば第一に手形は其の振出しの目的が一目瞭然でなければならぬからである。従つて中央銀行はそれによつて資金が投機目的に使用せられるか、生産又は販賣目的に使用されるかを判別し得るからである。第二に手形の金額と其の満期日が決定してゐる利益がある。満期日が確立して居れば銀行はそれを參酌して其の後の手形買入額を調節し得る。現金の貸附の場合は最初は其の返済期日が確定してゐても、満期日には書換へを求められることが多いのである。第三に手形の裏書は理論上何十人の裏書をも可能とする。而して最後に右の裏書人が信用ある銀行又は個人のものである場合には容易に其の買手を見出し得るからである。

以上の理由を検討すれば、米國の準備銀行法が、信用の供給並びに統制は聯邦準備銀行が加盟銀行の呈示する一定の證券を割引すること及び公開市場政策によつて達成せられると云ふ立場から、準備銀行が割引することを許さるゝ證券の範圍を限定することに力を注ぎ貸附方面に注意することが少なかつたことは怪しむに足りない。

中央銀行が割引又は買入をすることを許される手形又は證券は振出し目的、満期日及び其の健全性に關して一定の條件を具備することを必要とする。振出し目的に關しては通常善意の商取引に原因し、農産物又は工業製造の生産、運送又は販賣に隨伴する費用をカバーするものであることを要する。以上の手形は右の商品を販賣して右の手形を落すことが出来るから最も有利であり、株式を買入れて之れを保持するために振出す手形は右の條件に合致しないが故に、此の種の手形の割引には相當の制限を必要とする。しかし米國の聯邦準備銀行は九十日以内に満期となる米國政府の公債又は證券取引のための手形を加盟銀行の裏書ある場合に限り割引することを許されてゐる。南アフリカ及びチリーの中央銀行もこの種の手形割引を許されてゐるが其の條件は米國の準備銀行のそれよりも嚴重である。其の他の國の中央銀行法には類似の規



定は無い。

一國の政府が其の中央銀行に直接に資金の融通を求めることが如何なる悪結果を齎らすかは大戦中及び戦後のロシア及びドイツが實證したが中央銀行が第三者に對し政府の短期證券を如何なる程度に再割引することを許すべきか問題となる。ベルギーでは政府の中央銀行に對する債務を表示する證券にして減債基金のあるものを外にして、中央銀行が一時に保有すべき政府債券は十日以内に満期となるもの一億フランを超えざる事を要するとしてゐる。チリーの中中央銀行法にも類似の規定がある。右の如き金額の最大限度は事情の變化により、或る時には適當であつても他の場合には妥當を缺くことがある。其の制限額と雖も戦争等の非常時には無視され勝ちである。しかし中央銀行の國庫證券擔保の貸出し又は其の割引に法定制限額の存在することは、政府の要求を拒絶する根據をなし、政府をして國庫證券の發行が右制限額に達する前に自省せしめる効果はある。此の點に關するギリシアの制度には特色がある。即ち割引又は見返りとして受入れられるべき國庫證券の總額は制限され、且つ銀行から直接政府に貸付け得る金額も制限されてゐる。而して右二國の直接及び間接に政府に貸付け得る金額は更に立法府の協

賛した豫算中の經常租稅收入の十分の一を超ゆることは出来ない。

右の規定に政府の短期債の發行が一定期限を超過すれば、銀行から直接に貸出して受ける金額が過大になる場合と同様に危険であることを認識したことを意味する。もし如上の危険があれば政府は中央銀行の勸告に従つて浮動公債の減少を計るべきである。而してギリシアに於て見らるゝが如き規定が存在しない場合でも各國政府又は中央銀行が右の危険を認識しない譯では無く、政府は如何なる場合にも中央銀行の信用統制を妨げてはならないことを承知してゐるのである。

中央銀行が割引又は見返りとすべき證券は短期間に償還期限の到來すべきものたることを要することは既に述べた。多くの中央銀行の規定は右の期間の最大限を九十日乃至百日としてゐる、三個月よりも長期の證券を割引し又は見返り擔保とすることは例外であつて農業手形の如く長期信用を必要とする手形の出廻りの多い國の中央銀行に主として見られる。

中央銀行が割引又は見返り擔保とする手形や證券は確實を期する上から、其の振出し人の信用如何に拘らず、必ず確實なる二つ以上の銀行會社の裏書を必要とする。オーストリア、ドイ



ツ、ハンガリー、ベルギー、フランス等は振出人と二名の裏書人を要するが、ドイツでは特別の抵當物件があれば裏書人は一名でも差支へない、しかし此の種の手形はライヒスバンクの割引手形全部の三三%を超ゆることは出来ない。商品又は倉荷證券を擔保とする手形の割引をなす場合でも裏書人の多い事は抵當物處分の手数を省く結果になる。割引した手形等の對價を支拂ふ通貨に就いても時とすると中央銀行條例に規定がある。

日本、ベルギー、ブルガリア、リソニア等の中央銀行條例には中央銀行に呈示される手形の審査機關に關する規定がある。其の目的は手形に關して地方的の知識を利用するにある。日本では理事監事會が割引委員を任命するが、チエツコスロヴァキアでは該委員を選ぶには商業會議所、農會其の他の團體に諮問する。該委員は名譽職であることもあれば日本の如く報酬を支拂ふ國もある。手形の割引を拒絶した時には其の理由を明かにすることを必要とするオーストリア國立銀行の如きものもあるが多數の國では此の義務を課せない。

割引に關して述べた以上の理論は又中央銀行の他の貸付業務の上にも適用される。貸付は短期間でなければならぬ。大抵の中央銀行では三個月を最大限とし、且つそれを更新すること

を禁ずる規定を設けてゐる。無擔保貸付を禁ずるが如く中央銀行が抵當として貸付をし得る見返りの種類をも限定しなければならない。日本銀行條例にも嚴重に見返りの種類は限定されてゐる。最近の傾向は何れの國でも見返り擔保の限定を益々嚴重にするやうになつた。見返りとしては、(一)貴金屬、(二)株式取引所上場證券、(三)内地に於て支拂はるゝ商業手形、(四)外國に於いて支拂はるゝ外國貨幣又は手形等である。

貴金屬に關しては我が日本銀行を初め多くの中央銀行は金及び銀に對して貸付をすることを認めてゐる。擔保としては金が最も適當である。銀に關する規定がなくともこれを金と同様に取扱ふことは避けなければならない。

中央銀行が見返りとする證券は確定した利率を有するものたるを要する。故に配當の増減、又は市場の事情によつて其の價格が變動する株式の如きは見返りとして適當ではない。しかし各國の事情が一定しないことに原因して劃一的の理想案を考へることは不可能である。我國では株式は見返りから除外されてゐるがオーストリア、ハンガリー、ポーランド等の中央銀行條例は株式取引所に上場される株式社債は擔保として貸出しをすることを許してゐる。ライヒス



バンク條例はより嚴格に見返りとなるべき株式社債を限定してゐる。兎に角見返り證券は市場性を有し償還期限の近いものであることを要する。償還期限の遠い社債類の場合には其の時價に對して貸付金額を少くし價格の變動があつても銀行の損失がなく又は少いやうに注意しななければならぬ。更に政府證券を擔保として貸付け得る金額を制限すべき必要は既に述べた。蓋し政府證券擔保の貸出し額が増加すれば其のために民間の信用政策が等閑に附されるからである。チリ、ドイツ等の中央銀行條例にはこれに關する嚴密を極めた規定をしてゐる。

貸附擔保たるべき手形に關しては再割引に關して述べたところと大差は無い。歐洲諸國の多くの中央銀行は貸附擔保として六個月未滿に滿期となる手形を用ふることを許してゐる。而して貸附額は手形の市場價値よりも遙かに少いことを必要とする。

何故に中央銀行が外國爲替取引を許さねばならないかと云ふことは既に述べた。金本位國に於て金兌換する外國の銀行券、又は外國の金融市場で容易に換金し得る手形にして堅實な銀行の裏書を有するものは、健全且つ處分容易なる見返りである。

以上縷述した諸種の見返りの外、商品を見返りとして貸出しをすべきや否やが問題になる。

商品擔保の貸出しは商業銀行の營業範圍であつて此の點に於いて此の種の貸附を禁じてゐる米國準備銀行法は推奨に値ひする。とにかく中央銀行は其の性質上商品擔保貸出しに伴ふ危険を出来るだけ回避しなければならぬ。しかし歐洲諸國の中央銀行法は公設倉庫の倉荷證券、商品又は貨物保管證等に對しても貸出しを許してゐる。しかし此の方法は中央銀行を民間商業銀行と競争的立場に置くが故に不適當である。特殊の産業が證書の書換へによつて永久的に中央銀行の信用に依頼することを防ぐには中央銀行理事の注意に俟つ外はない。我が日本銀行條例の此の點に關する規定は合理的である。

最後に中央銀行の信用業務に關して割引及び貸附業務の相對的關係を一瞥する必要がある。商業手形が其の安全性及び處分及び換金容易である點から割引及び貸出し擔保として最も有利であることは既に述べた。銀行は自然此の種證券の創造に努力する。これには道德的影響並びに金融上の誘導を必要とする。故に最近創設された中央銀行條例に見返りを呈示して貸出しを受けるよりも手形を振出して再割引を受けることを獎勵する條項を含んでゐる。而して通常見返り擔保に對する貸附利率は割引利率よりも高い。



中央銀行の業務中、右の外一言する要があるのは、預金、手形交換及び手数料に關する業務である。

前述の如く中央銀行は商業銀行の預金を受託し、國庫の收支を司ることを主たる業務とする。一般人の預金を受託すべきや否やに關しては議論がある。個人の預金を拒絶すれば中央銀行の獨立は完全となり不健全なる貸付に隨伴する危険が少くなることは勿論であるが、明確に個人の預金受託を禁じてゐるのは米國の聯邦準備銀行のみである。準備銀行を模範として創立された南米諸國の中央銀行は個人の預金受託を禁じてゐないが、これは南米諸國が經濟的に發達せず、銀行業務の與ふる便益を全國に普及するがための便宜に基いたものであつた。しかし中央銀行と民間商業銀行との競争範圍を出来るだけ少くすることは必要である。一九二八年十一月のイングランド銀行法は銀行の預金と個人の預金とを區別し、個人の預金總額が他の預金總額の三三%を超えてはならないことを規定してゐる。しかしイングランド銀行は個人の預金を集めることには決して積極的に努力しない。

中央銀行が預金の受託を許されるにしても預金に對しては利子を附しないことを可とする。

定期預金にも利子を支拂ふことは普通銀行と競走する結果になる。預金勘定に利子を支拂ふことは又中央銀行の收入を減ずることになり、これを補ふために收入増加に努力して中央銀行の健全性を害することも少くない。故に利子支拂問題は中央銀行の株主配當の制限問題と同様の立場から考察される必要がある。かく考へ來ると利子支拂は明白に禁止されるのを可とする。ライヒスバンク、南アフリカ準備銀行等の條例は其の例である。しかし條例に明白な禁令がなくとも實際上其の預金に利子を支拂ふ中央銀行の數は決して多くない。

しかし甲國の中央銀行が乙國の中央銀行に預金し、其の預金の運用に關して協定する場合は、乙國の中央銀行が自行に對する預金に利子を支拂ふ場合とは區別しなければならない。中央銀行は其の資産の相當額を現金として保有しなければならぬことは勿論であるが、外國の中央銀行に預託した資金が全部利益を生じない種類のものである必要はない。又乙國の中央銀行の預金を受託した甲中央銀行が全然それを運用しないと云ふことも考へられない。又これを運用することが甲中央銀行の營業する國家の經濟界のために望ましいことである。従つて乙中央銀行に利子を支拂ふことは認め得るのである。



ライヒスバンク條例は第一に其の目的を明示して貨幣の流通を調節し、手形の交換を助長するにあると云つてゐる。各國の中央銀行條例にも類似の字句が見出される。此の方面に於ける中央銀行の業務は既に略述したが、中央銀行が全國の商工業が要求する通貨を供給し、手形又は國內の支拂勘定を清算する機關を設定する業務に關しても一言する必要がある。民間商業銀行の預金尻を保有してゐる中央銀行は右の清算事務を取扱ふに最も適當な地位にゐる。オーストリアのコンモンウェルス銀行法には商業銀行はコンモンウェルス銀行に向けて振出した手形によつて相互の決済をつけることを規定してゐる。此の種の規定は何處の中央銀行條例にもあるが、銀行相互の決済方法に大改善を加へたのは米國の聯邦準備銀行であつた。

國內の金融組織に關聯する中央銀行の責任の中には補助貨幣の供給がある。補助貨幣は中央銀行を通じて發行せられ、商業銀行の手によつて全國に撒布せられる。何となれば中央銀行が直接に補助貨幣を撒布することは通貨調節機關としての中央銀行の地位を害するからである。多くの中央銀行條例は補助貨幣發行には中央銀行理事會の同意を要すること、並びに中央銀行が之れを直接撒布すべからざることを規定してゐる。

中央銀行が個人の預金を受託し得る場合には、商業銀行が通常預金者のために取扱ふ金融上又は其の他の雜事務をも併せ處理することを中央銀行に要求する。其の主なるものは株式取引所に於ける證券の賣買、利子の受取、支拂事務、送金手形、信用狀等の發行、貴重品の保護預り等であり。右の事務は銀行の銀行たる中央銀行の本來行ふべき業務では無いから米國の聯邦準備銀行の如きは之れを取扱つてはゐない。しかし日本銀行でも歐洲諸國其の他の中央銀行は其の取扱を許されてゐる。しかしこれを取扱ふに當つても、中央銀行に損失を及ぼすことを極力避ける規定のあることはライヒスバンク條例が其の顯著な一例である。

世界大戰前に於ては各國の私營中央銀行制度は大同小異の組織を有し、或る國家では國營となつてゐたし、今日でも國營としてゐる國がある。しかし國營主義は一國の財政のために中央銀行が濫用される虞があるため、大戰後の國際貨幣金融等の會議では政治機關と中央銀行の分離を主張してゐる。又ドイツ其他の戰敗國の中央銀行は事實上債權國の監理の下に置かれてゐる點が戰前とは變つてゐるのである。

唯、米國の聯邦準備銀行は著しく歐洲諸國の中央銀行制度とは異つてゐる。聯邦準備銀行法



によれば国立銀行全部は聯邦準備制度の加盟銀行となつて其の資本金と積立金の六分の一を當該區域の準備銀行に據出す義務がある。州立銀行及び信託會社も加盟銀行となり得る。既に述べたやうに、米國全部は十二の聯邦準備區に分割せられ各區に一個の聯邦準備銀行があり、各準備銀行は九人の理事によつて經營せられ、各理事は一名の總裁を互選する。而して聯邦準備制度全部を監督し統制するためには、聯邦準備局が設置されてゐる。準備局は大藏卿と貨幣監督官の外に上院の協賛を得て大統領の任命する六名の委員を以て構成される。而して該委員を選任するに當つては同一聯邦銀行區から一名以上の委員を任命してはならないし、各委員は金融、農業、工業及び商業方面を代表するやう注意し、且つ金融方面の代表者を二名とするこゝとなつてゐる。其の中一名を總裁とし、他の一名を副總裁として、大藏卿が會議の議長となるのである。此等の委員は任期中と退職後二年間は加盟銀行の主役となり又は行員となることを禁ぜられてゐる。此の準備局が聯邦準備銀行に對し廣汎なる監督及び各種の統制をするのである。

以上述べた處は我が國並びに各國の中央銀行の一般的原則であるが、我が國では銀行券發行

權を有する銀行は日本銀行の外、臺灣銀行と朝鮮銀行とがある。兩行は共に新附の領土に設立されたもので、其の設立法規には共通點が多々ある。兩行共に(一)爲替手形其他商業手形の割引、(二)平常取引する諸會社銀行又は商人のため手形金の取立、(三)爲替及び荷爲替、(四)確實なる擔保ある貸付、(五)諸預り金及び當座貸越勘定、(六)金銀貨、貴金屬及び諸證券の保護預り、(七)地金銀の賣買及び貨幣の交換を營むこと及び國債證券其他確實なる有價證券の買入をなし得る事は共通であるが(朝鮮銀行法第十七條)(臺灣銀行法第五條)、朝鮮銀行は單純なる信託業務を行ひ得るに反し、臺灣銀行は普通商業銀行と同じく、擔保付社債に關する信託業務に限つて之を行ひ得る。しかしそれと共に後者は他銀行の業務代理、及び國債、地方債證券、社債券若くは株式の募集、其の拂込金の受入、又は此の元利金若くは配當金支拂の取扱を併せ營むことが出来る。

兩行共當該地方に流通する銀行券を發行し得るが、臺灣銀行の場合は額面一圓以上たることを要する制限がある。銀行券發行高に對しては同額の金銀貨及び地金銀を發行準備として保有することを要するが、臺灣銀行は二千萬圓、朝鮮銀行は五千萬圓迄保證準備による發行ができ



る。而して右の正貨地金銀準備と保證準備とを合計した金額以上の銀行券を發行する必要がある場合は、日本銀行と同じく百分の五以上の發行税を支拂へば發行し得る。

兩行の正副總裁は政府が任命し、其の業務の監督方法も兩行略々日本銀行の場合と同じである。

此の二行が日本銀行に許されてゐない稍廣い範圍の業務を營むことを得た事實が世界大戰後の失態を齎らす一つの原因となつたのである。

#### 第四章 商業銀行の機能

銀行は其の創始以來不斷の發達と分化とを経て今日に至つたが、我が國に於ても、大正時代までは商業銀行に於て社債を引受け、手形の媒介をし、その他各種の業務を營んだ。しかし昭和二年三月の銀行法に於ては銀行の業務を、預金の受入と貸付又は手形割引とを併せ行ひ、爲替取引をなすことに限定し（第一條）其の他の業務としては擔保附社債信託法に依り擔保附社債に關する信託業を營み又は保護預り其の他の銀行業に附隨する業務を營む外他の業務を營むことを禁ぜられるに至つた。

最初ロンドンの金銀細工人が他人のために貴重品及び金銀を受託するに當つて、彼等は受託した金銀の一部を安全に他人に貸付け得ることを發見した。即ち今日の金銀銀行の如く資金の借手と貸手との間の連鎖となつたのである。

しかし當時に於ては金銀細工人の金融上の機能は簡單であつて、甲から例へば一千パウンドを受託して、それを信用の確實な乙に貸付けたとすれば、乙の支拂ふ利子が甲に支拂つた利子



よりも多かつた場合に其の差額を利得したに過ぎなかつた。それから更に一進歩を來し金銀細工人は現金の代りに乙に預り證を渡すやうになつた。此の場合、其の金銀細工人に信用があればその預り證は現金同様に通用した。右の原始的銀行の貸借對照表は次のやうになる。

負債		資産	
甲より受託	一、〇〇〇	バウンド	現金
			一、〇〇〇
預り證發行額	一、〇〇〇	乙に貸附	一、〇〇〇
合計	二、〇〇〇		二、〇〇〇

其の後右の原始的銀行では、乙に出した預り證が轉々流通するのを見て、預り證の發行額を増加するに至り、結局其の貸借對照表は（自己の有する資本金は除外して）次のやうになる。

負債		資産	
甲より受託	一、〇〇〇	バウンド	現金
			一、〇〇〇
預り證發行額	九、〇〇〇	乙、丙、丁戊に貸附	九、〇〇〇

合計 一〇、〇〇〇

一〇、〇〇〇

此の場合には銀行の負債總額は手元現金の十倍に達するが、預り證が即時現金引換のために提出せられなければ、それでも營業を繼續することが出來たし、手元に支拂を要求される虞のあるだけの現金を用意すれば充分であつた。

以上のやうな營業は極めて利益が多かつたから初期の銀行は預金には充分の支拂準備を必要とすることを忘却して多額の紙幣を發行したため、英國では一八四四年法律を以て一定の銀行以外、銀行券を發行することを禁じた。

しかし其の後商業銀行は同じく相互的負債を基礎として信用を造出する方法を發見した。即ち小切手の利用である。日本に於ては小切手の使用は一部に限られてゐるが歐米では極めて廣汎なる範圍に利用せられてゐる。小切手は要求拂の手形であるが、或る人が銀行に當座取引の口座を有する場合には、其の銀行に對して小切手を發行し、其の額面金額の支拂を要求する。小切手は後に述べるやうに、それに對して銀行が現金を支拂ふことは稀であつて、大抵は受取人が同一の銀行の自己の口座に振込むか又は手形交換所に廻して、受取人が口座を有する銀行







以上述べた商業銀行の機能は其の最も簡単な形式であるが、實際の銀行業は勿論もつと複雑である。

如何なる企業でも同じであるが、銀行業も貸方（負債）の方面からと借方（資産）の方面からと觀察することが出来る。勿論双方共不斷に變化してゐるが、特定の日に於ける資産及び負債は貸借對照表でこれを見るのである。

貸借對照表の種目の名稱並びに其の排列方法は國により又銀行により多少異なるが、大體に於いて大差不い。三井銀行の昭和八年十二月三十一日現在の貸借對照表と利益金處分とを次に掲げる。

貸借對照表（昭和八年十二月三十一日現在）

負債（貸方）

預金勘定	七一五、二八八、九五一・八〇
當座預金	六六、三二四、〇六三・〇八
特別當座預金	一一一、一一八、八二三・三六

通知預金	九一、五四四、〇一三・七三
定期預金	四三三、五五四、八〇一・三九
雜預金	二、七四七、二四四・二四
外國爲替勘定	一八、九八二、六七一・四二
賣渡外國爲替	一、一七八、九四一・四九
外國他店借	一七、八〇三、七二九・九三
他店借	七〇六、六二五・三四
未拂送金爲替	三七三、五一三・五四
支拂承諾	一〇、四一八、九一一・四八
雜勘定	九、八〇七、九九四・七九
未拂配當金	四、一九四・六〇
未拂利息其他	七、〇二〇、五三三・五〇
未經過割引料其他	二、三六九、六九八・〇七





預金利息諸税	一七六、七七一・〇〇
假受金	二三六、七九七・六二
株主勘定	一七一、一九六、二三六・七三
資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定準備金	三三三、七〇〇、〇〇〇・〇〇
別段積立金	一四、五〇〇、〇〇〇・〇〇
配當準備積立金	五、六〇〇、〇〇〇・〇〇
使用人退職慰勞金積立金	四、四六九、八四四・二〇
當期利益金	一二、九二六、三九二・五三
(内前期繰越金)	六、九六〇、七九八・七五
使用人退職慰勞金戻入)	六六五、一七〇・七六
合計	九二六、七七四、九〇五・一〇

資産(借方)	
現金預ケ金勘定	五五、四八五、九三三・三八
現金	三四、六二四、一六六・五八
預ケ金	二〇、八五四、九七九・四三
(内日本銀行への預ケ金)	(一九、五八〇、五〇〇・八七)
地金銀外國通貨	六、七八七・三七
コールローン	四二、六四〇、〇〇〇・〇〇
有價証券勘定	二七九、九九九、九〇六・四三
國債	一六〇、七九九、三七九・九七
(内手許在高)	(二四九、五六三、二一〇・七七)
地方債	一六、五〇三、三五二・三五
外國證券	一四、九九四、二三二・八六
社債	八七、三五二、九四一・二五



株式	三五〇、〇〇〇・〇〇
割引手形勘定	四四、七一四、七四四・四五
商業手形	四四、五三四、九七二・〇七
荷付爲替手形	一七九、七七二・三八
貸附金勘定	三六四、六八〇、六三一・三一
手形貸附	三四二、四〇四、一〇二・三一
證書貸附	三、四八九、七八二・七二
當座貸越	一八、七八六、七四六・二八
貸附有價證券	一、三九七、九二九・八〇
外國爲替勘定	七一、四〇〇、四三一・四六
買入外國爲替	五三、八九二、七〇九・四八
利附爲替手形	一三、五四五、四四四・五七
外國他店貸	三、九六二、二七七・四一

他店貸	四四一、一六三・〇二
支拂承諾見返	一〇、四一八、九一一・四八
雜勘定	一、三七五、七五二・八七
新築費	三二二、五二八・七六
假拂金	一、〇五三、二二四・一一
動產不動產勘定	一四、二一九、五〇〇・九〇
營業用土地建物什器	一二、四九六、九〇三・二三
所有動產不動產	一、七二二、五九七・六七
株主勘定	四〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
拂込未済資本金	四〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	九二六、七七四、九〇五・一〇
利益金處分	
當期利益金	一二、九二六、三九二・五三



之ヲ處分スルコト左ノ如シ

法定準備金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
使用人退職慰勞金積立金	五五九、八〇〇・〇〇
重役賞與金	二八〇、〇〇〇・〇〇
配當金（舊株式一株に付金四圓、新株式一株に付金二圓、年八分ノ割）	二、四〇〇、〇〇〇・〇〇
後期繰越金	八、六八六、五九二・五三

負債即ち貸方の方面から觀察すれば、銀行も他の企業と同じく、事業を始めるに必要な資本金を必要とする。即ち右の例によれば一億圓拂込六千萬圓がそれに充てられて其の一部は資産即ち借方の營業用土地建物什器の一千二百五十萬圓弱と化してゐるのである。これは銀行が株主に對して負擔してゐる債務である。更に我が國の銀行法では、銀行に每期其の純利益金の一割以上の積立金をすることを要求されてゐる。法律の規定がなくとも堅實な營業方針をと

る銀行は出来るだけ多額の準備金を保有するのが常であつて、右の例を見ても百萬圓をそれに充てゝゐるのである。而して、最初からかくの如くして積立てられた準備金は十二月末に三千三百七十萬圓、其後は百萬圓を加へて三千四百七十萬圓に達するが、それと別段準備金の一千四百五十萬圓、配當準備金五百六十萬圓合計五千四百七十萬圓が銀行の銀行自身に對する負債である。別段及び配當準備金と後期繰越金とは英米の銀行では未拂利益金として計上せられ、後年利益金が減少する場合にはこれを戻入れて配當を平均するのである。使用人退職慰勞金準備金は其の名の示す通り銀行員が退職する場合に退職金として給與するための積立金であつて、退職者死亡者等が少なければ、それを利益金の中に繰入れる場合がある。こゝに計上されてゐる四百四十六萬九千圓強は銀行が其の行員に對する負債である。

外國爲替勘定は負債の方では、日本で外國爲替を賣却して、後に述べるやうな方法でその對價を外國で支拂ふものであるが、まだ支拂つてない金額であつて、資産の側に計上されてゐる買入外國爲替の五千三百八十九萬二千圓の中からそれを支拂ふのである。外國他店借は取引の都合上外國に於て一時借入れてゐる金額であつて、矢張り資産の中の外國他店貸を一部相殺



する性質のものである。他店借は國內に於ける取引上の必要から他の銀行に對して負債となつてゐるもので、これも資産の部の他店貸と一部は相殺する。負債の雜勘定は、配當金利息等を支拂ふ義務があつて而もまだ支拂はないでゐる費目である。

最後に負債の部で最大の金額をなすものは各種の預金であつて、當座、特別當座預金は要求次第、通知預金は引出通知があつて一定期日後、定期預金は一定期日に支拂ふことを要するものである。

以上銀行の負債はこれを三大別することが出来る。第一は株主に對する負債であつて、第二は銀行自身に對する負債、第三は第三者に對する負債である。其の他不定的負債があつて或る事情の下には銀行の負債となる可能性のあるものがある。これは支拂承諾がそれであつて、事實上銀行の保證債務で、それと共に資産の部に同額の支拂承諾見返りと云ふ項目がある。右の債務の發生する原因は或る銀行の得意先である甲が乙から借入金をする場合に銀行が支拂保證をするので、もし甲が其の借入金を辨済しなければ銀行がそれを支拂はなければならないのである。それに備へるために見返りをとることになるのである。

次に、より複雑で、商工業の見地から最も重要な資産（借方）の側を見ると、その分布は國により又同じ國內でも銀行によつて甚だしく異つてゐる。何となれば銀行の營業方針も、各地方の商工業状態も一樣では無いからである。しかし其の名稱は違つても共通點を見出し得るのである。

第一に考ふべきは現金勘定であつて、現金は預金支拂準備として必ず金庫内に保有すべきものである。日本銀行に對する預金も現金同様に考ふべきであつて双方共に利子の収入は無いが、銀行の經營上此の準備は是非必要なのである。

コールローンは金融市場又は株式市場に貸出されるものであつて、其の抵當として第一流の手形又は公債株式等が提供される。平常状態には期限は更新されるが、其の特色は必要な場合に急速に回收され得る點にある。

右の貸借對照表に於て見られるやうに手形貸附は銀行の資産中最も重要な項目であつて後に述べるやうに三箇月又は六箇月後に振出人が自己自身又は第三者に支拂ふ約束であつて、外國貿易は殆んど皆手形を以て行はれ、多くの國、特にフランスに於ては國內商業も手形に頼り、



英國でも我が國でも政府が短期資金を必要とする場合には此の手段をとるのである。銀行は皆手形が各月平均して満期となるやう、又我が國の舊盆、年末等一時に預金の引出がある事が豫想される場合には一時に多額の支拂をなし得るやうに手配するのが常である。信用のある會社や個人の保證のある手形は額行にとつて最も望ましき投資物件である。何となれば其の満期日には辨済されることが確實であつて、しかも短期であるから價格の變動も少く、必要ある場合には何時でも額面金額から満期日までの利子を差引いた價格で處分し得るからである。

それに反して有價證券勘定中の國債以下の證券に投資することは利子収入は多いが、證券が一流證券であつて容易に處分し得るものでない限り望ましからざる銀行投資物件である。我が國でも商工業會社及び農地に投資するための銀行が特に設立されてゐるに拘らず、此等の企業に多額の投資をなし自ら窮地に陥つた普通銀行が少くないが、英國を除く多くの國でも此の習慣は盛んに行はれ、昨年以來、米國に於て破産した銀行の多くがそれであつた。

貸附金は多くの商業銀行の資産中の最大項目であつて、其の期限も比較的短く、其の貸附範圍も廣汎である。貸附金は商業手形と共に産業上流通資本の一大部分をなし、時としては事業

會社が長期の資金を得ることを助けるために金融されることがある。其の他銀行資金は金融市場にも個人にも貸附けられる。

要するに商業銀行經營の理想は、第一に預金を安全に受託し、それを産業界の發達のために最も有効に金融するにある。銀行が預金の安全にのみ注意を集中し過ぎれば結局預金を何時でも現金に代へられる状態に置かなければならない。しかしそれでは經濟界に有効に資金を供給することは不可能である。そこで預金の安全と、産業界に最も貢獻の出来る金融方法との調和に苦心するのである。

これを各國の商業銀行の實際に徴すれば、英國の商業銀行は純然たる商業金融機關である。スコットランドでは、一八四五年の銀行券發行條例の規定によつて、當時銀行券を發行してゐた銀行は依然其の權利を認められたため、銀行券の發行と小切手によつて金融事業を營んでゐるのであるが、イングランドでは銀行券の發行はイングランド銀行にのみ局限せられてゐる。英國の商業銀行は數次の合併合同を経て今日に至つたので、十九世紀には地方に多くの銀行



があつたが、英國の産業は大體銀行の助力を受けず資本家自身の資金を以て發達した。其の結果、英國の銀行は短期貸附を主として來て、それが英國銀行の特色の一つとなつた。今一つの特色は其の廣汎なる支店網である。

ロンドンが世界の金融中心地となつたことは預金をロンドンに集中する結果となり、現今では英國では十六の銀行があるに過ぎず、而も其の中の五大銀行が其の中心となつてゐるのである。銀行の數は急激に減少したに拘らず支店は年々増加し、英國の地方町村も皆大銀行の支店が金融に當つてゐるのである。

かくの如く右の五大銀行と其他五行の組合銀行が絶大なる勢力を有してゐる。勿論イングランド銀行は民間商業銀行が其の預金に對し一定比率の支拂準備金を保有しなければならぬことを利用して或る程度の統制力を有してゐるが、株式會社の銀行は信用の使用方面や使用方法に就ては完全な統制力を有してゐる。割引市場も、株式取引所も、製造工業も、短期資金の供給を商業銀行に仰ぎ、政府も大藏證券の發行には彼等を無視し得ない。長期金融市場は民間商業銀行に頼ることは少いが、彼等が一流證券に投資する點から見て、間接に其の影響を受け

てゐる。

英國の商業銀行の資金は大部分が預金であつて、其の基礎は極めて堅實である。従つて英國の商業銀行は内部負債即ち資本金及び諸積立金の少いことを特色とする。

英國の銀行の内部負債の少い原因の一つは拂込資本金の少いことである。額面金額二十五パウンドの株式は大抵五分の一拂込であつて、未拂込金は必要な場合には何時でも徴收されることになつてゐるが、今まで拂込を徴收したことは無い。而して此の未拂込金の多い事實は同時に銀行の信用を増してゐるのである。株式銀行全部の積立金總額は一九三三年に拂込資本金の六割九分に達した。

英國の商業銀行全部の預金總額は一九三三年に一九億パウンドに達してゐるが、英國の預金は當座預金と銀行預金の二部に分れ、日本と異り當座預金には利子は支拂はず銀行預金の利子も甚だ低い。事業界が活況を呈し資本の廻轉率の多い時には當座預金が増加し、不景氣な時代には定期其の他の銀行預金が増加する。

英國では商業銀行は其の預金總額の九分の一を支拂準備金として保有してゐる。而してイン



グランド銀行は此の習慣を活用して民間銀行の保有現金及び預金額をも左右する。しかし過去數年には此の慣習も變化して、一九二五年から一九三一年にかけて、イングランド銀行が通貨收縮政策を實行した時には、それに對抗して支拂準備金の率を減じた。

英國の商業銀行の特長は、商業銀行が決してイングランド銀行から借入金をしなない點にある。勿論イングランド銀行がオープンマーケットオペレーションによつて市場で證券を買入れ又は賣却することは度々あるが、米國又は日本の如く市中の商業銀行がイングランド銀行に手形を持參して再割引をすることは殆んど絶對にない。それはロンドンには割引市場があつて銀行は該市場にコールローンを貸出すからである。金融が逼迫すると、銀行は割引市場からコールローンを回収し、割引市場がイングランド銀行で割引をするのである。勿論其の結果は我が國及び米國の場合と同一であるが、中央銀行の商業銀行に及ぼす影響は曲折があり且つ間接である。

英國の商業銀行の資産は大部分手形就中大藏證券と、公債其他の有價證券に對する投資から成つてゐるが、世界大戰後は商業手形よりも大藏證券が増加する傾向があつたが財界不況以來、

右の傾向は更に甚だしくなつた。

資産中の短期手形と長期有價證券の割合は略々同一であつて、其の總額は商工業界の短期資金に對する需要が増加すれば減少し、それが減少すれば膨脹する。しかし好景氣時代にも其の總額は決して少なくなく、従つて常に手形市場にも國債市場にも影響を與へる。而して政府は大藏證券の發行にも、國債の發行にも商業銀行に依頼することが多い。

英國の銀行は大體右の如く短期金融又は有價證券投資を主とするがために、農地や工業に投資することは極めて少い。此の點は既に示した三井銀行の貸借對照表で明かであるやうに、我が國の大銀行でも同様である。勿論多額の商業手形は保有してゐるが、これは大體外國貿易手形であつて、内國手形の數量は比較的少い。英國でも古くは國內の工業又は農業方面の金融も銀行がしたものであるが、日本と同じく漸次此の方面に對する金融額は減少したのである。銀行業の見地からは資金を農地や工業に固定することは望ましくないのである。

農工業に對する金融は通常貸付と當座貸越を以て行はれる。ロンドンでは前者、地方では後



者が多く用ひられ、其の合計額は株式銀行の預金額の五割乃至六割である。其の内容は各種各様であつて小額の對人信用貸附もあれば大會社に對するものもある。

資金を長期金融に固定することは英國の銀行の傳統的に嫌ふ處であつて、債務者の信用状態を嚴重に調査し、充分の抵當をとるを常とする。而して工業金融の目的は、物資の生産及び販賣のために短期の流動資本を供給し、又は社債を發行するまでに要する短期資金を融通して社債の應募金から返済を受けるのである。以上の如く深甚の注意を拂つてゐるに拘らず英國の商業銀行も戦後の不況時代には工業界に多額の貸附金を凍結して、止むを得ず工業の經營に干與しなければならぬやうになつてゐる。

實際英國の商業銀行が一事業に多額の投資をする危険を避けるため、投資を各方面に分散したことは今日の不況時代には事態を益々複雑にしてゐる。現今産業の發達してゐる國の産業の整理は一事業を單獨に整理するに止まらず、各方面の事業の整理、合理化を必要とする。此の場合英國の銀行の殆んど全部がそれに金融的關係を有する。而して銀行は同種の一事業を一單位として見ず、一會社を一單位として見るため、常に事業の整理には反對することが多いやうで

ある。近年實現される事業の整理は、イングランド銀行の努力によつて行はれる場合が多いのである。

一九二五年以來、英國の商業銀行は極度に工業會社に金融することを避けてゐる。これが最近英國の工業不振の原因であると言はれる。しかし英國の銀行が工業方面に金融する金額の比率は其の預金總額の五六割に制限されてゐるが一九二五年から一九二九年にかけてイングランド銀行が通貨收縮政策をとつた時には英國の商業銀行は貸附總額を増加してイングランド銀行の方針に逆行した形勢がある。其の原因は工業方面の貸出から得る収入が手形の割引や證券投資よりも多大であつたことによるのである。従つて此の時期に於ける銀行の經營方針から云へばやむを得ざる事情にあつたのかも知れない。しかし英國の商業銀行の此の時代の金融方法にも非難すべき餘地はあつた。其の非難の最大なものは、大戦後工業方面の資金需要が激減した場合にも貸出利子を引下げなかつたことである。

商工業の立場から英國の商業銀行の缺點を指摘するならば第一に現今の産業不振時代に處して事業會社が財政整理を企て、も、銀行は多くの場合それに積極的援助を與へないことであつ



て、銀行と商工業との關係が緊密を缺いてゐることである。第二に銀行の固定貸附は著しく事業の整理を妨げてゐることである。第三に英國の銀行は一事業を單位として見ず、一會社を單位として見るため、著しく事業の合理化を妨げることである。のみならずそれに原因して各行互に祕密主義をとり、情報の交換を喜ばない傾向がある。第四に其の獨占的地位を利用して不合理に高い貸出利子を維持することである。しかしそれと共に英國の商業銀行の堅實性が其の長所として擧げられる。即ち近年世界各國を通じて多くの銀行が破綻したが英國では一行も破産銀行を出さなかつた。

現今の産業の金融機關としては英國の商業銀行は今よりも集中され且つ各自の協調が増進される要がある。今日に於ては普通銀行の許容する信用は昔時の銀行券の發行よりも商工業から見て主要な關係を有するのであるから、それを統一することは當然の處置である。

商業銀行の整理統一を行つて後、政府がこれに嚴重な監督を加へて、商工業金融を遺憾なく行はしむべきであると言ふ意見が今英國では盛んに唱へられてゐる。

米國の銀行制度は複雑多岐である。英國でも我が國でも主要な商業銀行の營業を見れば銀行金融の大體は了解し得られるが、米國では一萬八千行に達する銀行が各州の法律の下に營業してゐて、其の中の六千行がナショナルバンク制度に屬し聯邦法の下に營業してゐるのであるから、其の全貌を捉へる事は非常に困難である。加之、米國では銀行制度は殆んど刻々變化してゐると言つても過言では無い。蓋し一九三三年三月其の金融組織は崩壊し、其の後貨幣及び金融制度には空前の變更が加へられつゝあるからである。

米國の銀行制度の發達を見るには、其の憲法の地位、特に聯邦と各州との權限争を念頭に置かなければならない。銀行は最初皆各州の法律の下に營業したが、當時は交通も不便で各州の利害關係は同一でなかつたから、單一の法律を以て全國の銀行を統制することは不可能であつた。しかし南北戦争後には國內の秩序も整ひ、交通も發達したため聯邦政府は單行法を制定して、其の法律に基いて國立銀行が設立された。此の制度は一部は聯邦政府の戰費調達の便宜のためであつたが、其の成功は一部鐵道の發達に原因する米國各地方の相互關係が緊密になつたことに歸せらるべきものである。



此の形勢に助長せられ、且つ州立銀行は國立銀行よりも高率の銀行券發行税を課せられたことに原因して、國立銀行は急速に發達した。其の後各種の銀行が各地に簇出するに及んで州立銀行は漸く以前の重要性を恢復した。

米國で銀行の數が急増したのは、米國では銀行は一州又は州内でも或る地方でのみ營業を許され、日本又は歐洲に於けるが如く一行が全國に支店網を布くことを許されないからである。此の禁令は國立銀行にも適用される。米國四十八州中七州だけは銀行が支店を開設することを許してゐるが、それさへも各種の煩雜な制限を加へられてゐる。此の制度の不利不便は多くの人の自覺するところであるが其の國情から見てそれを變更することは困難である。

其の結果、大都市を除く外、地方的の産業は、資金を二三の地方的小銀行に仰ぐ外はなく、而して其の銀行も營業上には他の地方とは沒交渉なのである。勿論地方銀行も都市の大銀行と取引してそれに預金し、貸出を受けることは出来るが、事實上其の營業は一小地方にのみ局限されることになるのである。

右の事情から米國の銀行は英國又は日本の銀行のやうに、其の資金を短期貸附に運用するこ

とが出来難い。特に地方の小銀行に於てさうである。勿論、急速に發達した諸産業及び鐵道に對する投資によつて多額の利益を得た金融機關もあるにはあるが、それは大部分信託會社又は長期金融を専門とした銀行であつた。小會社の社債を引受け、農業に對する金融を負擔するのも商業銀行であつて此の點から見て、英國の如く長期投資を主とする金融機關と短期金融を主とする銀行との區別は米國に於ては困難であつて、この點は從來米國の銀行制度の弱點とせられてゐた。

右の缺陷の一部を是正せんとして設立されたのが聯邦準備銀行である。聯邦準備銀行の組織に就ては既に簡単に説明したが、此の伸縮性のある通貨制度を建て、商業手形の再割引機關を供給し、且つ米國の銀行業を監督するために創設された中央銀行ならざる中央銀行が設立されて以來米國の民間銀行は三種類に區別される。即ち第一は聯邦準備制度に加盟を強制された國立銀行、第二は加盟州立銀行、第三は非加盟銀行である。而して右の第三類の銀行は四十八州の州法に遵據して營業するのであるが、第一及び第二類に屬する諸銀行は統一された聯邦準備制度の中で營業する。相互貯蓄銀行を除けば一九三二年末には米國の銀行の三十八パーセント



は第一及び第二の種類に屬してゐたが、しかも其の全體の三十八パーセントの銀行が全國の預金の八十パーセントを保有してゐた。

以前の國立銀行制でも聯邦準備制度の下に於ても米國の銀行制度の特色の一つは各銀行は預金の一定比率を支拂準備金として保有しなければならないことである。此の目的のために全國の銀行は三大別されてゐる。即ち地方銀行と、準備銀行所在の都市にある銀行と、シカゴ、ニューヨーク及びセントルイスの三中央準備市にある銀行との三類である。舊國立銀行法では地方銀行は預金總額の十五パーセントを支拂準備とし、六パーセントは現金であることを必要としたが、聯邦準備法では準備市にある銀行は預金總額の二十五パーセントを支拂準備金として保有することを要し、其の二分の一は中央準備市にある銀行に預金しても差支へないことになつた。而して中央準備市にある銀行は各自二十五パーセントの支拂準備を現金を以て保有することを必要とした。即ち地方銀行の預金支拂準備金の一部は、準備銀行所在地の銀行の受託する預金の一部をなし、中央準備市の準備銀行は又、後者の預金を受託する事になつて、各銀行を連結して從來の缺陷を除かんとしたのである。

然るに一九一七年の修正の結果右の預金支拂準備金の比率は急激に低下され、加盟銀行の準備金は全部準備銀行に預金することになつた。支拂準備金も要求拂の預金に就ては三類夫々七パーセント、十パーセント及び十三パーセントとなり、定期預金に對しては三パーセントとなつた。支拂準備金を準備銀行に集中したことは多くの利益を齎したが、同時に一九二二—二九年の信用膨脹を招來した。右の準備金の外に各銀行は相當の手元現金を必要とするが、其の金額は各銀行の適當と認めるだけで差支へない。

加盟銀行の準備金は時によつて相違がある。好景氣時代には信用は膨脹し、預金は増加するから、民間銀行は何等かの手段で準備金を増加する。即ち現金を準備銀行に預金するか又は準備銀行で借入をするのである。之れに反して不景氣の時には加盟銀行は準備銀行に其の負債を返済する。或は又必要額以上の支拂準備金を準備銀行に預託することもある。準備銀行は必要以上の預金支拂準備金に對しても利子は支拂はないのである。

かくの如く商業銀行と中央銀行との關係は英米兩國は全く正反對であつて、英國では商業銀行は決してイングランド銀行から借入をしないが、米國では加盟銀行は皆中央銀行から資金の



融通を受けるのである。

加盟銀行が準備銀行から資金の融通を受ける場合には聯邦準備法に列擧されてゐる爲替手形約束手形又は送金手形を再割引する。此の場合にも英米兩國の習慣の異なる點は、既に述べたやうに英國では國內取引は殆んど皆當座貸越又は貸附の方法を以て資金の融通が行はれるが、米國では、銀行の得意先は約束手形を提出して、銀行はそれに對して資金を融通し、銀行が資金を必要とする時にはそれに裏書して準備銀行の再割引を依頼するのである。

最近まで、銀行預金の發達に於て世界第一と言はれてゐた英國でさへも銀行券の發行額に對する全國の預金總額の比率は遙かに米國に及ばなかつた。それは米國人が英國人より以上に小切手を使用するからである。例へば英國では小額の貨銀は現金で支持ふが米國では小切手を以て支拂ひ、小賣商でも皆小切手を授受する。特に百貨店、連鎖店等の發達は益々小切手の流通額を多くした。

米國では預金は一九二三年末から一九二八年末にかけて急激に増加し、其の後一九二三年の數字以下に減少した。しかし此の間にも預金總額に對する定期預金の比率は英國と同じく不斷

の増加を示したが、其の理由は好況時代には銀行は長期貸附又は投資の有利なるを見て、預金者に定期預金を勧め、これを投資したものと思はれる。蓋し定期預金は一定期間中には拂戻を要求されることが無く安全な金融資金であるからである。尙、定期預金に對しては支拂準備金が少額で済むことも右の傾向を助長するに與つて力があつた。

しかし米國では金融資金のかなりの部分は商業銀行の預金以外の方面から供給される。多くの大工業會社は各自の得意先又は、従業員を相手として金融事業を營み、好況時代には多額の現金又は有價證券を保有して、銀行に頼らないで短期資金を自給自足することが出來た。のみならず、ゼー、ビー、モルガン商會の如き金融會社が多額の預金を有してゐた。

大部分の米國人は銀行こそ彼等の貯蓄金を安全に預託すべき機關と考へてゐるが、今日から顧れば、米國の銀行は好況時代に於ても多くの銀行が破綻し、殊に一九二九年の反動期以來は破綻した銀行の數は急激に増加した。

世界大戰以來の米國の銀行制度の弱點を見るに、其の資産分散の方法を誤つたことに原因することが多い。銀行の資産は貸附及び投資の項目に一括されるが、聯邦準備制度の加盟銀行の



報告書を見れば其の投資政策の誤謬が明白に現はれてゐる。

即ち一九二一—二九年の期間に現はれた金融的現象で著しく目につくのは、加盟銀行の信用の膨脹であつて其の反映は加盟銀行の貸付及び投資額が右の期間に二百四十一億二千百萬ドルから三百五十七億一千百萬ドルに増加したことに示されてゐる。しかも該期間には物價は殆んど騰貴してゐなかつた。右の期間に銀行の投資額は六十億から百億ドルに増加し、有價證券に對する貸付は四十四億から百一億ドル近くとなり、都會の宅地を擔保とする貸付額は實に八億七千五百萬ドルから二十七億六千萬ドルに膨脹した。以上三項目の貸付金は、商業銀行本來の業務から云へば、既に述べ又は後に詳細に説明するやうに出来るだけ資金を融通することを避くべき種類のものである。しかも商業銀行として最も理想的な金融物件である商業手形、爲替手形等を擔保とする貸付は其の間に却つて百二十八億四千四百萬ドルから僅かではあるが四千萬ドルを減じたのである。勿論當時は米國空前の好景氣時代で事業會社は多額の剩餘金を積立て、運轉資金を自給し、又は容易に金融市場で社債を募集し得たことに其の原因の一部はあつたとしても、工業生産額が約八割の増加を示した間に工業方面に對する短期資金の融資額が些

少なから却つて減少し、預金總額に對する率から言へば二分の一から三分の一に激減したことは不自然な現象であつた。

其の結果は投資額と投機資金の貸付額とを激増した。有價證券(多くは株式)擔保の貸付が増加し、株式市場は驚くべき活況を呈したのである。實に株式の平均價格は一九二九年には一九二四年のその三倍になつてゐたのである。都會地の地價の騰貴も其の原因を同じうする。以上は其の結果から云へば不當な騰貴をした株式又は土地に對して銀行が其の資金を固定したことで、一度反動に見舞はれた時には皆殆んど無價値同様になつてゐた。而して債務者が債務の辨濟をしたいため、それ等の抵當物件を處分し初めた時には市場に賣物が殺到して益々株式や土地の價格を暴落せしむることゝなつた。茲に於て、多くの銀行は自ら株式市場で一攫千金を得ることを目的として傍系の證券投資會社を創設するの傾向を生じた。

かくの如くして米國の銀行は其の性質を一變し、從來の缺陷に加へて、投資すべからざる方面に受託金を投資して自ら墓穴を掘つたのである。

其の後、米國の財界は大混亂に陥り遂に收拾すべからざる状態となつた。一九三三年ルーズ



ヴェルトが大統領に就任するや、全國一齊に銀行の休業を命じ、人心の恢復を待つて順次健全な銀行から營業を開始させ、各種の金融救済機關を設くる等の手段を採用し、金融機關及び一般財界の救済方法を講じてゐる。従つて、聯邦準備銀行を初め米國の金融機關はその更生のため幾多の試練を受けつゝあるのである。今後米國は金融事業の統一と支店制度の創設、並びに銀行事業から投資及び有價證券取引とを分離する方向に進むのではあるまいか。しかしこの三つを實現するには憲法上及び政治上各種の障害があるが米國の金融事業を根本的に改善するためには各方面の困難を排除して新制度を樹立するの要がある。

米國従來の銀行金融に特異な現象は、地方によつて金利に著しく高低のあることである。聯邦準備制度が創設せられない以前は特にその差が甚だしく、金融の中心地でも比較的金利は低かつたが西部及び南部では甚だしく高かつた。聯邦準備銀行の創設は多少此の傾向を緩和したが、依然改善は充分でない。米國の國情ではそれを全然統一することは不可能にしても金利により以上の伸縮性を與へることが必要なことは識者の認むるところである。

ドイツに於ても、一九三一年に金融恐慌があつて其の後今日に至るまで回復は遅々たるもの

であるが同國の商業銀行は、英國のそれとは根本的に異なるのみならず、これを米國のそれと比較する時は投資銀行の色彩が濃厚である。

商業銀行が興らなかつた十九世紀前半には、ドイツの工業者は資本の不足に甚だしく苦しめられた。其の原因は必ずしも國民が貯蓄金を有してゐなかつたのでは無く、地主階級が國內の工業方面に資金を注入するを嫌つて、時とするを海外投資に振向けたからであつた。ドイツに設立された最初の信用銀行は、此の形勢に鑑みて、工業金融を目的としたものであつた。一八五〇年から一八七〇年にかけて銀行業は急激に發達したが、銀行業者は工業界に長期の資金を供給し、株式會社の創設を助長することを使命とした。即ち工業金融を主とし商業金融を従としたのである。ドイツの銀行は最初は預金を受託することは少く、金融は大部分自家資本を以てした。

然るに一八七〇年の普佛戰爭以後はドイツの銀行も各種の業務を營むに至り、一八七一年のドイツ銀行の創立は銀行の金融政策を一變せしめた。該銀行は元來ドイツの外國貿易助長を目的として創立されたものであつたが、ドイツの對外貿易はドイツ帝國の統一と其の帝國主義的



政策とによつて長足の發展をし爾來該銀行はドイツ國內で最も有力な銀行となつた。

其の後ドイツの銀行界に起つた變化は商業金融即ち短期金融が發達したことであつた。尙、銀行資金も資本金よりも預金に俟つ事が多くなつた、即ち一八七一——七五年にはドイツの銀行の總利益金の二五・六パーセントは有價證券の保有又は賣買益であつて短期貸附から得る利益は六七・一パーセントであつたが、一九一三年には右の百分比が一・六パーセントと八五・三パーセントとなつた。一八九五年にはベルリンの大銀行の運用資金の五一パーセントが預り金であつたに過ぎなかつたが、一九一三年にはそれが七六パーセントに増加した。且つベルリンが金融市場として發展すると共にコールの貸出や株式市場に於ける活動が多くなつた。

ドイツに於ても英國と同じく金融の集中が銀行の合併を齎らした。初めには多くの大銀行が地方で創立されたが、一八八〇年代から九〇年代には多くの銀行はベルリンに移りベルリンの四大銀行と地方からベルリンに移つて來た五大銀行が全ドイツの金融事業の牛耳を握り他の中小銀行はそれと資本的關係を維持して來た。而して世界大戰後銀行の合併は急速に行はれて、商業金融は六大銀行が七百十一の支店(一九二八年)を通じて其の大部分に當つてゐたのであつ

た。其の後更に六大銀行の二行が合併されて金融恐慌當時には四大銀行がドイツの金融事業の實權を握つてゐた。

ドイツの工業が戦前及び戦後に彼の大發展を遂げたのは實に銀行の力に負ふところが多かつた。ドイツでは特殊金融機關の行ふ金融をも銀行が行ふために得意先との關係は緊密となり金融に關しては廣汎なる力を得てゐたのである。

ドイツでも商業銀行は其の當座預金口座を通じて商工業と接觸を保ち、當座預金に基づく貸附金を各種の方面に利用する等の點は我が國に於けると同じである。尙、英國の銀行が全然行はない所の長期貸附による事業會社の創設及び其の金融による固定資産の建設をする。昭和二年の銀行法實施前の我が國の銀行の如く社債の發行をして事業會社に長期の貸出をするのである。しかし、ドイツの銀行は大體に於て發行した社債を背負ひこむことは少く意外に早くこれを一般投資家に手離すことを普通とした。一九一三年頃にもベルリンの大銀行の有價證券所有額は總資産の一三パーセントに過ぎなかつたが、一九二八年にはそれが四パーセントに低下した。たゞ不況時代には有價證券の保有額も増加し、且つ其の處分も損失を伴ふことを普通と



し、最も現金を要する時期に銀行の資産が固定する危険がある。此の危険は最近の金融恐慌に當つて特に明かにされた。

銀行と一般事業界との関係の特色は、銀行が事業會社の監督委員會に參與することである。此の機關は事業會社の重役會の仕事に株主の利益のために干與する機關であつて、日本興業銀行が債務會社に代表重役を送るやうなものでは無く、重役會の外に存在する機關であつて、一般的に此の制度は益々増加する傾向がある。ドイツの銀行は最初は其の金融する工業方面を専門化する傾向があつて、中途各方面に金融的活動を分散するやうに努力したが、依然今日に於ても各銀行の金融専門方面がある。従つて銀行は得意先の會社間の競争を出来るだけ防止する方法をとり、産業の合理化や、諸會社の合併等には先頭に立つて盡力した。

かゝる事情の下では商業銀行の活動は自然其の資金を固定する傾向を生じ、従つて一九一三年以前には預金に對する自家資本、即ち資本金及び積立金の百分比は他國の銀行よりも大きかつた。世界大戦には銀行が多額の資本金を失つたため、大戦當時から戦後のインフレーション時代にかけて此の關係は變化した。従つてドイツの各銀行は右の新情勢に順應するため其の資

産の分布を變へることに努め、一九二九年の頃には其の貸借對照表の表面から見れば、投資から短期商業金融に其の分野を開拓しつゝあるが如くに見えた。同時に外國資本の助をかりて特殊な金融會社を創立して、それに長期工業金融事業を移讓する傾向にあつた。

然るに一九二九年の恐慌は右のやうな銀行制度の改善を阻んだ。即ち先づ外國資本の流入が停止し、次いで一九三一年には諸外國は急速に其の短期資金の引上を開始した。のみならず、恐慌の進行に伴ひ銀行が工業方面に貸付けた資本は益々凍結し始めた。此の形勢を見た銀行は下落して止まない株式の市價を釣上げるため大規模に關係事業株の買入を行つた。而してドイツに於ける外國資本の大量引上が行はるゝに及んで金融界は大混亂に陥つた。

其の後財界の整理が行はれた時には政府がそれに參加して、多額の資金を據出し金融事業の統制を行つた。其の後ベルリンの四大銀行及び地方の二大銀行も其の再建計劃には政府の統制が及んだが、金融機關の復興方法は(一)資本金及び積立金の切下げ、(二)資金融通、(三)銀行の合併等であつた。故に今日に於てはドイツの大銀行の多くは、その株式の大部分を政府が所有してゐるのである。



米國及びドイツの銀行と反對にフランスの銀行は極めて安定してゐる。しかも英國の銀行の如く新情勢に適合しないと云ふ非難も少い。即ち銀行の破綻も少いと共に、事業界が資金不足に苦しむことも餘り無いのである。其の理由の一つはフランスの産業が英國のそのやうに戦後の激變を受けなかつたことにあるが、大體フランスでは貯蓄金が國內に止まり外國に輸出されないで、國內の産業が資金に苦しむことが少いのである。

フランスの銀行金融制度は英國とドイツの中間に位する。即ちフランスでは私立銀行と投資銀行とが長期金融と社債の發行に當り、他方預金銀行は短期金融に當つてゐる。

預金銀行中では四大銀行が王座を占めてゐるが、四大銀行ともドイツ又は英國の銀行のやうに、他の銀行を合併して大をなしたものは無く、皆各地に支店を設置して漸次發展したのであつた。従つてフランスでは右の大銀行と相並んで群小の地方銀行が營業を繼續してゐる。其の結果フランスには銀行其の他の金融機關の數が過剰であると言はれるのである。しかし大銀行の支店も無計劃に設置されたものではなく國內及び外國の代理店も周到なる注意の下に設

置された。其の多くは地方銀行が金融行詰りのために破産した跡を受けて増設されたもので、此の方法によつてフランスの大銀行は弱小銀行を合併して其の缺陷をも引受ける弊から脱することを得た。其の他フランスの銀行の特色は外交員を使つて得意先を開拓し、手形の取立又は有價證券の注文を取らせることである。此の制度には比較的多くの經費を要することは言ふまでもないが、同時に産業的にも地理的にも危険を分散し、中央と地方に資金の流動を助ける利益がある。

フランスでは英米兩國のやうに小切手が廣く使用されず、従つて銀行預金も英米のやうに膨脹しないが、大銀行は自家資本よりも預金に資金を求め、其の結果工業方面に進出することは少い。もつとも世界大戰以前には銀行は國內の貯蓄金を受託して外國の公債に應募したが、戦後は主として自國政府の公債に投資するやうになつた。

フランス銀行の資産は自國政府の公債の外株式市場に對する貸出、外國銀行に對する預金及び手形並びに貸付金を以て構成されてゐる。世界大戰後はフランスの諸銀行の外國銀行に對する預金が國際金融市場不安定の原因となつた。しかしこの方法はフランスの銀行が外國の長



期公社債に應募して受けた打撃に鑑みれば當然の歸結であらう。

併しフランスの大銀行が其の資産の大部分を流動状態に置くのは主として手形に對する投資の手段を以てする。一九三二年末には四大貯蓄銀行の全資産の五四パーセントは手形及び國防公債であつた。この點に於てフランスの商工業者が單に外國貿易のみでもなく國內取引にも手形を利用することが、右の銀行の政策を助長してゐるのである。此の種の手形には振出人と支拂人との保證があり、銀行は其の代理店又は支店を通じて此等の手形を集めてそれを割引するのである。此の方面から云へば預金銀行はフランス銀行の競争者であるが、フランス銀行の割引日歩が一定してゐるに反し、預金銀行は其の手形の振出人及び引受人によつて割引率を變更し得るし、且つフランス銀行は取引の當事者のみの署名だけでは多くの場合割引の依頼に應じなため預金銀行の方が競争上有利である。特に資金を要する場合には其の割引した手形の中から、フランス銀行の要求に合致する種類の手形の再割引を要求するのであるが、最近では右の如き場合には外國に於ける預金を引出すやうになつた。

其の他當座預金擔保の貸出し、又は株式を擔保とする貸出が行はれる。しかし此の種の貸出

には深甚の注意を拂ひ、特に後者に就ては株式市價が下落した場合には、容赦なく其の擔保價格を引下げてゐる。

右の四大預金銀行の外フランスには多くの中小地方預金銀行がある。彼等は六大銀行の競争に對抗するため、地方的の聯合を組織し、且つ外交員に要する經費を節約して、大戰後には異常な發展を示した。

大戰前には大銀行の競争の結果、地方銀行には充分に手形の出廻りがなくて苦しんだが、其の後活動を地方的商工業に集中して來た。通常彼等の自家資本の百分比は大銀行のそれに比して高く、従つて資産を大預金銀行程流動状態に置く必要は無い。且つ其の得意先の金融状態を知悉するから、比較的長期の貸出を行ひ、且つ社債をも引受けることが出来る。世界大戰は英國のやうに大銀行の發展を助長することではなく却つて大銀行の競争を緩和した。のみならず戦後商工業が發達し、商工業者が從來の如く大預金銀行にのみ頼ることの不利を覺つてからは中小預金銀行の發展は著しく、水力電氣事業に對する東南部方面の地方銀行の活動、戦禍を最も受けた東北地方の復興に對する該地方銀行の寄與等は没すべからざるものがある。



以上歐米諸國の商業銀行制度を概観し、各國の銀行制度が其の國情に應じて特殊な發展をし、全世界を襲つた金融恐慌に當つて如何なる苦難に遭遇したかを見たが、我が國でも歐米諸國に先立つて昭和二年に金融恐慌に襲はれ多數の中小銀行が破綻した。其の跡を見ると、預金銀行であるに拘らず長期の工業金融に多額の資金を固定し又は株式其他價格の變動の著しい證券に投資してゐた銀行が、戦後の反動に原因して商工業が不振となり、株式の價格が激落するに及んで遂に破綻の止むなきに至つたものが其の大部分を占めてゐる。當時破綻した諸銀行及び經營困難の銀行は合併し預金を切下げて整理銀行を創立したのは人の知るところである。其の後金輸出解禁及び世界的不景氣の結果は當時漸く難關を切り抜け得た地方銀行を窮地に陥れ、多くの破産銀行を出すに至つたので政府は銀行整理の必要を認め銀行法を公布してその業務に制限を加へ、資本金額を百萬圓以上とする外、地方の中小銀行の合併を慫慂し、其の整理は著しく進捗してゐる。

事情右の如くであつて我が國では金融恐慌以來一般に民衆の金融機關に對する信用は衰退し

一般銀行業としては空前の苦難に直面するに至つた。これより曩大小の銀行は互に協調して預金の争奪を防ぎ、業務上共同動作をとることに努めてゐたが、一流銀行と二三流銀行とは同一の立場に立つて、預金利率其他を同じうする場合には、營業上二三流銀行は到底一流銀行と競争して行くことが不可能なことが明かとなり、其の後金融恐慌以後は其の懸隔に特に甚だしくなり、一三流銀行の預金は急速に一流銀行に移動し、二三流銀行が資金難に苦しむと共に、一流銀行には預金が過剰し其の運用に苦しむに至つた。その結果、銀行を甲種乙種の二種に分類し、甲種銀行は金利を安くし、乙種銀行は高くして、預金を吸引する方法をとり、甲乙兩種の銀行は互に協議して利率其他の條件を決定することになつてゐる。

輓近我が國でも銀行の合併が進み英國の如く、少數の大銀行が地方に支店網を張り中央に資金を集中すると同時に、預金者は從來の經驗によつて其の預金を大銀行又は郵便貯金に移す傾向が盛になり且つ事業界が沈衰すると共に資金の需要が減少した。同時に中小商工業に對する金融に主として當つてゐた中小銀行の没落の結果、中小商工業者は必要とする資金を得るに苦



しんでゐるのが我が國の現状である。此の状態が整理されて、金融が圓滑に行はれるまでには相當の歳月を要するであらう。

## 第五章 銀行の受信業務

前述の如く、銀行は資金を有する者から其の餘剰資金を集めて、それを資金を必要とする方面に融通する機關である。而して銀行が貸出をする資金には資本金又は積立金のやうな内部負債と預金を主とする外部負債とがあるが、いづれにしても餘剰資金であると言ひ得るのである。

我が國では昭和二年以來、資本金壹百萬圓以上を有する株式會社でなければ銀行業務を営むことが出来ないことになつてゐる。のみならず、勅令を以つて指定する地方主として大都會に本店又は支店を有する銀行の資本金は二百萬圓以上である（銀行法第三條）

銀行業務を營まんとするものは、免許申請書に取締役全員が署名して、定款、株式の引受を證するに足る書面、創立總會の決議録、會社設立の際に設置する支店其他の營業所の位置を記



載したる書面等を添附して之を大蔵大臣に提出し（銀行法施行細則第一條）而して、大蔵大臣が免許しなければ營業することが出来ない（銀行法第二條）營業を開始した後は、銀行の資本の總額に達するまでは利益を配當する毎に準備金として其の利益の十分の一を積立てる義務がある。（銀行法第八條）

銀行の資本金は、銀行の本店、支店、出張所等の事務所を設置し、行員を雇入れ、其他開業に必要な支出をするために必要である外既に述べたやうに長期貸附を行ふ場合には資本金が多ければ多い程銀行として有利である。のみならず銀行が他人の資金を受託してそれを運用する業務である以上如何に善良なる管理者の注意を拂ふにしても不時の損失を受けることを免れ難い。其の場合資本金の多いことは、銀行が其の資本金を以て損失を負擔し、預金者の損害を少くする利益がある。

銀行の資本金を百萬圓以上に制限したことは銀行の濫設を防ぐ効果が大きい。始めは銀行には資本金の制限がなかつたため、各地方に小銀行が濫設せられ、此等は資金も少く、従つて經營者に其の人を得ることも困難であつたため、一朝財界の不況に襲はれると踵を接して破綻

し、預金者に不測の損害を與へ、且つ財界混亂の導火線となつた。そこで大正二年に新に銀行法を制定して資本金の最低限度を制限したのである。

積立金も資本金と同様の目的に使用せられる。日本銀行條例では積立金の目的を（一）資本金の損失を補ひ、割賦金（配當金）の不足を補ふため（第十條）としてゐるが、其他これを比較的長期の貸附に利用することも出来る。故に銀行の基礎を強固にするためには出来るだけ多くの積立金を必要とする。

銀行は以上自家資本及び外部資本主として受託預金を利用して受信行爲をなすものであるが、其の中最も主要な資金は云ふまでもなく受託預金である。

其他銀行の受信行爲には、前記三井銀行の貸借対照表の貸方に記されてゐる内外國爲替勘定がある。即ち外國爲替を賣渡した金額と、内國の未拂送金爲替である。内外の爲替に關しては後に詳述するが、要するに之を簡單に云へば、銀行は相當の抵當を取つて外國に於いて一定の比率を以て外國の通貨を引渡すことを契約したのであつて、銀行は外國爲替の買入をした人

人に對してそれだけの金額を外國に於て引渡す義務を負ふものである。



貸借対照表に現はれない受信行爲には手形金の取立がある。これは通例得意先のために、會社や個人商店のために振出された手形を、受託して手形の債務者から代金を取立てる行爲であつて、其の取立てた代金は多くの場合取引銀行の預金の中に振込まれるのである。

### 第一節 預 金

銀行の信用受託には二種類ある。第一は人が通貨、公社債、貴重品等を銀行に寄託して保護預りを依頼する場合であつて、第二は通貨を受託して、要求次第或は一定期日に同額の通貨を支拂ことを契約する行爲である。故に銀行は預金を受託すれば預金者にそれだけの債務を負擔するのである。第一種類の受信行爲は日本ではあまり其の發達を見ないが歐米に於ては盛に行はれてゐる。即ち銀行、就中大都市の大銀行は自己の有する多額の現金又は有價證券を保存する大金庫を有するから、其の設備を擴張して得意先の有價證券又は貴重品等を受託し、多少の保管料を徴するのを常とする。一九三三年米國の金融恐慌があつた時、又最近米國の金本位制度停止の形勢が明かになつた時等には多くの米國人は第二種の預金を受取つてそれを金貨に代へ

争つて之れを保護預けとした。今日言はれる金の退蔵は、金貨を瓶に入れて床下に埋めるやうな方法では行はれるものではなく、少額の金貨を自家に隠すことは別として多額の退蔵は皆銀行へ保護預けとするのである。

第二種の預金はどうして發生するかと云ふに近代の經濟生活では最早銀行は吾人の生活には缺くべからざる機關であつて大多數の商工業者は銀行取引を有し賣上金は銀行に預託し、受入れた小切手や手形は銀行に持參して自己の口座に振込み又は株式の配當金等も同じく取引銀行に於て現金に代へ又は預金し、手形の取立は銀行に依頼する。而して自己が支拂をする必要がある場合には小切手や手形を振出して一定期日に支拂を了するのである。而して商工業者ではなくとも貯蓄すべき金銭を有するものは皆銀行に預金するのみならず、地方銀行は資金に餘剰があれば皆大都會の銀行に預金し、大銀行はそれを運用して多少の利子を支拂ふことになる。併しながら最近地方資金は大都市の銀行に集中する結果大銀行に於ては有利限度を附し同業者の預金は之を避くるの方針を採るのである。

しかし銀行預金は右の如き事業界又は個人の貯蓄からのみ成立するものならば決して今日の



如き膨脹を見ることは不可能である。今日の預金の發生と中央銀行の銀行券發行には多くの共通點があるのである。

例へば或る國に唯一つの銀行があつてそれが銀行券も發行し預金も受入れるものと假定し、甲と云ふ人が該銀行から金銭を受取る権利を取得したとする。銀行は甲に銀行券即ち金本位制度の下では要求次第に金を支拂ふと云ふ約束手形を交附する。而して右の債權者が銀行券を受取れば、それが社會に流通する、即ち彼自身それを持つてゐるなり乙に支拂ふなりするのである。此の場合銀行は銀行券を引渡す代りに其の金額を當座預金として預けて置き、金銭の必要がある時にはそれに對して小切手を振出すことが有利である事を説いて甲に承諾させるとする。此の場合には甲は小切手帳を持ち歸り支拂の必要ある毎に乙にでも丙にでも其小切手に必要金額を書入れて渡すことになる。それを受取つた乙又は丙も亦其の小切手を現金に引換へる代りに銀行に當座勘定を開いてこれを預金して置き、又小切手をそれに對して振出すことになる。小切手も銀行券も同じく右の假定した銀行に對する債權であつて、其の法律手續が異なる、實質上には何等の變りはないのであつて、小切手帳は金額の大きい銀行券と同様のものでは

あつて、其の金額は銀行券の額面とは異り當座預金總額の増減によつて増減するものと考へ得られるのである。

それでは右の假定に於て銀行に對する甲の債權がどうして發生したかを考へる必要がある。此の場合吾人は債權の移轉を除外しなければならぬ。右の例によれば乙は甲から小切手を受取つてそれを銀行に預金することを假定したが、此の場合には銀行は甲の口座から小切手の額面金額を差引いて乙の口座へ振替へるだけで、銀行の預金總額には少しも増減は無いのである。

第二に、一見すれば銀行に對する債權の發生と見えて其の實は單に債權の種類の変更に過ぎない場合をも除外する必要がある。例へば甲は銀行に銀行券を持參して、それを預金したとする。其の場合甲は銀行に對する債權を取得するが、それは銀行券に基く債權を預金に基く債權に変更したに過ぎない。

金本位制度の下に銀行が金を買入れる義務を課せられてゐる時に甲が金を銀行に持參してそれを預託したとすると、これは明かに銀行に對する債權の新發生である。併しながらもし銀行



の債務が金の受託によつてのみ発生するものとすれば、銀行の債務は單に金庫中の金の價格を見れば一目して判明する譯である。

何人も知るが如く、銀行の金の保有額と其の預金受託額との間には多大の開きがある。日本銀行の例を見ても昭和九年三月卅一日の金保有額は四億二千五百萬圓に過ぎないのに其の各種貸付金は八億六千百萬圓に達してゐる。前記三井銀行の貸借對照表を見れば地金銀外國貨幣を併せても六百七十八萬七千圓に過ぎたいが、預金勘定は七億一千五百萬圓に達してゐる。

かくの如き大差が何故に發生するかと云へば要するに預金は貸付によつて發生するからである。既に述べたやうに銀行券は金準備と保證準備とを基礎として發行するものであるが金準備に就ては前に述べた通りであるが、保證準備を基礎とする銀行券の發行も、有價證券を擔保とする銀行券の貸出と同様である。普通銀行も手形とか有價證券とかを擔保として貸出を行へば、それが信用となつて流通するのである。即ち貸出を受けた者は通例それを銀行に預金しそれに對して小切手を振出すことになるのである。

右の如く單一な銀行を假定して述べたことは全體として考へた銀行預金にも適用し得る。即

ち甲銀行が貸出をして、それが乙銀行に預金されても、銀行全體としては預金が増加したことになるのである。

日本では普通銀行預金は當座預金、特別當座預金、通知預金、定期預金及び別段預金に分れる。當座預金は預金者の請求次第拂戻す契約を以て預託するものであつて、その引出しには小切手を使用する。特別當座預金も當座預金と同様、いつにても拂戻してくれる預金であるが、その預入、仕拂は通帳によるのである。通知預金は引出しの一定の期日前に其の引出を豫告するのであるから、銀行は拂戻の準備をすることが出来る。定期預金は六箇月とか、年とか一定期間預金を引出さない契約の下にする預金である。別段預金は他に適當なる勘定科目を發見し得ざる場合、又は未定の場合に一時整理せんがため設けらるゝものである。

銀行は當座預金口座を開くに當つては預金者の質を選び、且つ其の取引が果して利益がありや否やを考慮する。有力銀行は新しい得意先には彼の姓名住所、職業、事務所の所在地及び保證人が記名捺印した書類等を提出せしめ、且つ個人ならば當人の署名又は印鑑、會社商店等な



らば其の會社商店のために小切手を振出す責任者の署名又は印鑑を提出させる。

小切手は通例これを其の形式によつて四種類に分類する。即ち(一)普通小切手、(二)横線小切手、(三)透字小切手、及び(四)保證小切手である。普通小切手は普通に用ひられる種類の小切手であつて、これを指圖式小切手と持參人拂小切手とに分けることができる。指圖式小切手とは振出人が小切手金額の支拂を受くる者を指定し、銀行は指定された人以外には支拂をなさないものであつて、持參人拂小切手は何人たるを問はず該小切手を持參する人に、額面金額の支拂をする小切手である。

横線小切手とは小切手面便宜の場所に二條の並行線を引き、其の中間に單に銀行と記し又は特定の銀行名を記入するものであつて、前者を普通横線と稱し後者は特別横線と稱する。前者は小切手の支拂銀行が銀行又は自己の取引先に對してのみ支拂をなし其他のものには小切手金額の支拂をしないもの、特別横線は指定された銀行以外には支拂をしないものである。此の小切手は一見甚だ不便なやうに思はれるが、銀行に取引のある商工業者又は個人には何等の不便もなく却つて小切手の安全が確保される。

透字小切手は預金者の當座預金の總額、即ち小切手を振出し得る最高額を透字を以て打出し、預金者が預金總額以上の小切手を振出すことを防ぐものであつて、一旦小切手を振出して未だ殘金がある場合には新に透字小切手帳を預金者に交附する。

保證小切手は銀行が、該小切手の額面金額を支拂ふことを保證した小切手であつて、保證銀行の基礎が強固である限り最も確實な小切手である。

我が國では當座預金に對し低い利子を支拂つてゐるが(一定額以下に對しては利子を支拂はず)歐米では通例利子は支拂はなかつたが、近年信託會社でも商業銀行でも一定額以上の預金には低利ながら利子を支拂ふやうになつた。此の當座預金に利子を支拂ふことの可否は歐米では激烈な論争があつたもので、利子を支拂ふことに賛成する人々は、銀行は預金者の預金の運用によつて利益を得るのであるから、其の利益金を預金者にも分配するのが當然である。且つ信託會社も或る種の銀行も當座預金に對して利子を支拂ふ以上、商業銀行は得意先を失はないためにも彼等と對抗して相當の利子を支拂ふ要があるのみならず、甲銀行が乙銀行に預金する場合には通例利子を要求するから、預金者が銀行に對して利子の支拂を要求するのは當然であ



ると云ふのである。

以上の議論に反対するものは、銀行が當座預金の預金者に利子を支拂ふことになれば、其の利子の支拂をするため貸付の場合に今までよりも大きな危険を冒すこととなるから、利子の支拂は銀行経営上好ましくならずと云ひ、更に進んでもし銀行が利子を支拂ふことになれば、預金者に對して貸付をしたり又は他の奉仕をすることを喜ばなくなると主張する。

銀行は各種の方法を以て預金の増加を計つてゐる。後に詳述するやうに小切手や手形の取立とか又金融逼迫時代に於ける得意先に對する貸付とか、其の例である。のみならず昔時は大銀行が進んで預金口座を開くことを得意先に頼んだり或は、新聞雜誌に廣告したりすることは殆んど見られなかつたが、現在に於ては普通の慣例となつた。

しかし銀行は常に開いた口座が果して利益があるかどうかを見ることを忘れないのである。銀行でも原價計算は製造會社と同様に重視する。而して銀行の歡迎する種類の預金は勿論當該預金から貸出し得べき金額の利子収入がその口座を維持して行く經費よりも多い種類の預金である。大銀行では特に右の原價計算のみを取扱ふ部があつて各預金口座が果して銀行のために

利益であるか否かを計算する。

例へば甲得意先は其の營業上の必要から多數の小額小切手を常に銀行に齎らすことがある。其の場合には、それを計算し、交換し記帳することは多大の勞力と費用とを要する。故に此の場合には甲得意先は右の勞費を償ふために多額の預金額を維持することを要求されることがある。何となれば右の勞費は小額の小額預金額から得る利益では償ひ得ないからである。であるから同一の銀行にして甲預金者には一萬圓の最低當座勘定を要求し、乙預金者には五千圓で満足することがあるのである。しかし時とすると甲の預金勘定それ自身は利益がないが、甲が財界に於て有する地位から其の口座を維持して行くことが有利な場合もある。兎に角預金の正確な原價計算が出来てゐることは、預金を貸出す場合に甚だ便利である。而して銀行に比較的多額の預金を有し、それを頻繁に引出さない預金者は銀行の最も歡迎するものである。

左に示す計算表は米國の一小都會の新聞に現はれた廣告であるが、一百ドルの平均預金の原價計算を示して興味がある。

#### 原價計算



銀行に於ける預金平均額

一〇〇・〇〇

右に對する支拂準備金

二〇・〇〇

銀行の貸付に使用し得る金額

八〇・〇〇

右を全部年八分に貸付けて銀行が得る利息收入

六・四〇

右口座にて小切手手形等を年二百回取扱ふものとして

二〇・〇〇

銀行の損失額

一三・六〇

右の場合銀行は毎月一ドル強のサーヴイス料を徴して漸く損失なくして済む譯である。我が國の普通銀行が一回十圓以下の預金を謝絶するのそのためである。再び三井銀行の貸借對照表を見ると、各種預金勘定の中定期預金が斷然多いことを發見する。云ふまでもなく定期預金は一旦預入れ、ば六箇月乃至一箇年は拂戻の請求を受くることなき種類のもので且つ一旦受託すれば、手數も要せず、且つ期限内は安心して貸付をなし得るものであるから銀行としては最も歡迎する種類の預金である。しかしそれだけに預金者は充分信用し得る大銀行でなければ定期預金口座を開かないのは當然である。従つて我が國でも五六の大銀行には定期預金の比率が多

我が地方の中小銀行では其の比率が比較的少いのを常とする。我が國の例を見れば商工業の不況時代には定期預金が増加し、活況を呈すると減少する。即ち資金を有するものが有利な投資先を見出すことの出来ない不況時にはそれを定期預金として、利息收入は少くとも確實な處に預託して置き、好況時には有利な方面に投資するからである。この傾向は我が國のみでは無く各國共通の現象である。

我が國の銀行法には、銀行が保有すべき預金支拂準備金に對しては何等の規定なく皆個々の銀行の決定に任せ、銀行は多年の經驗に鑑みて適當と認むる手元現金を準備し、それに舊盆又は年末等預金の引出の多い期節には比較的多額の準備金を用意するのを普通とする。而して英國フランス等銀行の破綻を殆んど見ない國でも略々同様である。

しかし米國では相次ぐ銀行の破綻に原因して、銀行の預金支拂準備については各種の方法をもつてゐる。一九一七年の金融恐慌後西部の數州では、銀行預金の保證又は保險に關する法律を通過した。此の制度は米國では此の時が最初では無く、既に第十九世紀前半以來ニューヨーク其の他で試みられた所であるが、これに對しては賛否兩論がある。



賛成論の要點は、(一)右の制度があれば銀行の破綻に件つて起る預金者の苦惱を軽減する。

(二)預金支拂保證があれば預金者の狼狽の程度が減少されて、其の結果財界全體の恐慌が避け得られる。(三)右の制度は預金の増加を招來する効果がある。即ち右の保證が無ければ退蔵さるべき貯蓄金が銀行に預金されるからであると主張する。

しかし此の制度に反對するものは此の制度は放漫な經營をする銀行のために堅實な營業方針をとつてゐる銀行が犠牲となるから右の制度は放漫なる銀行經營を助長する傾向がある。もし預金が如何なる銀行に預託しても同様に保證されるものとすれば、預金者は過大な利子を支拂ひ、又は放漫なる貸付をする銀行に集中することになるであらう。

かくの如く各種の方法が採用せられたに拘らず、銀行の破綻を防ぐことは困難である。我が國の銀行法では毎期各銀行の純利益金の十分の一を積立てしめ、銀行をして營業年度に業務報告書を作成して主務大臣に提出せしめ、監査役は銀行の業務及び財産の狀況に關する調査の結果を記載した監査書を毎營業年度毎に二回作成して之を本店に備へ置く義務がある。

銀行の常務に従事する取締役又は支配人は主務大臣の認可を得なければ他の會社の業務に従

事することは出来ない。

主務大臣は何時でも銀行をして其の業務に關する報告をなさしめ、又は監査書其他の書類帳簿を提出せしめ、又は部下の官吏をして銀行の業務を檢査せしむることが出来る。而して銀行の業務又は財産の狀況により必要と認むるときは、業務の停止又は財産の供託を命じ其他必要な命令を發することが出来る。

以上の如く嚴重を極めた監督方法が規定してあるに拘らず、我が國に於ても頻々として銀行の破綻があり預金者に多大の迷惑を掛けて來てゐる。併しながら先年の金融恐慌以來は改善の實を擧げつゝあるやうである。

## 第二節 債券の發行

我が國では銀行發達の初期には普通商業銀行が不動産及び工業金融にも當つてゐたが、銀行本來の營業から見て多額の資金を長期貸付に固定することは急速に多額の預金拂戻を請求された場合に進退に窮するやうになる。従つて銀行は不動産や工業財産を擔保として貸出をするこ



とを出来るだけ避けるやうになつた。ドイツの如く銀行が工業金融を主たる目的として出發した國でも漸次短期金融を主とするやうになつた。右の事情に鑑み、米國でも我が國でも政府が各種の補助を與へて半官半民の長期金融機關を創設した。日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行、各府縣農工銀行等即ち之れである。

右の諸銀行は其の貸附の性質上、資金を預金に依頼することが出来ないため皆長期の債券を發行することを特許されてゐる。而して其の發行條件を見るに多くの共通點があつて、勸業銀行、府縣農工銀行、北海道拓殖銀行等は其の資本金總額の四分の一の拂込が完了した場合には拂込金額の十五倍、興業銀行は十倍に達する額まで債券を發行することが出来る。但し各銀行の年賦償還貸附金、定期償還貸附金、並びに、勸業銀行の場合には其の引受けた農工債券、北海道拓殖債券の現在高等、興業銀行の場合には貸附金、割引手形、及び其の所有に係る國債證券、地方債證券、社債、株券、地金銀等の現在高を超過することが出来ない。しかし從來發行した債券を低利債券に借換へる場合には右の制限を超過して差支へない。

各銀行の債券は、商業銀行又は證券業者引受の下に發行することも出来るが、興業銀行債券

は額面五十圓以下二十圓以上、其他の各銀行の債券は二十圓以下十圓以上は直接一般に賣出すことも許されてゐる。且つ割引の方法を以つてすることも出来る。しかし興業銀行、北海道拓殖銀行債券等の發行には大藏大臣の認可を要する。

以上すべての債券は毎年二回抽籤償還される。即ち各行の引受けた各種債券、年賦償還金等の償還額に應じてそれを償還して行くのである。もつとも利子据置の條件となつてゐる場合には別である。

### 第三節 借入金

本章に於て説明した各項目は皆銀行の内部負債及び外部負債であるが、其の外通例其の總額は多くは無いが銀行の負債勘定に見出されるものは長期借入金及び短期借入金即ちコールローンである。銀行は自家資本、即ち資本金及び積立金と外部負債即ち預金とを以て貸付割引等の受信行爲を行ひ、又は證券投資をなすが、預金の拂戻に必要な場合は勿論、有利に貸付を擴張し得る場合には自己の有する有價證券を中央銀行に提示して割引又は貸付を受け、かくして



得たる資金を運用することもあれば金融市場が緩慢で市場金利が安く、しかも手持有價證券の価格が安く、又は有利に處分出来ないと言ふやうな場合には株式其他中央銀行の再割引の場合の見返りから除外されてゐるやうな有價證券を抵當として金融市場でコールローンを借入れて、自家の有價證券處分を延期し又は新に買入をなし、或ひは貸付をすることさへある。我が國先年の金融恐慌以前、多くの株式を保有してゐた臺灣銀行其他が多額のコールローンを借入れてゐたことは人の知る處である。しかしコールローンを借入れて其の營業に使用することは、堅實を缺ぐ營業方法である。しかし財界が平穩である時代には差支へなく、多くの銀行の借方にコールローンの一項目が相當の金額に上ることは少くない。

## 第六章 銀行の授信業務

商業銀行の授信業務の中主要なるものは商業手形の買入又は割引によつて貸付をすることである。此の業務によつて銀行は商工業に多大の貢獻をなし、株主には相當の利益を齎らすのである。貸付又は割引と預金との密接な關係に就ては既に述べた。即ち銀行が貸付ける資金は主として預金であり、而して預金は主として貸付に其の源を發するのである。しかし最近に於ては銀行は有價證券に多額の投資をする傾向がある。

### 第一節 一般信用と銀行信用

銀行の主要業務は商工業者に信用を與ふるにあるが、銀行の授信業務は資本の移動を助け、それによつて財の生産を助長する。しかし信用そのものは資本とは區別せらるべきである。財産は經濟財より成り、資本は財産の生産に使用される。信用は物でもなく又物の生産をもしない。信用が與へられても物も増加しなければ資本も増加しない。信用を得たものゝ手に資本が



増加しても信用を授けたもの、手からはそれだけの資本は減少する。故に信用は單に資本の移動に過ぎない。しかし資本を消極的の持主の手から、積極的の持主即ち生産に利用する企業家の手に移すから、資本の效用を増進する結果を招來するのである。

信用は各種の見地から種々に分類をすることが出来るが、最も普通な分類はこれを公共信用、個人信用、商業信用、銀行信用、農業信用、並びに投資信用に分つことである。

公共信用は中央又は地方政府が、將來返済する契約の下に資金を借入れる能力であつて通例、公債大藏證券、紙幣發行等の形式を以て具體化される。個人信用は個人が將來返済する約束の下に資金を借入れ得る能力であつて、其の信用の基礎は當該個人の人格、又は其の經濟的能力である。

商業信用は物資配給の仲介をなす信用であつて、現代の産業組織は大部分此の信用に立脚してゐる。物資が生産者から最後の消費者の手に渡るまでには、製造業者、仲買人、卸賣商、小賣商輸出商等の手を經過する。而して右の商人はそれごとく、物資を信用により取引する。例へば農民は種子、肥料又は機械を收穫が済んだ後に支拂ふ契約の下に買入れ、製造業者は原料

を信用で買入れ、又信用で賣る。以上の商業信用は工業信用や公共的信用よりも短期であることを通例とする。近來交通と通信機關が發達した結果、地方の商人は昔のやうに年數回大都市に出て一年又は數月分の商品を仕入れるやうな事は無く、必要に應じて少量づゝの注文をするやうになつた。

それと共に商品の賣買に伴ふ信用にも變動があつた。例へば米國に於ては以前には商品の仕入をするものは短きも數箇月長きは一年を期限とする約束手形を製造業者又は卸賣業者に交付してゐたが、交通並びに通信機關發達の結果、多數の小賣商が少量の注文を頻繁にするやうになると共に、卸賣商も製造業者もこれ等得意先の信用状態を知悉することが不可能となつた。この缺陷を充すために多數の信用仲介機關が發生した。而して約束手形を使用することが漸次少くなり、短期の商業手形を用ふるやうになつた。何となれば長期の約束手形を以て商品を買入れる場合には物資の値段も手形の利子も高いから、商人は銀行から借入金をし、又は短期手形の割引を受けて現金を得て、短期間に商品の代金を決済することを有利とするに至つたからである。



約束手形に代つたものは帳簿上の掛賣勘定である。此の制度では製造業者や卸賣業者は從來のやうに約束手形を銀行に持参して割引を受けることが出来ないため、米國では掛賣によつて受取勘定を銀行其の他の金融業者に抵當として貸付を受けるやうになつた。しかし受取勘定を抵當として貸付をすることは銀行としては面白くないため、初めは銀行其の他の金融業者は受取勘定のみを取扱ふ金融部を別に創設したが、後には帳簿上の受取勘定に對する金融を專業とする會社が創設されるに至つた。

しかし帳簿上の受取勘定を擔保として貸付をする制度には種々の不利不便が伴ふため、それに代るために商業引受手形の制度が發達した。引受手形は、一定期間に満期となる爲替手形であるが、其の表面に物資の買手が無條件に支拂の引受をする旨を記載したものである。此の種の手形は商業取引に原因して振出だされたものであるから、確實であつて多くの國では中央銀行が再割引をすることを許してゐる。引受手形は例へば大阪の商人が東京の商人に一定の貨物を六十日後拂の條件で賣り渡すとすれば、大阪の商人は東京の商人に對して六十日後拂の手形を振出し送り状と共にこれを東京の商人に送ると、東京の商人は、該手形の引受を明示し、併

せて支拂期日、支拂場所を記載し、署名捺印して大阪の商人に返送する。大阪の商人は資金が必要ならばこれを銀行に持参して割引を受けるが、差當り資金の必要がなければそれを満期日まで保有する。而して満期日には指定された日に指定された銀行に提示して支拂を受けるのである。

商業引受手形は商取引の當事者双方の引受がある所謂複名手形であるから、それだけ確實性があり、従つて割引又は再割引をするにも確實であるから、支拂責任者が一名である單名手形よりも流通性があるのと、従つてそれを擔保として貸付をするのは銀行としては健全な營業方針に合致する點から、商業引受手形が盛に行はれることは銀行經營上慶ぶべきことである。

複名手形は商業上の責任感を強くし、商工業の過大なる擴張を防止し、金融組織を改善し、賣買兩當事者の關係を密接にし、高利の負債を少くし、取立費用を節約し、金融を疏通する利益がある。

約束手形、複名手形に次いで商工業上主要な位置を占める信用證券は爲替手形である。爲替手形には内國爲替手形と外國爲替手形の二種類がある。内國爲替手形は振出人と同一の國家内



に住居する人に對して振出す爲替手形であつて、外國爲替手形は振出人が外國に住居する或人に對して振出す爲替手形である。外國爲替手形に就ては後章に述べる。

銀行信用は銀行が將來返済する契約の下に資金の貸付を受ける能力であつて、既に述べたやうに商業信用と密接な關係がある。近代產業界に於ては銀行信用はその血液であつて商業銀行は實にその心臓である。それと共に商業信用は巨大な信用を創造し、銀行の取扱ふ信用の大部分は商業信用を以て構成されてゐる。

銀行が信用を創造し、銀行と商工業とが密接な關係を有することは銀行の日常業務を觀察すれば容易に判明する。銀行は長年月の經驗によつて其の保有する預金が一時に引出されることはなく、預金總額の一小部分を手元に置けば、日々の預金引出要求に應じ得ることは明白である。従つて銀行は其の餘剰預金を、證券、商業手形、倉庫證券等の形式に於て資産の證據物を有する人々に貸付け得るのである。通例商工業者が銀行に貸付を求める場合には直ちに現金の交附を求める場合は少く銀行信用を要求し、それに對して小切手を振出すのであるから、銀行

は商工業者の信用を有すれば、預金を受託するのみならず、貸付けた金額の何パーセントか保有することが出來、それを基礎として多額の信用を創造することが出来るのである。

銀行信用は各種の信用の中でも最高の地位を占むるものである。而して銀行事業に成功するには一般商工業者及び民衆の信頼を受けなければならない。それには要求のあり次第債務の返済をすることを要する。銀行の債務の中最も重要なものは其の預金者に對する債務である。此の債務の支拂をするには一定の手元現金を保有する要がある。此の預金支拂準備金の比率は或る國では銀行が任意に決定し、米國の如きは法律を以て嚴重に規定されてゐる。しかし銀行の債務は其の資産の數倍に達するから、其の貸付は急速に現金化し得る種類のものである必要がある。故に銀行は其の資金の貸付をなすに當つては商取引を基礎とする短期貸付を主とすることになるのである。

故に我が國の日本銀行でも不動産投資は營業上必要のあるものに限定せられ、日本勸業銀行農工銀行等長期金融を目的とする銀行でも受託した預金を長期金融に投資する比率が限定されてゐるのである。



其他商業銀行の授信業務の主要なるものは手形の形式を以て信用の流通を助けることである。之れは取引者に對し直接貸付又は約束手形又は爲替手形と引換へに商工業者に與ふる信用である。銀行券も受託預金も銀行から見れば要求拂の債務であつて、商工業界のは略々同一の任務を果たすのである。

銀行券以外の銀行信用の證券は小切手、銀行送金手形、銀行引受手形及び信用狀である。小切手の機能及び其の種類は既に説明した。銀行送金手形は甲銀行から乙銀行に振出される手形であつて乙銀行に手形の額面金額を指圖人又は持參人に支拂ふべきことを指定した證券である。各銀行は各地の取引銀行に預金を有し、得意先の依頼があれば少額の爲替手数料を徴して、依頼された地方の銀行に對して銀行手形を振出し、得意先に賣渡すのである。銀行手形は現金同様に授受せられ、各地に送金するに當つては最も便利な證券である。銀行引受手形は送金手形に銀行又は信用引受を業とする會社が支拂の引受をなしたものであつて、商業手形と同じく多くの種類がある。而して銀行送金手形のやうに甲銀行が乙銀行に對して振出すものではなく、通例商工業者が銀行に對して振出し、その支拂を銀行が引受けたものである。例へば東

京の甲商人が大阪の乙會社から品物を買入れる場合、甲は自己の取引銀行に赴いて、自己の振出した手形が所要書類と共に呈示された場合には手形金額を乙に支拂ふことを依頼すると、銀行に異議がなければ一定の形式によつて手形面に支拂引受の旨を記載する。此の場合手形は銀行引受手形となり、公開市場でも賣買され、割引又は再割引される。甲は其の手形の満期日には手形金額を銀行に拂込むことを契約すると共に、銀行は書類を引渡して甲をして買付けた品物を受取らしめる。此の場合には銀行は何等現金を支出せず單に其の信用を與ふるのみである。此の業務に對して銀行は豫め協定した手数料を徴する。尙銀行引受手形に類するものに商業信用手形がある。これは預金者が取引銀行に對して手形を振出し、將來一定期日に銀行が其の額面金額の支拂をなすことを引受けたものである。

銀行引受手形は歐洲諸國に最も廣く用ひられ、それが漸次米國其他の諸國にも利用されるに至つた。

信用狀には二種類ある。第一は商業信用狀であつて、第二は旅行者信用狀である。信用狀に就ては外國爲替を述べる場合に詳述するが、旅行者信用狀は銀行が遠隔の地にある銀行に宛て



て同信用狀持參人に其の地の通貨を以て一定の金額を支拂ふべきことを依頼したものであつて、外國に旅行せんとする者は出發に先だつて取引銀行に依頼し、旅行先の銀行に對して信用狀を發行せしめる。旅行者は外國の都市に到着すると信用狀を指定の銀行に持參し、手形を振出すのである。銀行は署名捺印に相違なきことを確めたる上現金を渡し、信用狀面には渡した金額を書入れる。故に信用狀を呈示された銀行は何時でも信用狀の殘餘金額を知ることが出来る。

其の他銀行は旅行者小切手を發行することがある。小切手の額面は十圓乃至百圓程度に限定せられ、世界大戰以前には各額面金額と主要なる國家の通貨との對價をも明示してゐた。各小切手は紛失又は盜難に備へるために使用者の署名捺印を有し、而して旅館又は船會社で右の小切手を渡す時にはもう一度署名又は捺印をするのである。此の小切手は割引をして旅館船會社其の他に受入れられる便益がある。

以上の外、商業信用狀がある。これは外國から物資を輸入せんとする得意先のために銀行が發行する信用狀であつて、右の物資を賣つた者に一定の金額を支拂ふことを外國の取引銀行に

依頼する公式の書狀である。輸出業者は彼の手形と輸出書類を指定の銀行に呈示して支拂を受け、其の後の決済は銀行が相互に協議の上決定する。銀行は右の業務に對して一定の手數料を徴するのである。

投資信用は其の授信期間其の他に關して、商業信用とは著しく其の趣を異にする。大體商業信用は短期信用であつて、生産者と消費者とを連結するものであるが、投資信用は長期の取引であつて、生産者と、資本から収入を得んとするものとを結合するものである。投資信用を代表するものは株式、公社債、又は不動産抵當證券等である。近代に於ては株式組織の會社が大多數の事業を經營し、これ等の會社は株式又は社債を發行して其の事業資金を得る。株主は事實上事業の組合員であつて其の損益を分擔し、社債権者は單に會社の債權者であつて社債権に對して利子の支拂を受けるのである。

株式には優先株と普通株とがあり、優先株の株主は普通株の株主に優先して會社の資産に對して要求權がある。社債には擔保付社債と無擔保社債とがあつて擔保付社債は社債の發行に對



して抵當を有するもので無擔保社債はそれを有しないものである。前者は後者よりも確實であるから我が國では擔保付社債法によつて發行される社債の取扱を特に普通銀行に許してゐる。

抵當證券には不動産抵當證券と農業抵當證券とがある。前者は市街地の土地家屋を抵當とし、後者は農地又は家畜等を抵當とする證券である。是等は皆最も確實なる信用證券と考へられてゐるが、世界大戦中及び戦後には不動産の價值が變化したため現今では必ずしもそうは考へられなくなつた。

銀行は通常得意先の依頼により、商工業者支拂の手形を割引するのであるが、此の場合には手形の額面金額から割引料を差引いた金額を、手形の割引依頼者の口座に入れるのが通例であるが、小切手や送金手形の預託を受ける場合には預金もそれだけ増加する。故に商業銀行の貸借對照表中には預金と貸付及び割引の兩項目下の金額が、略々同一步調を以て増減するのである。

銀行貸付には定期貸付と當座貸付即ちコールローンとがある。コールローンは何時でも銀行の要求次第返済する契約を以てする貸付であつて、貸付は株式、公社債、倉庫證券等を抵當と

して行はれる。これ等の擔保は時とすると定期貸付にも亦提供せられることがある、特に單名手形に對して貸付が行はれる時がさうである。此の擔保の有無によつて貸付は抵當貸付と無抵當貸付とに分けられる。

## 第二節 割引及び貸付

爲替手形、引受手形又は約束手形等の普通手形は多く三十日、六十日又は九十日の期限を有する。製造業者又は商人が品物を一箇月、二箇月、又は三箇月の信用を以て賣却すると買手の約束手形、荷爲替又は引受手形等を受入れる。しかし製造業者は原料品を買入れ、その他生産を繼續するに必要な資金を要する。そこで彼等は受入れた右の手形、荷爲替、引受手形等を裏書した上銀行に割引して貰ひ、其の代金を直に利用するのである。而して右の製造業者は裏書によつて該手形に對して支拂義務を負擔し、支拂人が手形金を支拂はない場合には自ら手形代金を支拂はなければならない。右の如き兩名の支拂責任者を有する複名手形は、それが實際取引に原因して發生する場合は、既に述べたやうに商業銀行の割引又は貸付の目的物としては



最良のものである。

以前は右の如き場合には歐米では多く約束手形が用ひられたが、此の習慣は現今では漸次少くなつて、品物を買入れたものは賣手に約束手形を交附する代りに、賣手の帳簿上に記帳して、一定の日に買手は賣手に代金を送金し、又は引受手形に署名捺印し、もしくは手形を振出して、銀行で割引を依頼するやうになつた。従つて現今では、特に米國の如き、受取手形が少くなり、掛賣勘定、又は引受手形勘定が増加してゐる。而して一般的に言へば現金主義の取引が増加し、金融機關も右の新狀勢に適應するやうになつた。例へば米國に行はれる方法は、卸賣業者が小賣商に一千ドルの品物を賣渡すとすると、其の條件として支拂期三十日の手形を受入れるが、振出當日より十日以内に支拂をする場合には二分引することにする。即ち九百八十ドルの支拂でよいと云ふ條件を附する。此の場合小賣人から言へば二分の割引が得らるれば、銀行で九百八十弗を借入れる方が有利である。何となれば右の品物を賣却するに九十日を要するとしても、九百八十ドルの借入金に對して銀行に支拂ふ利子は十五ドルに過ぎないからである。

卸賣業者も、手持品を充實し、營業費を支辨して行くには資金を要する。でなくとも製造業者から一時に多量の品物を買付ければ比較的安價に品物を手に入れ得る場合がある。故に卸賣業者も自己の手形を銀行に呈示して割引を求め、又はブローカーに託して市場で賣捌かしめる。此の場合の手形が單名手形である。此の場合振出人に信用があれば銀行は右の手形に對して貸付をする、しかし振出人に信用がなければ銀行は、信用確實の個人又は會社の裏書を要求する。裏書を承諾したものは手形法の規定する所に従ひ右の手形に對しては全責任を負擔するのである。

銀行が貸付をする方法は銀行によつて一様で無い。或る銀行は比較的多額の貸付をするには重役會又は貸付委員會の同意を要するが、小銀行では正副頭取又は貸付課長又は營業部長が獨斷專行することもある。しかし結局は重役會が責任を有し、貸付を巧に行ふや否やが銀行業全體の成敗の原因となる。

貸付を行ふに當つては、例へば貸付を求むる者が、九十日間の資金の融通を銀行に求めたと



すると、銀行ではその依頼者に申込書を提出せしめる。それには申込人の氏名、裏書人の有無、擔保品、金額、満期日等を記載する。而して通例貸付課で申込人の信用状態、並びに其の口座の残存金額等を報告する。現今多くの銀行は、貸付希望者から一定の形式を以て、一定期日に得意先の資産負債状態を報告せしめてあるからそれに基いて、重役會又は、貸付委員會貸付課長等に於て協議をするのである。

銀行は自行の資金状態、即ち貸付勘定と、支拂準備金の状態を検べ、右の準備金額が貸付時期又は申込金額から見ても足りない場合には、貸付を拒絶する。しかし銀行が貸付申込全部に應ずるだけの手元資金があり、且つ貸付申込者の信用状態に申分がなければ貸付けるのである。各支店に於て貸付をする場合には少額の場合には通例支店長の権限に委せるが、多額の場合には本店に申達し重役會の決議に俟つのである。

銀行の手元資金が貸付申込金額全部を貸付けるに不充分の場合には銀行は最良の申込人の要求に應ずることになる。しかし此の種の申込人が數人ある場合には最も健全の抵當物件を提供し、其の信用が最も高い申込人から順々に撰んで行く。而して申込人の中に當該銀行の預金者

と預金者にあらざるものがあれば、銀行としては先づ預金者を非預金者よりも先に撰ぶことは當然であるが通例預金なき者には貸付をしないことになつてゐる。

貸付が重役會又は貸付委員會の同意を得ると、申込書は割引係の手に廻り、割引係は申込金額から割引料を差引いた金額を申込人の預金に振込むのである。割引係の手には割引帳があつて、其の中には割引された手形の振出人、裏書人、満期日、振出期日、貸付金額、利率等を記入した帳簿がある、同時に日記體の備忘録を有し、それには各日付毎に満期となる手形が記入してある。割引係は各手形の満期日には間違なく支拂を受けるため其の手形を呈示しなければならぬ、當日それを呈示しなければ裏書人は其の手形に關しては責任を免れるからである。各手形の満期日は周到に計算され、同日に満期となる他の手形と共に秩序よく銀行に保管される。

手形を其の満期日に取立てる方法は事業の性質によつて一定してゐない。大都市で營業する多くの銀行は其の得意先の中に受取手形又は引受手形を抵當として貸付を受ける多くの事業會



社を有する。此の場合には該手形の支拂地は全国各地に散在してゐることが多い。此の場合には満期日の數日前、銀行は、支拂地の取引銀行へ右の手形を郵送して取立を依頼する。最近に於ては割引される手形や引受手形の支拂場所を銀行とする習慣になつてゐるから、手形係は満期日が到來前に手形を支拂地の取引銀行に送達する。而して該銀行の得意先にして手形を振出し、又は支拂を引受けたものは常に満期日には右の手形に對する支拂を完了するに充分なだけの預金を維持することを心懸けるのである。

銀行に貸付を依頼する場合にはその申込者は擔保として銀行に對し株式、公社債其の他の證券を提供する。従つて貸付金が返済されない場合には、銀行は右の證券を賣却して、貸付金を回収するのである。擔保は三十日乃至數箇月に亘る定期貸にも、コールローンにも共に提供されるが、銀行の行ふ貸付に對して提供される見返り擔保は大體三大別される、第一は株式及び公社債、第二は商品第三は不動産である。

往々にして商人は商業上受入れる手形や引受手形を割引して銀行から貸付を受ける代りに、自己の手形を割引し其の見返りとして受取手形を提供することがある。もし右の貸付期間中に

受取手形が満期となれば、それを取下げて、代りの擔保物件を提供し、又は相當金額を返済する要がある。

又商人が自己が賣却した商品に對し得意先の普通手形や引受手形を受取ることが出来ない場合には受取手形中から額面金額も多く其の性質もよいものを選んで、委託勘定として銀行に提供する。一方銀行は受取手形の期限が到來すれば、其の代金を取立て、債權の辨済に充當し、それで猶餘剩があれば債務者に拂戻すのである。此の種の手形は見返り擔保としては決して第一流のものでは無い、何となれば銀行は委託された手形に關して一々其の内容を精査する必要がある、期限に取立をするにも多くの経費を要するからである。のみならず此種の擔保に頼る貸付希望者は多くの場合財政困難であつて他に適當な擔保が無い場合が多い。

以上の如く委託勘定は銀行の貸付に對する抵當としては決して適當では無いが、中小商人の資産は此の種の受取手形が多く、従つてそれを抵當として貸付をする機關を必要とする。此の目的を以て米國に於て生れたのが商業信用會社又は割引會社である。其の營業方法は各々相違



があるが大體、(一) 商工業者から受取手形を買入れ又は、(二) 自動車、蓄音機又はラヂオ等の月賦販賣會社から得意先の月賦金の受取手形を買入れる會社である。

事業會社が受取手形を賣却する原因は、彼等が銀行に提供するに適當な擔保が無い或は事業の擴張に資金を要するが如き場合である。前者の場合には銀行は繼續して資金の貸付を續けることは出来ないし、又委託勘定のみを抵當として貸付をすることも出来ない。此の種の事業會社は自己の單名手形を抵當として貸出を受ける力のないものが多い。其の他受取手形を委託し又はそれを賣却するのは、事業會社が既に銀行に於て借入金をも有し、最早適當なる金融の途が無い場合が多く、破産の前夜であると考へられてゐる。後者は、財政上健全状態にあつても、銀行から正當に貸付を受け得ないか、又は銀行信用を不時の必要のために残し或は原料其の他の買入に現金を以つて支拂をすれば著しく安價に買入れることが出来るやうな時に受取手形を商業信用會社等に賣却し、又は銀行に委託勘定として提供するのである。

米國で右の商業信用會社が出現した當時には銀行は概してそれを白眼視したが、其の後信用會社は徐々に發展し、今日では米國では無視すべからざる金融機關となつてゐる。彼等は最初

の資本は拂込資本金に仰ぐが其の後は、通例受取勘定を見返りとする單名手形を擔保として銀行の貸付を受ける。故に商業信用會社は銀行と資金需要者との間の中間的金融機關となるのである。

米國で最近發達した他の金融機關は、自動車、ラヂオ其の他の月賦販賣業者に對する金融機關である。例を自動車に取れば乗用自動車の六五パーセント、貨物自動車の九〇パーセントは先拂の契約で賣買されてゐるが、それに對し月賦金支拂證を渡すのである。しかし自動車は不景氣な時代には急激に其の價格が下落するため、普通商業銀行の貸付擔保としては甚だ不適當である。しかも自動車販賣業者の要する資金の大部分は銀行が供給する。此の種の貸付は通例自動車其の他の動産を見返りとする約束手形に對して行はれ、或る州では委託證書が用ひられ他の州では條件付賣買契約書が用ひられる。此の方法によれば自動車は月賦販賣契約の買受人の手に歸し、銀行は支拂を販賣業者に求めるのであるから、販賣業者の信用如何が最も重大なる要素である。而して自動車金融會社の収入は大部分は各種の手數料からなるので、其の大部分を



占むるものは自動車保險會社に對する代理者として得る收入である。此の種の金融會社は日本にも現はれ始めた。

自動車小賣商に對する金融方法は前記とは稍々其の趣を異にする。即ち自動車一臺を二千五百ドルで賣買して五百ドルを即金を以て支拂ひ、二百ドルづゝを月賦とした場合自動車小賣人は月賦代金受取證を抵當として自動車金融會社から一千五百ドル程度を借入れる。小規模の金融會社は自動車金融會社の手形を五パーセント程度を以て割引する。しかし此の種の手形は通例七分乃至八分の利子を附するから、該手形の額面金額に對しては五分、自動車會社の資金を以て融通する金額に對しては七分乃至八分の利子收入を得る。而して自動車會社は、手形面の利子よりも稍低い利子を以て小賣商から受入れた月賦支拂手形を見返り擔保として自家の單名手形を提供して銀行から貸出を受け、此の金融からも利益を得る。かくの如くして自動車金融會社の利益は時によつて非常に變動があるが大體多額であるのを普通とする。

以上の外商品手形がある。近代の産業は多額の原料を要し、其の取引には各種の段階があり

各段階には各々商品手形を必要とする。例へば我が國の米穀の如く、之を收穫して倉庫に入れ、或ひは棉花を米國又は印度から輸入してそれを倉庫に貯藏し、又は鐵道汽船等にて運搬する場合には、それが適當に保險が附されてゐる限り銀行の貸付目的物として適當なものである。以上の物資は倉庫證券と船荷證券によつて代表せられる。

倉庫證券は、米穀、棉花、綿布等を一定の倉庫に入れ、それに對して證券を發行し、該證券の持參者には何時でも其の商品を引渡すことを契約した證書である。倉庫證券には商品の品質數量等が明記してあつて、證券は賣買が出來、それを銀行の貸付の抵當とする場合には裏書をする。銀行は倉庫證券面の貨物に對しては留置權を有し、債務者が期日に至つて債務を辨済しない場合には、銀行は右の商品を處分して其の辨済に充て、又債務者が期限内に右の商品を消費し、又は賣却せんとすればそれだけの債務を辨済し、又はそれに代るべき抵當を提供しなければならぬ。

船荷證券とは汽船會社が、運送のために貨物を受取つたことを證する證券であつて、汽船會社と同様に鐵道でも之れを發行し、其の場合には貨物引換證と稱するが其の性質は全く同一で



ある。船荷証券には二種類ある。第一種類は貨物を特定の人に委託するものであつて普通の場合には右の証券は抵當とし又は賣買し得ないものである。第二種類は証券面に記載された人の指定によつて發行されたことを明記するものであつて、これは賣買又は讓渡が可能なるものである。船荷証券は現實に運送中の貨物に對して發行せられ、且つ讓渡が可能なるものであるから、貸付の抵當として倉庫証券と同様に安全且つ確實なものである。

以上の証券は手形の擔保として廣く用ひられる。たとへば、九州の甲が東京の乙に對して、一覽後三十日拂の手形を以つて石炭を賣却したと假定すると、甲は右の數量の石炭を東京に向つて出帆する汽船に積込み、汽船會社の發行する船荷証券を受取り、自己又は取引銀行を受取人とする手形を振出し、それを銀行に持參する。銀行はそれを東京の本店又は取引銀行に送ると、東京の銀行は乙に右の手形を呈示して引受を求める。満期日に至り、東京の銀行は乙から手形金額を取立て、もし乙がそれを支拂はなければ、結局甲に代拂を請求することとなるのである。

かくの如く多くの貨物は船荷証券又は貨物引換證によつて金融を受けるが、此の制度は甚だしく悪用せられ、詐偽的手段に用ひられて其のために船荷証券は銀行の擔保として不安視されるやうになつた。米國でも其の弊害に苦しんで、各州共通の船荷証券法の立法を要望する聲が起り、一九一六年八月には船荷証券法が議會を通過した。聯邦準備銀行法では商品の船荷証券を擔保とする手形の割引に關する規定がある。

以上の如くして銀行が定期貸付金の擔保として收受した商業其他の手形は銀行が特別に資金の必要が無ければ銀行はそれを金庫中に保存して満期日を待つが、もし其の間に特別の資金を要することがあれば、自己が割引した手形を再割引する。日本銀行では、商業手形其他確實な手形の再割引をなすことは其の授信業務中の重要なものである。(英國では市中銀行がイングランド銀行に於て手形を再割引することは少く、皆市中の割引會社がイングランド銀行に於て手形の再割引を依頼することは既に述べた。)

米國では一九一四年以前には再割引は殆んど行はれず、却つて再割引制度は歐洲の銀行制度の弱點と考へられてゐた。唯、地方銀行は其の預金銀行又は大都市の取引銀行に對して再割引



を依頼し、又は受取手形もしくは抵當物件を提供して貸付を受けた。しかし此の種の取引は米國では貸付及び割引總額から見れば實に微々たるものであつた。

しかし聯邦準備制度創設以來、再割引制度は米國の銀行制度の中核となつた。以前には米國に於て最も廣く利用せられた手形は單名の約束手形であつたが、歐洲諸國では爲替手形が最も廣く流通してゐた。故に米國で得意先の手形を割引した場合には、殆んど期限前に銀行の金庫を出ることは少なかつた。然るに爲替手形の場合には事情は別であつて、銀行の得意先が振出し、銀行が支拂を引受けた手形は何時でも賣買し得られ、公開市場に於て自由に割引される。而して市場に於て轉々する中に裏書の數が増加して、結局再割引業者の手に渡ることになる。而して中央銀行は取立又は資金振替の一手段として又は民間銀行に對する資金融通手段として右手形の再割引をするのである。

聯邦準備制度創設以前には銀行が手形の支拂を引受けることを禁ぜられてゐた。従つて歐洲諸國に於いて廣く用ひられてゐたオープンマーケットオペレーションは米國では全く利用されなかつた。此の事實と、ナショナル銀行の銀行券發行準備金を保有する中央銀行が無かつたと

云ふ事實が、米國に於て再割引制度が發達しなかつた一原因であつた。しかし、聯邦準備制度創設後は右の缺陷が除去され、各加盟銀行の準備金は十二の聯邦準備銀行に集中せられたので、加盟銀行は何時でも、一定の條件を具備した商業又は農業手形を準備銀行に呈示して割引を受けることが出来るやうになつた。世界大戰は再割引制度の發達を稍と阻害した傾向があるが、其の後の發達は實に驚くべきものがある。

以上述べた處は商業手形其他を擔保とする期限付、即ち通例割引と稱せられる金融であるが其他銀行は要求拂の貸付、即ちコールローンを行ふことは既に述べた。コールローンは主として株式市場に對して株式又は公社債を擔保として貸付けるものであつて、其の特色は貸借の兩當事者は何時でも其の貸借契約を解除し得る點にある。商工業者は通常利率を定めて定期借入金をする。蓋し彼等には利率も一定せず、且つ何時回收せられるか不明な資金を使用するとは甚だ不安であるからである。しかし株式仲買人は、自己が借入れた資金が回收される場合には擔保として提供してある株式又は公社債を何時でも賣拂ひ又は他の銀行にそれを提供して



資金の貸出を受けることが出来る。コールローンは本来一日を期限とする貸借であつて、其の翌日には回収されるものである。しかし我が國の例に示すやうに數箇月に亘るコールローンもある。銀行は午後にはコールローンを回収することは少なく、ニューヨークに於ては午後時十五十二分以後にコールローンを回収しないことが不文律となつてゐる。之に反して株式仲買人は午後でもコールローンを返済し得るのである。

併し多くの銀行はコールローンの回収に當つては、一日又は數日以上豫告を與へる。或る場合にはコールローンの貸付は數週間又は數箇月回収されないこともある。金融市場が緩漫であつて、金利が安定してゐる場合には銀行はコールローンの貸出を熱望して各種の便宜を與へる。之に反して金融市場が逼迫して金利が昂騰し又は借受人の金融状態が悪化する場合には銀行は早速放出してあるコールローンを引上げるのである。

我が國に於ては、コールローンの貸付を株式仲買人に對して行ふことは、比較的少く金融恐慌以前には、多額のコールローンの貸出を受けるものは主として銀行であつた、蓋し我が國では株式仲買人は比較的資力も少く信用も薄弱であるからである。而して三井銀行其他が多額の

不良貸出しを有し、商工業界の不況に直面して金融状態が悪くなつたのを見て、臺灣銀行に對するコールローンを急遽回収したことが先年の我が國に於ける金融恐慌の導火線となつたことは人の知るところである。

コールローンの利率は時により變動するが、しかし大體に於て其の利率は定期貸借利率よりも低くいことを通例とする。では何故に銀行が、コールローンに資金を放出するかと言へば要するに銀行としては出来るだけ多額の資金を何時でも現金化する状態に置きたいからである。銀行の貸出資金の大部分は預金であり、預金は何時でも拂戻を要求される性質の負債であるから短期間の通告により何時でも回収し得る方面に資金を放出して置くことが銀行經營上必要の條件なのである。

加之、コールローンの放出には何等の手續をも要しない利益がある。例へば地方銀行にしても東京又は大阪等の大銀行に打電して一定金額をコールローンに放出したいことを通知すれば、東京又は大阪の銀行はブローカーを通じて貸出をし、それを回収する場合にも一片の通告で充分である。而して時とすると地方で、銀行の引受手形を買入れ又は他の投資方法をとるよ



りもコールローンをするのが有利な場合があり又、コールローンの市場は多くの國では他の方面の貸付市場よりも廣いからである。

更にコールローンの場合には預金者に對して割引によつて貸出をする時に比して人的關係を考慮する必要が少い。コールローンの融通を受けるものも、資金が元來如何なる銀行から放出されたものであるかも知らず、又地方銀行にしても、其の貸出を受ける者が何人であるかも知不明である。従つてコールローンを突如回収しても貸借の當事者間には何等の惡感情も醸成されない。英國等は勿論、日本の如く支店制度が發達してゐる國では兎も角、米國の如き銀行制度ではニューヨークに於て運用せられるコールマネーの大部分は地方銀行の資金である。

コールローンの市場が最も發達してゐるのは米國である。老大なる地域を擁する米國の金融の中心地をなし、其の株式市場も世界第一の規模を有するニューヨークの銀行がコールローンに多額の資金を放出するのは理由のあることである。即ち米國の各銀行は預金者の預金拂戻の要求に應じ得るやう常に準備して置く必要がある。聯邦準備法成立以前には準備市のナショナル銀行は二五パーセントの準備金を保有することを法律を以て要求せられ、ニューヨーク、シ

カゴ、及びセントルイスの三中央準備市では各銀行は右の準備金を自己の金庫中に保有する必要があつた。しかし他の準備市のナショナル銀行は準備金の二分の一を自行に保有すれば足り地方銀行は預金支拂準備金の責任保有額は一五パーセントであつたが、其の中の九パーセントは準備市に於いて保有することが出来た。其の結果多數の地方銀行は、得意先の要求に基き、又はニューヨークの銀行が所謂銀行の預金残額に對し低率——多くの場合二分——の金利を支拂つたに原因して、多く其の準備金をニューヨークの銀行に預金した。而してニューヨークの銀行は是等地方銀行の預金を要求のあり次第拂戻し得る状態に置く必要があつた。

過去に於ては多額の準備金をかくの如くニューヨークに集中することは米國の銀行制度の大弱點と考へられてゐた。何となれば其のために投機が刺戟され、信用の全般的膨脹が招來された。地方の産業が活潑となり、資本に對する需要が起ると、地方銀行は急遽ニューヨークに保有してある資金を回収し、又金利が急速に昂騰すると、各銀行は狼狽して、其の殘金の回収を急ぎ却つて恐慌を招來したからである。聯邦準備制度は公開割引市場を供給して、銀行がコールマネー市場に依頼する程度を少くすることを目的としたが準備銀行は加盟銀行の預金に對



しては利子を支拂はないから、加盟銀行は出来るだけ準備銀行に對する預金を少くして資金を従来のやうにニューヨークに送ることは繼續せられ、且つ準備銀行に加盟しない銀行又は信託會社は依然としてニューヨークで其の資金を運用する外無い。

最近までニューヨークに於ける株式仲買人に對する銀行の貸出金が十億ドルを超過することは稀であつたが一九二七年から一九二八年にかけて多額の公社債が發行され、且つ株式市場が不斷に昂騰を見たため、株式仲買人に對するコールローンの貸付額が四十億ドルを超過し、其の平均額は前年の平均額に比して十億ドル以上多くなつた。而して此の巨額のコールローンは、ニューヨークの銀行が約四十一パーセント、ニューヨーク以外の銀行が二十八パーセント、『その他』が三十九パーセント供給した。一九二九年の株式市場暴落以後は株式及び公社債を抵當とするコールローンは激減した。

我が國に於ても株式取引所は所々に散在しても、其の中心は東京と大阪にあるやうに、米國に於ても株式取引はニューヨークに集中せられてゐる。即ち米國各地で株式取引をなさんとするものは、取引のある仲買店に行き、ニューヨークに於ける株式市場の動きを見て、仲買人に

買注文を發し、一定の證據金を支拂ふと、地方の仲買人は電信又は電話を以つてニューヨーク株式取引所の仲買人に注文を移牒する。ニューヨークの株式仲買人は『場』に出て注文された株式を買入れると共に株式の買入價格と證據金の差額を借入れるのであるが、其の場合右の買入れた有價證券又は他の證券を見返り擔保として提供する。従つて株式を買入れる人が何處に在るやうとも、株式取引はニューヨークに集中するのである。我が國に於いても程度の差はあるが右の關係は同一である。而して株式又は公社債の買入資金は大部分ニューヨークの金融市場で調達される譯である。又、右の株式の價格が騰貴して、株式の買注文を發したものがそれを賣却せんとする時には矢張り地方の株式仲買人に賣注文を發し、地方仲買人はそれをニューヨーク株式取引所の仲買人に移牒すれば同人は注文通りそれを處分して彼の借入金を返済し、地方の仲買人は賣買の差額を得意先に現金を以て支拂ひ、又は得意先の勘定に振替へる。而してニューヨークと地方の兩仲買人間の決済は毎月末に行はれるのを常とする。

仲買人は取引所で賣却した株式其の他の證券を引受けるために、見返りとして銀行に提供してある證券を取戻す必要がある場合がある。此の時には債權銀行はそれと同價値の見返りの提



供があればそれを許すのが通例である。而して銀行としては同一種類の有價證券に對して多額の貸付をするよりも多種多様の證券を一團とした擔保に對して貸出をすることが有利なのである。何となれば同一種類の證券を一時に處分するよりも、多種多様の株式を少しづつ處分する方が有利且つ容易であるからである。日本とは違つて鐵道事業が民間の大企業であつて其の性質上収入が一定してゐた鐵道關係の證券は米國では最も喜ばれる擔保であつたが、最近に於ては多くの鐵道が苦境に立つてゐると他の産業が發達して堅實となつたことに原因して鐵道證券と他の産業の證券とに多くの差別を置かなくなつた。

コールローンの利率は時によつて變動する。利率は主として株式市場の狀況と金融市場に於ける資金の需要供給状態によつて決定されるが、一旦決定した利率は常に適用され、利率が騰貴すれば貸借契約を更新するに當つて引上げられるし、反對に利率が下がれば仲買人はそれによつて利益を得るのである。

多くの國ではコールローンの貸付は金融ブローカーの手を通じて行はれることになつてゐる。

しかし米國では、以前には株式取引所内にコールローンの貸付を専門とするマネーポストと稱する機關があつて、多くの仲買人は株式及び公社債の仲買を營むと共に資金の供給をもした。銀行は午前中の交換後に手元資金に餘裕があることが判明すれば、右の機關に一定の金額の貸付を依頼する。而してそこには金融ブローカーも集合して貸借の相手方は相談の上利率を決定した。

しかし一九一七年から一九一九年にかけてニューヨークのコールマネー市場は、完全に自由公債委員會の小委員會として生れた通貨委員會の統制下に置かれた。其の統制方法は戰爭遂行に必要な諸他の物資の割當が必要であるやうに資金の割當も必要であると云ふ見地から創設されたものであつて、戰爭終了後、一九一九年一月通貨委員會が撤廢されると共に、以前のマネーポストに代つてマネーデスクと稱する機關が發生した。此の機關はコールマネーの貸借兩當事者を一堂に集めて時間と手數とを節約するに多大の貢獻をした。例へば五十萬ドル貸付の注文を銀行から受けたブローカーは右の機關に、五十萬ドルのコールマネーを四分の利子で貸付けることを通告する、而して他のブローカーも亦類似の通告をすれば、マネーデスクでは右の



貸付申込を記帳して置く。すると資金の借受の注文を受けたブローカーが其の貸出申込表を見て、利率を適當と認むれば貸付注文を受けてゐるブローカーと會見して貸借契約をし、それをマネーデスクに通告すればそれを市場利率として記録する。もし其の後に新利率を以て契約が出来れば前の利率は更新される。

此の場合コールローンの利率には、市場利率と更新利率とがある。即ち市場利率は最初のコールマネー貸借の利率であつて、更新利率は既に貸借が出来てゐるコールローンを更新する場合の利率である。前者は既に述べたやうな方法で契約するものであつて其の期限は一日であるが、翌日にも貸借契約を繼續せんとすれば更新利率による外は無いのであつて、後者が代表的コールローン利率であると言ひ得るものである。其の方法は午前の手形交換が完了して各銀行が其日の手元資金の金額を知る頃、株式清算會社はニューヨークに於てコールマネーを貸出す銀行に電話をかけ、何程の利率を以て幾何のコールローンを貸出すかを聞合はせ、同時にコールマネーの需要者とその意向をも聞き合せ前日の金融市場も參酌して、更新利率を決定する。而して委員會は當日締結された貸付契約も、株式市場に於て取引された株式の數をも見て、何

程の資金が何程の利率ならば吸収せられ得るかに關して明白なる觀念を得るのである。

我が國では特殊の事情から、コールローンは翌日拂、無條件、普通物、月越無條件、三十日物、六十日物と區別して、市場で貸付利率を出してゐる。翌日拂とは勿論、唯だ一日の貸付であつて、無條件とは其の返済期について何等の條件を附しないもの、普通物とは、普通の條件を附したコールローンであつて、月越無條件とは、月末の株式受渡しに資金を要するから月末までには返済を要しないことになつてゐる外は無條件のコールローンである。三十日物、六十日物とは、三十日又は六十日後に支拂ふことを條件とするコールローンである。之れ等各種のコールローンの利率は時期により又金融市場の現在及び將來の動きの豫想によつて多くの差がある。

ニューヨークでは其の後又コールローンの清算制度が發達した。以前の制度ではコールローンの借受人がコールローンの返済を求められる時には新貸借契約をするか又はそれを清算する外はない。しかし新貸借契約をするにしても彼が銀行に提供すべき擔保は既に銀行に提供されてゐるのであるから、新貸借契約をすることは右の擔保を銀行から回収しなければ不可能であ



り、同時に擔保を取下げるには新しい借入金をしなければならぬ。此の場合に以前には仲買人は自己が取引を有する銀行の保證小切手を振出して右の見返り擔保として提供されてゐる證券を取戻したが、借受人としては右の手續には數時間資金を要するに過ぎないが地方から資金の引出が多いやうな場合には非常な混亂があつて各種の手違ひを生ずることも少くなかつた。

右の状態を改善するため一九二一年に創設された新制度によればコールローンの借受人は貸借契約の細目を記した四枚の明細書を作成して貸付銀行に送附すると、該條件が貸借兩當事者に満足すべきものであれば銀行は明細書の二枚を保有し、借受人は二枚を株式清算會社に送附する。右の行爲は株式清算會社に貸付の斡旋を依頼する意味を有する。而して新に貸付をする銀行も右の二枚の明細書と借受人に渡すべき金額を額面とする小切手を株式清算會社に送附する。それと共に銀行は株式清算會社に托されてゐる是迄の擔保の引渡を受けるのである。

同様に返済を要求された以前のコールローンの返済も行はれる。右に述べたやうな明細書が此の場合にも交換されて、株式清算會社にも送附される。貸付銀行は清算會社にコールローンの見返り擔保を預托すると、清算會社は右の銀行宛に貸付金額を額面とする小切手を送附する

と共に、見返り擔保に入れてあつた證券を借受人の勘定に入れる。此の制度は小切手の振出し數と、有價證券の授受數を大いに減少した。かくの如くしてコールローンの貸借當事者は個々に貸借の決済をせず、すべて株式清算會社を通じてするやうになつた。

以上の如く仲買人も有價證券取扱業者もコールローンの貸付をする銀行と密接な關係があるから、彼等は銀行の状態を知ることが必要とする。もし銀行が多大の遊資を擁して居れば、仲買人は多くの資金を比較的低率を以て貸付を受けることが出来るし、反對に遊資が少なければ貸付を受け得るコールローンの金額も少く、従つて仲買人の活動も妨げられる外は無い。時によると株式市場は利率は高くとも介意せずしてコールローンを借受けることもあるが、遊資が少なければ、資金の返済請求が多く、株式市場の活躍は阻止される。故に株式仲買人も、銀行も、商工業者も皆銀行の金融状態を出来るだけ早く知ることが欲するのである。米國でこれを知らんとすれば以前にはニューヨークの手形交換所の組合銀行の報告書によつた。

米國で遊資状態の如何を知るには『超過準備』即ち、法律によつて規定されてゐる準備金額



以上に銀行が有してゐる資金の項目を見るのである。蓋し銀行は右の超過額は貸出し得るからである。もし毎週公表される右の報告書に超過準備金が多ければ、金融市場は緩漫であるに反し、少なれば逼迫して、定期貸付金利もコールローンの金利も共に騰貴することを豫期しなければならぬ。

しかし聯邦準備法が實施されて以來、ニューヨーク手形交換所の組合銀行の報告書よりも、寧ろ聯邦準備銀行の報告書が重要視されるやうになつた。特に過剰準備の點に於てさうである。蓋し殆んどすべての手形交換所の組合銀行は同時に聯邦準備制度の加盟銀行であつて、各加盟銀行は其の法定準備金を聯邦準備銀行に預金して置くことになつてゐるため、各組合銀行の過剰準備は金融市場に對して關係が甚だ稀薄になつた。現今に於ては一般の銀行は單に法定準備金だけを保有し、其の準備金保有狀況は單に準備銀行に於ける借入金の状態を示すに過ぎないやうになつた。

聯邦準備法では聯邦準備局は一週一回各聯邦準備銀行の營業と全準備銀行の營業狀態とを綜

合的に示す報告を公表する義務を課してゐる。これは日本銀行の週報と同じく一國の金融狀態の縮圖であるが、米國の聯邦準備局の發表する三十七項目の中、銀行の授信行爲に最も關係のあるものは「手形及び證券合計」と云ふ項目であつて、聯邦準備銀行が貸付及び投資の形式を以て如何なる程度に授信行爲を行つてゐるかを示す指針である。日本銀行週報には昭和九年三月廿五日から三十一日迄の一週間を平均して次の如く示されてゐる。

公債	三三〇、五二九千■
政府證券	一一一、〇〇〇
證券	一四五、四八八
手形	二八八、六三七

聯邦準備銀行の「手形及び證券合計額」は三項目に分類される。第一は割引手形であり、第二は公開市場に於ける買入手形であり、第三は公債である。第一は加盟銀行が聯邦準備銀行から手形割引の方法によつて借入れて使用しつゝある信用の總額であつて、金融市場は此の金額の増減に關しては甚だ敏感である。何となれば加盟銀行が聯邦準備銀行に對して多額の負債



を有する場合には、一般金融市場に對する貸付を出来るだけ減少せんと試みるからである。其のためには貸付金を回収し、投資物件即ち有價證券を賣却し、或は貸付に手心を加へることが必要となる。之に反して加盟銀行の聯邦準備銀行に對する負債が少なければ、彼等は一般金融市場に對する貸出しにより自由な態度をとり金融は緩漫となるのである。

公開市場に於ける買入證券と、公債の保有額も決して無視し得ない項目であつて、手形市場の状態と金融市場の一般状況を反映する。聯邦準備銀行は手形の引受はしないが、公開市場に於いて手形を買入れ又加盟銀行のために手形の再割引をする。従つて聯邦準備銀行の手形保有額は、市場の状況を直接に反映する。而して政府公債の保有額増加は聯邦準備銀行が、金融を緩漫にするために努力してゐることを示し、反對に其の減少は金融市場から遊資を少くせんとしてゐることを示すものである。

右の關係は既に述べたやうに我國の日本銀行週報に就ても同様であつて、昭和九年三月三十一日の週報を見るに其の貸借對照表は次の如くである。

負債の部	
資本金	六〇、〇〇〇 <small>千圓</small>
積立金及び損益金	一三七、三二四
發行兌換銀行券	一、二七〇、六〇〇
政府預金	
政府當座預金	二五二、七〇四
其他	一四四、六四七
計	三九七、三五一
一般預金	一〇〇、〇六五
小額紙幣準備寄託金	一一、一六〇
其他	一一六、七八九
計	二、〇九三、二九三
資産の部	



拂込未済資本金	一五、〇〇〇
現金及び地金	
金貨及金地金	四二五、〇七〇
其他	三九、六二九
計	四六四、七〇〇
割引手形	六七四、六五一
政府法定貸金	一一一、〇〇〇
政府一時貸金	二、九二四
貸付金	二六、九四八
外國爲替資金	一三五、七七六
公債	五八六、六一六
代理店勘定	八三、六〇五
政府勘定特殊現金	五一、二四五

小額紙幣準備保管金	一一、一六〇
其他	一八、六六四
計	二一、〇九三、二九三

我が國に於ては、保證準備發行額が十億圓であるのに、昭和九年三月末の一週間の平均保證準備發行額は七億八千六百萬圓であるから當時の状態に於てならば尙發行餘力がある譯であつて金融市場に資金の必要があればそれだけは今後發行税を支拂はないで發行し得るのである。従つて金融市場に於て資金の必要があつて、日本銀行に規定の見返りを持參して手形の割引又は貸付を要求すれば直にこれに應ずることができる。三月末の如き特別に資金を要する事情がない場合には右の如く二億圓以上の發行餘力があるが、年末の如き金融の繁忙な時には發行制限額を超過するを常とする。

次に觀察すべき主要項目は一般預金である。一般預金は民間の取引銀行が日本銀行に預金してゐる金額であつて、民間銀行は手元資金を有利に利用し得れば無利子を以つて日本銀行に預金して置く必要は無い。故に一般預金の増加は民間銀行が資金の投資先を見出すに苦しんでゐる



ることを示してゐるものである。

以上、日本銀行の諸勘定を見たが、次に東京社員銀行週報を見るに次の如くである。(昭和九年三月三十一日)

預 金	
當座預金	二八五、二九七 <sup>千圓</sup>
特別當座預金	四八七、九八三
通知預金	二七七、一四一
定期預金	一、一一七、五一四
合 計	二、三四五、一一一
貸 付	
割引手形	三二七、七四七
手形貸付	一、三二九、六七八

證書貸付	四〇二、八七三
當座貸越	一一九、〇〇五
合 計	二、一七九、三〇三
コールローン	二九三、七七三
金銀在高	一八〇、三九二

右の預金額が貸付高合計よりも甚だしく多ければ東京の社員銀行は貸出餘力がある譯で、従つて適當なる擔保物件があれば比較的低利を以て貸出しを行ふことを示し、金融の緩漫なことを明かにしてゐるのであつて、之れに反し貸付額が著しく預金總額に超過する時は金融が逼迫して、銀行は新規の貸出を躊躇するは勿論、以前の貸付金をも回収せんとすることを示してゐる。

貸付と割引との相違に就ては既に述べた所であるが、銀行は其の得意先のために手形を割引し、取引先にあらざる商工業者の手形は商業手形會社の手を経て買入れて貸付をするのである。手形會社、又は手形仲買人は銀行と資金需要者との間の仲介者であつて、商業手形とは商



業取引に原因して發生する手形、送金手形、引受手形等を總稱し、多くの場合には單名手形を意味する。

我が國に於ては商業手形の仲介業務は見るべき發達を示してゐないが、英米兩國では著しい發展を遂げ、米國では最近數年間に其の内容にも甚だしい變化があつた。以前には商業手形會社は單に資金の貸付を求むる會社の代理を勤め手数料を得るに止まつたが、今日では其の得意先の約束手形を買入るゝのみならず最近には引受手形をも買入れるやうになつた。従つて多額の資本金を擁し、完全なる信用調査機關を有し、各地に代理店を設け、銀行には多大の預金を有する。其の取扱年額は二十億ドルを超過し、しかも二三の大會社が米國全部の商業手形を仲介し取引してゐるのである。

米國では各地方の金利は時期によつて大變動がある。例へば西部地方に於て小麥を收穫してそれを市場に出す時には、資金に對する需要は甚だしく供給を超過し、地方銀行は其の貸付能力を擴張するが、二三箇月後には一旦銀行から流出した資金は再び銀行に還流し、各銀行は貸出資金に餘裕を生ずる。従つて秋から冬にかけての收穫時期には西部及び南部地方は金利が高

く、春から夏にかけて金利は下落する。商業手形の取扱業者は此の狀勢を利用して、金利の高い手形を買入れ、それを金利の安い方面で賣却するのである。

しかし何故に商工業者は手形を銀行に賣らないで、商業手形會社に賣るのかと云ふ疑問が起るが、前述の如く商工業者は商業手形を手形會社に賣り、銀行預金を不時の場合に備へることもあり、又商工業者の取引する金額が餘りに大きく銀行業者が貸付をするのを喜ばない場合もある。商業手形會社は一旦之等の手形を引受けて、それを各銀行に適當に分配する便宜がある。加ふるに銀行が貸付をする場合には、借受人に總額の二割を預金することを求めるのが通例であるから、資金の借受人は一百ドルの借入をしても八十ドルを實際に使用し得るに過ぎず、従つて五分の利率で借入をしても結局は六分の利子を支拂ふのと同様になる。然るに手形を手形會社に賣却すれば單に手数料を差引かれるだけで手形の額面全額全部を利用し得る。

商業手形の買入は商工業者にも銀行にも共に便利である。何となればそれは普通の得意先に必要の無い資金の放出先を銀行に與へるからである。米國では地方銀行が多額の商業手形を買入れるが、彼等は多くの金額を大都會の銀行に預金し、特に資金に對する需要の少い時には預



金尻が巨大な額に達することがある。然るに大都市の銀行が之等の預金に對して支拂ふ利子は通例二分であるが、商業手形の利子は五分乃至六分に達する。

商業手形に對しては書換を求められることが少い點が有利である。銀行の得意先の多くは一且借入金をするとなつた場合に書換を求め、結局銀行は長期の貸付をしなければならなくなる。然るに商業手形を買入るれば、満期日には殆んど全部支拂を完了する。かくの如くして商業手形の買入は銀行に放資先を供給し、危険を分散し、且つ資金の必要な場合には聯邦準備銀行に提示して再割引を受け急速に現金化し得る種類の資産を増加するを得しめるのである。

併しながら一方に於て商業手形會社は銀行の業務を奪ひ、且つ商業手形會社あるがために、財界不況時代には商工業者は其の金融を銀行に頼り一朝財界が好轉すると商業手形會社に赴く傾向があるのみならず、手形を主として市場で賣る商工業者は銀行の牽制を受けなため、事業を不自然に擴張し公開市場で資金の融通を受けることは堅全なる銀行業務の遂行を妨げる傾向がないでもない。

引受手形の出廻りが増加してから米國の聯邦準備法では商工業者及び銀行の引受手形に關する規定をしたが、其の目的は、引受手形の賣買を以て、公開割引市場の取引の基礎たらしめんとするにあつた。而して、引受手形は年と共に市場に増加し、其の結果、大規模の割引會社が引受手形を取扱ふために創立せられ、又以前の手形仲買人又は商業手形會社は從來主として取扱つてゐた單名手形から轉じて、引受手形を主として取扱ふやうになつた。

以上の如くして我が國、米國其の他の各國に於ける銀行は割引又は貸付による授信行爲を行ふのであるが、其のためには何れの銀行も信用調査機關を設け、絶えず得意先の信用状態の調査に當るのである。

### 第三節 爲替

爲替とは甲地の人が乙地の人に對して一定額を支拂ふことを指圖する證券であつて、振出人と支拂人とが同一の國家内に住居する場合には内國爲替であつて、振出地と支拂地とが國家を異にする場合には外國爲替である。而して内國爲替は一覽拂即ち提示さるれば直ちに其の金額



を支拂ふことになつてゐるものがあり、又、一覽後三十日六十日又は九十日後に支拂ふことを指圖する場合もある。而して手形を振出すものは振出人 (Drawer) であり、其の手形金額を支拂ふ義務を有する者を支拂人 (Payee) 又は被振出人 (Drawee) と稱する。

爲替手形の振出しが行はれるのは例へば東京の甲商會が大阪の乙會社に一定の品物を注文して、右の品物が無事に到着した場合には三十日後に一定の金額を支拂ふことを約束する。此の場合大阪の乙會社は自己を受取人とする一覽拂の手形を振出して裏書しそれを取引銀行に預託する。銀行はそれを東京の本支店又は取引銀行に送付する。かくの如くして手形は約束手形と同様の效力を有することになるのである。而して東京の乙會社が満期日になつて手形金額を支拂へば東京と大阪の銀行間に決済が行はれる。乙會社は自己を受取人とする代りに自己が債務を負ふてゐる丙商店を受取人とする場合がある。しかし此の場合にも手形支拂の手續は本質上甲乙兩者間にそれと同一である。一覽拂の手形は呈示次第支拂をなすべきものであるが、支拂人は直ちに支拂をする代りにそれを引受けて、自己の取引銀行で支拂ふことにする場合がある。此の場合には手形は本質上小切手同様となるので、支拂人の銀行に手形を持參して支拂を受け

るのである。

爲替手形には船荷證券其の他の貨物證券を添付することがある。これを荷爲替と呼んでゐる。例へば前記の場合乙會社は甲商會の注文した品物を積送すると共に船會社又は鐵道から船荷證券又は貨物引換證を受領する。右は貨物の輸送業者が右の貨物を受取つたこと、並びにそれを指定地に運送すべきことを契約する證書であるから、東京の甲商會が大阪の乙會社の積送した右の貨物を受取るには貨物證券を手に入れなければならない。而して貨物證券と送り状とは爲替手形に添附して大阪の銀行から東京の銀行に送られるから、東京の甲商會が貨物を受取るには、一覽拂の手形ならばそれを支拂ひ先拂の手形は引受をしなければならぬ。

以上は内國爲替であるが外國爲替も其の原則は右と少しも變りはない。唯外國爲替の場合には手形の振出地と支拂地とは國家を異にし、多くの場合貨幣單位を異にするから右に述べた例に加へて爲替率の問題となるのである。しかし世界各國が金本位制度をとつてゐた時代にはロンドンが世界各國の爲替の決済場所となつて居り、日本から歐洲諸國は勿論、南米諸國へ輸出



されたもの、代金もロンドンで受取り、又世界各地から日本へ輸入されたもの、代金もロンドンで支拂はれる。而して英國が金本位制度を離脱して爲替率が變動するやうになると其の決済は一部分ニューヨークに移り、米國も金本位を離脱するに至つて英米兩國中比較的爲替率の安定してゐる國が爲替の決済地となつてゐる。

外國爲替の起る最も單純な原因は、例へばリヴァプールの紡績業者がニューヨーク棉花百俵を買ふとすると、ニューヨークの輸出商は其の代金として一千パウンドの爲替をリヴァプールの紡績業者宛に振出し、それを取引銀行へ持参すると、兩國共に金本位制度にある場合には、一パウンドが四ドル八十六セントが標準相場であるから、四ドル八十六セント前後で換算して、四千八百六十弗内外の現金を銀行が現金又は小切手で右の輸出商に渡し銀行は右の爲替手形をロンドン又はリヴァプールの取引銀行に送ると、取引銀行は右の紡績會社から一千パウンドを取立てニューヨークの銀行の口座に一千パウンドを振込むのである。かくの如くして一千パウンドの資金をロンドンに於て有することになつたニューヨークの銀行には、英國から物を輸入する商人が輸入物品の代金支拂のために英國で支拂ふ爲替を買ひに来る。其の場合、ニユーヨ

ークの銀行はロンドンで取立て、預金してある一千パウンドがあるから、それを輸入業者に賣るのであるが、其の取引によつて銀行は、右の一千パウンドの手形を四千八百七十ドル内外で輸入業者に賣り、十ドル内外の利益を得るのである。同様に英國から米國へ物品を輸出する商人も、其の代金をニューヨークの取引銀行を通じてニューヨークで取立て、それを預金して置くのである。實際の外國爲替は以上の如く簡單では無いが其の原則は右の通りである。

外國爲替の需要供給の起るのは主として物資を外國相手に賣買するからであつて、我が國に於ても昭和八年度に於て約十八億六千一百万圓の品物を外國に賣り、外國から十九億一千七百万圓の品物を買入れたが、爲替銀行が右に述べた方法で外國爲替を取扱はなければ、右の巨額の輸出入代金の決済は金を輸出し又は輸入して之をなす外に途は無いのである。

しかし物品の賣買以外に外國に對する投資の利子又は配當金、海外旅行者が外國で費消する金額、移植民の送金汽船會社が外國の荷主から受取り、又は我國の荷主が外國の汽船會社に支拂ふ物品の輸送料金、保険料等所謂『見えざる貿易』も亦外國爲替の需要供給を起す原因となるのである。即ち日本から云へば物資の輸出、海外に於ける有價證券の賣却又は發行、銀行資